矯正図書館

刑政

第四十三巻　第九號　九月號

囚人に對する捕心術	卷頭言	2
刑政時論		4
プロシヤ新累進制の思想的背景	木村亀二	6
刑法の保安處分化	常磐敏太	19
支那行刑問題と嚴景燿の論評に就て	佐伯復堂	32
海外通信	原三郎	32
不良兇惡囚の調査（二）	吉益脩夫	42
米國サンフランシスコ灣アルカトラツ嶋の陸軍刑務所	ウインスロツプ・マーテイン	54
パロールの本義と其實際（下）	クレーア・ウイルコツクス	60
アメリカの刑務所暴動に關する紐育刑務協會長の返信		69
犯罪防壓と社會事業（下）	矢島定男	72
指紋事務講習會開催の概況	エム・エヌ生	80
偶感	A・S生	97
讀者の頁——家庭の頁——刑政俳壇——行刑統計——其他		

財團法人　刑務協會發行

明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和五年八月二十八日印刷納本・昭和五年九月一日發行　第四十三卷　第九號

最新刊

監獄法概論

司法書記官
法學士　正木亮先生著

▲四六版上製▼
▲紙數二百頁▼

定價壹圓參拾錢
〔送料十八錢〕

○監獄法乃至監獄學に特殊の造詣を有つ著者が始めて公にされた系統的著述であつて端的な内容ながら理論透徹汎く諸説を渉獵して之を剖檢し各國の行刑思潮を參酌して之に明快な鐵答斷案を下してゐる。斯學に關する良書乏しき秋本書は必ずや學者實際家を稗益する所大なるものがあらう。

○因に本書は刑務官練習所入所者の教材用卒業者の研究用としては勿論來年度受驗者の準備書としては至極好適のものであり且著者は現に同所講師として教導の任に當られてゐる。敢て各位の必讀を推奨する。

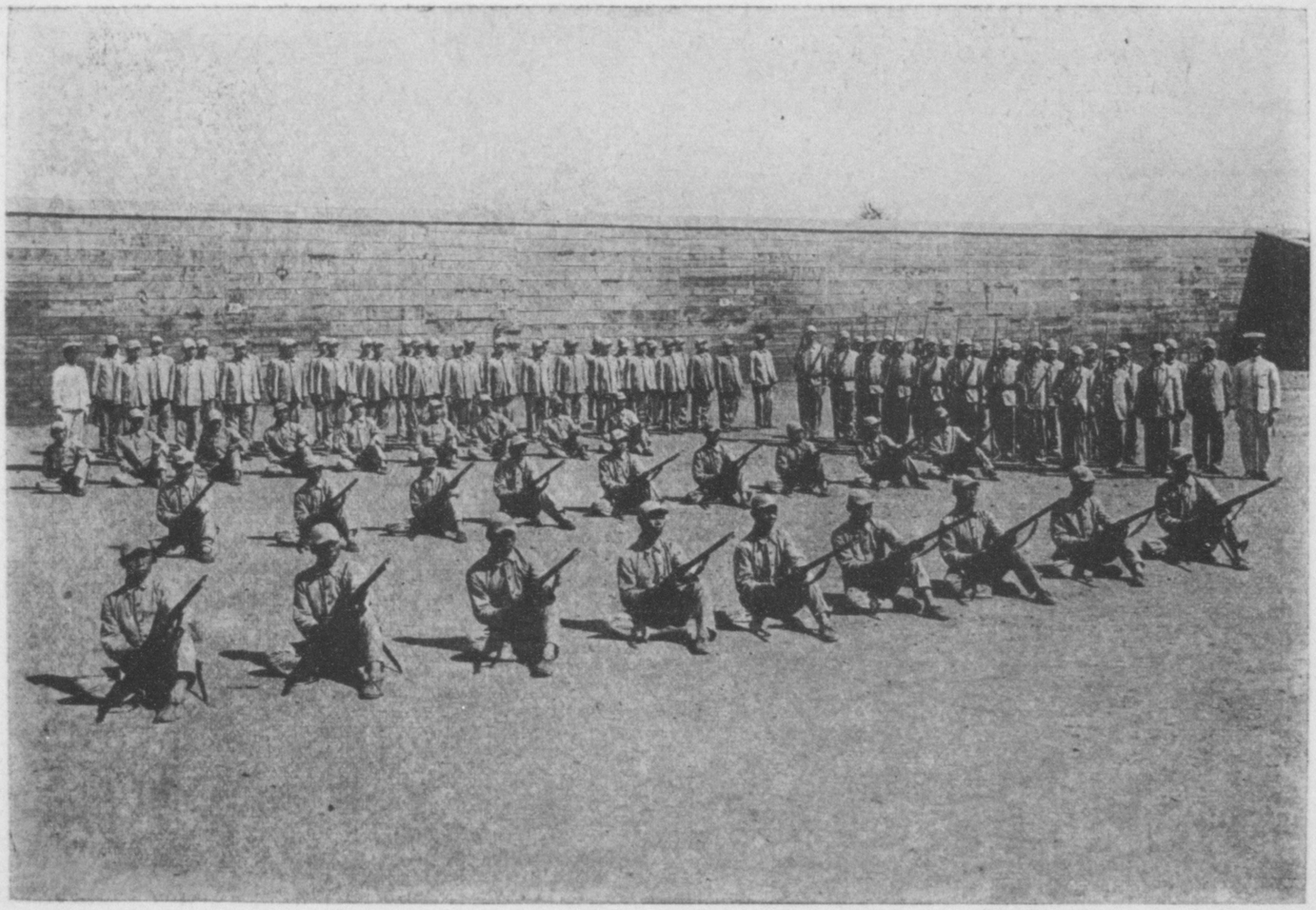
最寄書店品切の節は直接本社へ御注文乞

東京市神田區今川小路貳丁目　合資會社

（電話）九段五七八（・振替）東京七八六二七

清水書店

矯正図書館



北海少年刑務所に於ける軍隊教練　（折敷け構へ）

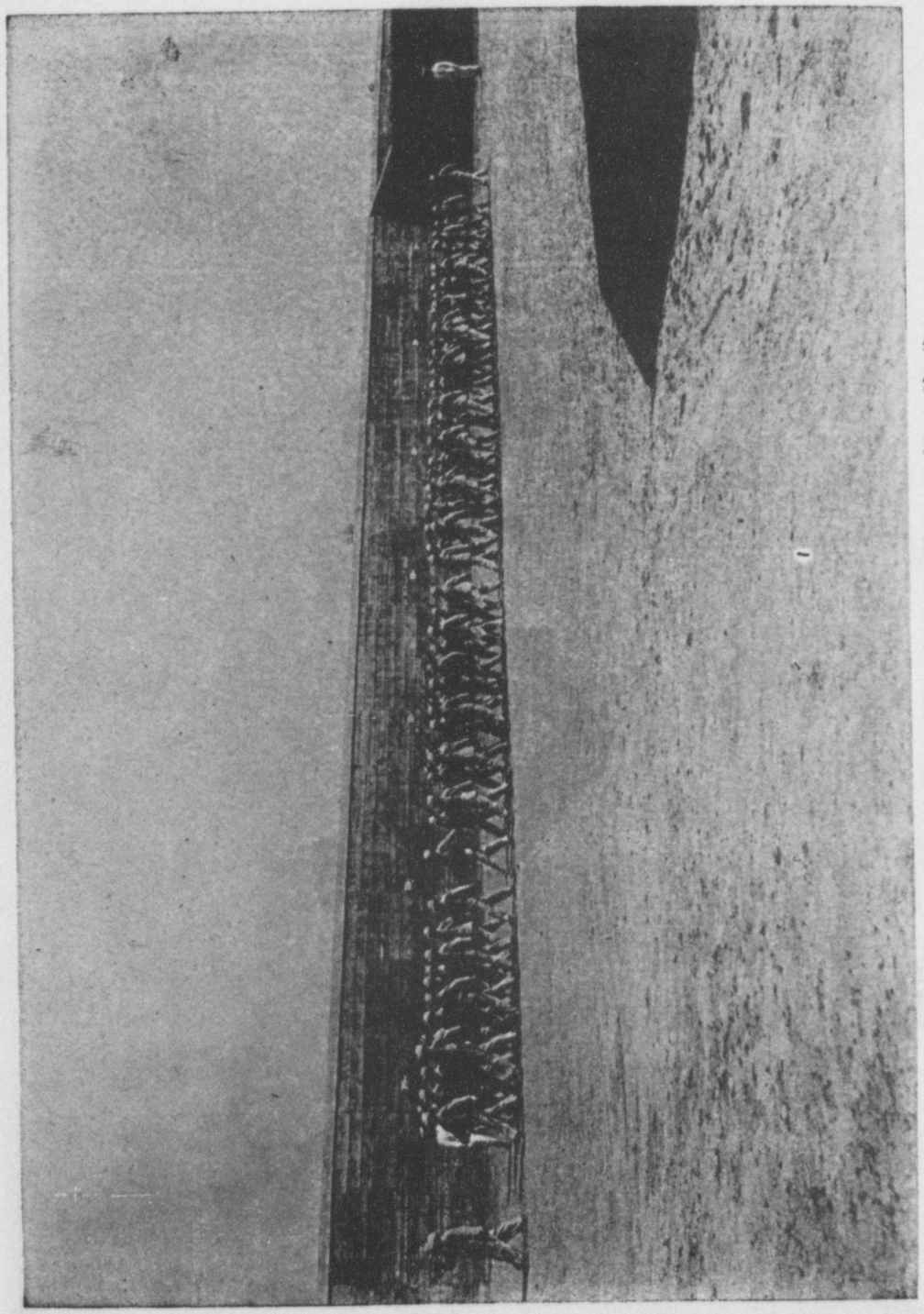
刑政第43巻第9号

矯正図書館

刑政



第四十三卷・第九號



（調　歩）　練教隊軍るけ於に所務刑年少海北

囚人に對する捕心術

ワルター・ルツは彼の犯罪原因の研究にあたつて一つの信條を定めた。彼が拘禁者を扱ふ場合にもしも假定を定めて仕事にかかればその結果にはあやまりが多いといふのがその信條なのであつた。實際假定には豫斷が伴ひ易い。先入心が伴ひ易い。彼は拘禁者の研究に於てそれを恐れた。彼は拘禁者の研究に當つて努めて拘禁者と同じ境遇にその身を置かうとした。研究者が相手の心情を捉へるには常にルツのその努力が必要とされる。

殊にわれわれの仕事が人の心の動きを對象とせねばならぬ場合にはより以上にその努力が必要とされる。人と人との關係に於て相手の心情を摑むことは權力關係を以てしては果されない。事務的な行動によつて相手の眞情を吐露せしむることは絶對不可能である。オスボーンが、ジヤツク・マーフイイとしてマーフイイと生活した賜から囚人自治制の傳授を受けたのは彼が役人としての地位を捨て一介の囚人たが、探偵小說家が最も讀者の心裡に喰込むことも亦筆者が犯人の地位に身を置くことだといふことであつた。僕は人を對象とする職業が如何に困難であるかといふことを彼此對照して痛切に感じたのである。惟ふに、われわれが刑務官になることは就職の場合を除いてはさしてむつかしいことではない。しかし、われわれが罪なくして拘禁者と同じ地位に身を置くことはむつかしい。しかもそのむつかしさはわれわれの名譽心と優越感とさうしてわれわれの職業意識のしからしむるところなのである。ともすればわれわれの心は囚人に對してわれわれの特權をほのめかしたがる。ともすればわれわれの優越感はわれわれの心を驅つて囚人の持つところの人としての存在をさへ蹂躙したがる。

だが、人としての存在に於てわれと彼との間にどれほどの差があらう。否、我と彼との間に差異付けるとき既に我と彼との間に心の連絡は斷絶するのである。犯罪心理學者が犯罪人と自己との間に此の斷絶を來し、犯罪教育學者がこの關係を抱持するとき彼等の研究は誤謬だらけになるやうに刑務官が囚人に對してこの關係を意識すれば囚人は彼等の前に眞實を吐露するものではない。否々眞實を吐露するどころか囚人たちは僞はり、衒ひ、誇張して刑務官の最も捕へねばならぬところの個別處遇の基本は竟に行衞を失ふに至るのである。行狀善良の假出獄者が再び犯罪を爲し、所謂優良囚が他囚を使嗾するが如きは朝めし前のことになるのである。

刑務官は監獄の番人ではない。彼等の仕事は形式的な事務そのものではない。いかにして囚人の心を捕へるかといふことがその仕事の全幅でなければならぬのである。そこで、僕は敢て提唱したい。例へば、一人の殺人犯を處遇するとき彼は先づその犯人の境遇になつて犯人に對すべきである。例へば一人の竊盜犯を處遇するとき彼は先づその犯人の立場に立つて考察すべきである。犯人が激すべきは己れも亦困憊する場合であり、犯人が困憊するは己れも亦困憊する場合である。それ等の場合に於てその犯行を抑壓し得べき方法を傳授することが行刑の妙諦にふれるものだといひ得よう。さうして、それによつて刑務官は自己の權力も名譽心も乃至は職業意識をも超越して高尙な職業を見出し得るに至るのである。

今日の實務家にしてこの行刑の琴線にふれるものがあれば幸である。僕は實務家にオスボーンを眞似て義勇囚になることを勸告はしない。しかし、その心掛けがなければ行刑實務家も一介のタイピストと異らなくなることを恐れる。

（昭和五、八、二〇夜、あき羅）

刑政時論

×

サーカス少女にまとはる事件や所謂貰子殺し事件が、世の明るみへ曝け出されるや、世人は今更の如くその殘虐な行爲に、ひんしゆくの眸をそゝりたてさせられ、轟々たる世論をよび醒まし、それは引いて兒童虐待問題が、重大緊急な社會問題化されるに至つた。

そこで內務省でも、捨てゝおけず、嬰兒や貰子の社會的缺陷からくる不祥の防遏を考究すると共に、全國の各警察に命令を發し、兒童虐待防止に乘り出すことゝなつた。

所謂産業革命によつて、婦人や幼少年の勞働に從事するものが、激增するにつれて、歐洲各國では、十九世紀半にすでにその保護方法を講じた。我國に於ても、おそまき乍ら、工場法の制定をみ、幼少年勞働者に對する保護法が謳ぜられ、また警察等によつて、兒童や少年の保護法が、なされてゐなかつたのではないけれども、とかく不徹底に陷り、明るみへこそは、餘りさらけ出されてゐないけれ共、或は法網をくゞり、或は、感情に支配され傳統的な闇の中で、虐待行爲が、行はれてゐたことは事實である。

內務省の今回の調査は、二十歲未滿のものに對する親權者又は後見人の虐待、十四歲未滿の特種自由勞働者や、サーカスなどの興行物に使用されて虐待されつゝあるものを調査させ、また職業身分に限定をおき、「虐待」を中心にしたものであるが、果して、現在の法令や社會狀態を現狀として、效果が如實にあがるか否かは疑問である。

×

一體、かうした幼少年の問題は、そのおこるのに種々な事情があらう。

或は、不倫の戀の結果から、里子にやつたり、迷信から嬰兒を殺したり、生活苦から少年を虐使したり、無敎育と感情から繼子をいぢめたり等々、しかし、多くの人は、その一貫する根本の理由を、社會苦に歸して居るやうである。

而てそれは、重大なる原因の一であらう。生活の切迫さへなければ、かうした不祥事の多くは、激減するでもあらう。

けれど、そこに重點をおけば救濟防止問題はかなり面倒である。社會苦・經濟苦は益々熾盛になるとも激減する豫想を許さないから。而て更に、その世相を凝視すれば、自ら明かなるが如くに、兒童は、弱者であるが故に、酷使される現實をみわすれることが出來ぬ。

即ち、親權者や後見人の憎惡の感情が、繼子に對する酷使となり、利のみを追及する職業者によつて、幼ない貰子を餓死させたり、興行によつて畸形兒にさせたり、養女の名によつて、賣春をさせたりするやうなことゝなるのである。

×

しかも現在に於ては、執れもこの點になると法的な峻嚴な制裁が加へられない。それかと云つて、かうした人種に對しては、敎化も人道も、馬耳東風である。

どうしてもそこに、威力を有する兒童保護法の制定といつたものが、必要となつてくるが、さしづめ應急策としては警察の力によつて、不幸なる幼少年を救濟するより外に道がない。

×

併し、更に一般の兒童に對しても法令の保護はあつても、商店にしても工場にしてもその保護は徹底をかいて居る。

あくことなき資本家は、出來るだけ安い賃金をもつて出來るだけ多くの勞働量を得ようとするところに原則をおいてゐる限り、出來るだけの酷使がされるのは當然である。而て生活がいよ〳〵切迫し、社會的な不安が募るにつれて益々それは、重大視されねばならぬ。現在小學校の義務敎育を終へて、社會の實戰場に出る少年は毎年四五十萬を算してゐる。失業問題・社會問題を眼前に吾等は、長峻なる保護法の制定の速かに、徹底的なその效果があげられることを庶ふものである。



刑政第43巻第9号
矯正図書館

プロシヤ新累進令の思想的背景

木村龜二

一 プロシヤ新累進令の三箇の思想
二 應報と敎育
三 敎育刑思想の成立
四 人格調査と犯人分類
五 手段としての累進制の意味
六 犯罪と行刑

一

プロシヤでは昨千九百二十九年六月七日に累進制に關する命令が發布せられ、同年十月一日から差しあたりベルリン行刑區內に於て實施せられることとなつて居る(*)。この新累進令は行刑の實際上に重要なる轉向をもたらすものとして、獨逸に於ては多大の注目を惹き、多くの學者によつて論評せられつつあるものである。我が國に於ても既に十二の重要なる紹介批判が發表せられるに至つて居る(**)。かくて、この新しい外國の法律の示唆に基いて我が行刑の

實際の上にも何等かの影響と變化とが期待せらるべきであると謂ふことは當然のことであらう。

(*) Finger, Preussische "Verordnung über den Strafvollzug in Stufen," Gerichtssaal, Bd. XCVIII, 1929, S. 346.

(**) 松井行刑局長『行刑論集』(敎育法としての累進制)(法學志林第三十二卷第八號第四四頁以下)は唯一の重要なる文獻である。尙ほ、拙稿『リープマン記念論集』(志林第三十二卷第五號第一一七頁以下)には一言ジーフェルツの論文の紹介を試みて置いた。

このプロシヤの新累進令は大體三箇の思想を骨組として出來て居ると謂ひ得る。その一は累進制の思想であり、その二は犯人の人格調査とその分類といふ思想であり、その三は敎育刑の思想である。この三箇の思想は長い歷史的經驗に基いて考案せられ、批判せられ、淳化せられて來たものであつて、その意味に於て、プロシヤの新累進令は一面には從來の行刑思想の總決算であると同時に、他面にはこの思想の新しい實驗であると謂ひ得る。それであるからこの實驗の結果それが將來持ち來し得る成績の如何によつて眞の批判が爲されるべきであることは勿論であるが、ここには若干その背景となつて居る思想的要素を研究して見ることとしたい。

二

私はプロシヤ新累進令の內容を爲して居る三箇の思想は從來の經驗を基礎としたものであると謂つたが、勿論、この從來の經驗といふものは更にこれに對立した舊い思想の批判から生れ

たところの新思想であることは謂ふまでもない。累進制は獨房制の批判の中から、犯人の人格調査とその分類は從來の無差別的處遇の批判を通して、教育刑は應報刑苦痛刑の批判の結果として、誕生したものである。且つ又、獨房制と犯人の無差別的處遇とが應報刑思想の結論であるが如くに、累進制、犯人の人格調査とその分類の思想は教育刑思想の結論である。それ故、結局、應報刑思想が如何なる過程を採りつつ教育刑に移行して行つたかを見ることによつて新累進令の思想的背景の根本基調が明らかになると謂はねはならぬであらう。プロシヤの行刑法の歴史的發展はこの推移の跡を明白に認識せしめるものである(*)。

(*) Kleist, Preussische Verordnung über den Strafvollzug in Stufen von 7. Juni 1929, Die Justiz, V Bd., 1929, Heft 2, S. 69ff., Hauptvogel, Die preussische Verordnung über den Strafvollzug in Stufen, DJZ., 1929, S. 1587f.

三

プロシヤに於ける行刑がその從來の舊思想から解放せられ始めたのは甚だ最近であつて、その時間は尚ほ十年を出でて居らない。それ迄は、行刑の根本目的は犯人に對して應報すること、害惡を加へること、換言すれば之を處罰することに在りとせられた。それは千九百二年十一月十四日のプロシヤ内務省の執務規程の中に表明せられて居つたのであつて、その第三條には行刑の任務として次の如く規定せられて居つた。曰く自由刑の執行によつて刑の言渡を受けた

者は法律秩序の下に屈服せしめられ、之を遵守するやうにせしめられ、道徳的に改善せられ、且つ釋放後に於て秩序ある生活を爲すを得るやうに教育せられしむべし」と。この規定は一見、改善教育を行刑の根本任務として認めた如くに見られるが、然し、今日謂はれる教育刑とは全然趣を異にするものである。何となれば、この規程の中には懲役刑者に對して笞刑即ち彼を極端に縛つて笞三十を加へることを規定して居つたのであるのみならず、ここに謂はれる教育とは强制的に犯人の犯罪意思を屈服せしめることが意味せられ、犯人に苦痛を加へることが教育であると考へられて居たのである。勿論、教育といふことをかくの如くに解する人人は今日に於ても尚ほ多く存在して居る。然し、この考へは誤つて居ると謂ふべきである。何となれば、最近の研究の結果は、犯罪といふものが單に犯人の犯罪意思の決定によつて行はれるのではなくして、周圍の事情、知能の疾患、意思の無規律性、抑制力の喪失、意氣沮喪等の事實の結果として爲されるのであることを教へて居るから。故に、單に强制的に苦痛を加へるだけでは何等の意味もないことになるのである。そこで、この古い行刑思想も大戰後には段段後退せしめられて行つた。

千九百二十三年八月一日の司法省の執務及執行規程の中には新しい要素が加味せられるに至つた。その第五十二條に曰く刑の執行に際しては、刑罰的害惡を加へることと及び規律と秩序とを維持することとによつて、獨居拘禁、房室拘禁、雜居拘禁に於ける精神的、道徳的向上、健康及び勞働力の維持を促進せしむべし。特に釋放後に於ける秩序ある且つ合法的なる生活への教育に努力すべし。この目的は囚人の人格、行爲、前歴を觀察して、嚴格に、確實に、正義と人道とを以

うて成就すべし。特に女性、病人、少年、老年には考慮を拂ふことを要す。名譽感情は保護助長すべし」と。この規程によつて、始めて累進制が確立せられた。然し、そこには尙ほ、刑罰的害惡が認められて居る。のみならず、刑の執行が「嚴格」に爲されることが主張せられる結果累進制は形式的に適用せられた。それで勿論、この規程の適用によつて教育的作用を及ぼし得ることは事實であつたが、それは累進制の結果としてではなかつた。クライストの謂ふところによると、彼に對して被釋放者がよこした手紙の中には累進制が囚人の生活に變化を及ぼしたとの暗示は見出されない、寧ろそれが教育上有害であるとの觀察さえ見えて居るとして居る。成る程、累進制は監獄内の規律と秩序とをもたらし、又、それに隨伴する特典は明かに囚人をして勤勉に勞働せしめる刺戟となつた。然し、それによつて教育的效果は得られなかつた。それは應報思想が累進制の運用を形式的ならしめその實效を阻害したからである。

右の規定に次いで千九百二十五年一月二日にプロシヤ司法大臣は一の訓令を出した。それには累進制の階級上昇の要件の規定を設けた。その規定は刑の執行に於ける教育に對して新なる足場を與へたものであるとせられて居る。曰く單に期間を經過したこと及び單に内部規律に合したる行狀のあつたことのみにては階級の上昇を許可するに足らず。第二級に進級する爲めには、囚人は、善良にして分別ある全行狀によつて、眞面目にして卒直なる改悛の狀を示し且つ善事を爲す能力あることを示すことを要す。第三級に進級する爲めには、囚人は、その全行狀によつて釋放後善行を爲すに足る改悛の實を擧げることの見込あることを知らしめることを要す。右の如き事實を徵すべき充分なる根據なき限り囚人は原級に留まる」と。この訓令は受刑者處遇の中心的意味を合目的的な教育事業の中に求め、囚人をして監獄内の秩序を守る人間、共同生活に伍し得る人間たらしめるに努力せられた。否、更に「釋放後に於ける秩序と規律ある生活への教育が中心目的とせられた。そして、その立場から「行刑官吏は、自己の職務が單に規則の格守に盡きるものではなく、彼等の最高の任務たる墮落した人間を再び高上せしむる爲めには、彼等が胸奥より流れ來る人類愛と隣人愛との精神を以つて自己の任務を果すべきであることを決して忘れてはならぬとせられたのである。だが、然しながら、この訓令も尙ほ教育を刑罰の範圍内に止まらしめて居つた。この狀態に對して更に新なる轉向をもたらしたのは、千九百二十八年九月にプロシヤ司法大臣シュミツトがプロシヤ行刑に關する報告を集めて發表したことである。

この報告集に書いた司法大臣の序文には次の言葉が在る。曰く行刑とは脫線又は蹉跌した同胞に關する事業であつて、一の文化的社會的關心事である。自由への教育、即ち、社會人としての教育、換言すれば非社會的人間を國民共同體といふ有機體の中に再び編入すること、これが行刑の最後の目的である」と。もたる報告書の中には行刑に依つて何が到達せられるべきであるか」といふ問題に對する答へとしてこれに對する答へは唯だ一つあるのみ、曰く、教育と改善。最高指導原理は、刑務所内に於ては侵害せられた法の贖罪が爲されるべしといふことでも、復讐が爲されるべしといふことでもない。改善と變革とに努力せらるべしといふことである。然

かも、威嚇と形式的嚴格とによる改善であるべきではない。それは唯だ囚人をして頑冥たらしむるに終る。教育による改善でなければならぬとあつた。

かくして、千九百二十九年の新累進令への道が拓かれることとなつた。そこにはもはや刑罰的害惡といふ言葉は存在しない。刑罰を加へることによつて教育するといふのは應報思想である。教育刑とは刑罰の代りに、否、刑罰を排除して、教育だけにしようといふ思想である。而かもその教育とは行刑吏員の偏見や支配階級道德を受刑者に强制することではなくして、受刑者をして獨立の社會人たらしむることを援助するにある。ここから累進制と犯人の人格調査及びその分類といふことに教育手段としての新な任務が認められることとなつたのである。

四

强制による教育から自發的教育への推移によつて教育刑の意味が完成せられるのであるが、この教育といふことは個性の認識といふことを度外視しては不可能である。即ち、それは總ての人間を平等に、無差別に取扱ふのみでは足らず、各個人の人格を理解し、之を分類し、個別化處遇をすることから出發せられねばならぬ。このことに氣がついたのは各國に於ける少年犯人の處遇に關聯してであるが、これを一般の成年犯人にも及ぼすことに先鞭をつけたのが、米、白、伊等の諸國である。獨逸でもこれ等の例に倣つて既に、バイエルン、ヴュルテンベルグ、ザクセンに於

て犯人の生物學的調査を開始して來て居つた。プロイセンの新累進令に於ける最も重要なる要素も亦、この犯人の人格的調査を行刑の根柢に置いたことである。その大意に曰く——

「初入級に於ける行刑は囚人の人格的調査から初めねばならぬ。既に犯罪生物學的調査所の設立せられて居るところでは右の調査を實行すればよい。之に反し、右の如き設備の存しないところでは、若し主任醫師が在れば、彼は囚人の人格調査の材料蒐集とその評價に關して第一に參加すべきである。單に諸問表を提出して囚人をして之に答へを記入せしめること及び彼に關する犯罪調書を一瞥することのみでは足らない。囚人の人格を正當に評價するに役立つ能ふ限りの總ての記錄材料、例へば前科行狀簿、裁判補助局の報告、保護局、社會事業局及び少年保護司等の報告を參考すべきである。若し右の材料にてなほ不充分の時は、適當なる當局(社會吏員、少年保護司、保健官吏及保健局、病院、保護院、施療院、保護教育局、裁判補助局、釋放者保護局、牧師職等)に質問して補足すべきである。

「人格調査は囚人の精神狀態、その經歷及び彼の家族關係について能ふ限り完全なる說明を爲すべきである。それは、囚人が果して及び如何なる程度に於て教育せられ得るか、特にその素質、能力、傾向が如何なる方向に向つて居るかを確定すべきである。如何なる道德的及び社會的價値が彼の中に存し、且つ發達せしめられ得るか、又、これを發達せしめる手段如何を確定することを要する。又、囚人が職業相談及び職業教育によつて如何なる程度に開發せられ得るかを檢査すべきである。單に智的能力とか又は特殊技能があることだけを以つて直ちにその人格が道

德的內容に富む徴表であるとせられてはならぬ」と。

この人格調査について特に注意せられねばならぬことは凡そ三箇あるであらう。即ち第一にはそれが單に囚人の悪い性質の側面のみを摘發して之れに非難を加へるといふことがあつてはならぬ。教育刑の本質は囚人の改善可能性と改善能力とにのみ信賴して爲されねばならぬことは謂ふまでもない。第二には人格調査は單に改善可能者と不可能者とを識別斷定するに終つてはならない。改善不可能といふことは行刑の上に於て存在すべきことではない。何となれば、改善不可能の烙印を捺してこれを監獄に放置することは教育刑の本旨とは最も反對なものであるから。のみならず、元來、人格調査に對して非難が爲されるのは主としてそれによつて改善可能者と不可能者とを區別し得ると信ずる人人の誤りを原因とするものであらうことは充分考慮せらるべきである(*)。第三に人格調査は單に一回だけ或ひは稀にのみ行はるべきではなくして、繰返して之が行はれることが必要である。かくして、一層完全に人格の理解に到達せられ得ることとなる。又、かくして、初めて個別處遇の基礎としての犯人の分類が行はれ得ることとなるのである。

(*) この點については例へば、Bondy, Fortschritte und Hemmungen in der Strafvollzugsreform, (Rechtsstaatsidee und Erziehungsstrafe, 1930), S. 100ff. 參照。尙ほ、Beiheft zur Monatsschrift, 1930, 3. 人格調査についてはリープマンやウィルマンスの如きが之を疑問として居ることを忘れてはならぬ。Vgl. Liepmann, Die Problematik des progressiven Strafvollzugs, (Beiträge zur Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 1926), S. 66, Wilmans, Die sogenannte verminderte Zurechnungsfähigkeit, 1927, S. 158ff.

プロシヤの累進令では犯人の調査は累進制の第一階級に於て爲されることとなつて居る。そして、累進制の適用から除外せられる者として重大なる精神異常者、職業的若は慣習的犯人、短期受刑者が掲げられて居る。これはシン・シン監獄のクリアリング・ハウスの制度に倣つたものとせられて居る。然し、人格調査の精神を更に徹底するならば、寧ろそれは自由刑の言渡を受けた者について有罪宣告の後に行はるべきではなくして、有罪宣告以前に於て行はるべきである(*)。かくすることによつて例へば短期自由刑者の如きは監獄に入れることなくして濟ましえる方法が採られ得ることとなるのである。そして、同時に教育刑の意味は更に徹底せしめられるであらう。

(*) Kleist, ibid., p. 76. 拙稿「國際刑務會議」行刑論集第七三二頁以下參照。

五

プロシヤの累進令の他の思想的要素は累進制である。千九百二十三年の自由刑執行の原則第百三十條では累進制は囚人に對して、その意思を緊張し又は支配するに値すると思はしむるが如き目標を設定して、これによつて彼の道德的向上を促進するものと考へられて居つた。之に對して新累進令の趣旨は大体次の如くなつて居る。曰く——

「累進制の目的は囚人を合法的な且つ秩序ある生活を營むやうに教育することである。釋放の日以後に於て囚人が國家及び社會に對すべき態度について規準を與へるやうに教育するためには、彼の意思を單に上級に於て與へられる外部的特典を獲得するに專念せしめるのみならず、行刑によつて囚人に對して實現せんとする仕事を囚人自身が興味を持つて爲すやうにせしめねばならぬ。その爲めには彼が進級するに從つて責務を增大し、かかる責務の增大に從つてそれだけ多くの權利を與へ、かくして彼をして監獄内及び釋放後の自己の運命の創造に協力加擔せしむることが必要である。」と。

自由刑執行の原則に於ける累進制はなほ形式的性質を多分に持つて居つた。然し、ここではそれは純粹に教育手段としての意義が發揮せしめらるべきこととなつて居る。累進制は手段であつて目的ではない。これが教育刑の結論としての累進制の目下の意味である。

元來、社會制度の中には始めはある一定の目的の爲めに作られた手段であつたものが、段段と手段としての意味が忘れられて、それ自體目的とせられる場合が多い。累進制もその一であらう。マコノキーやクロフトンは之を單に教育方法として用ひたのであつたが、いつの間にかそれがそれ自身自己目的とせられるやうになつて居つた。僞善によつて點數を獲得しても進級せしめられるし、特典にありつくだけの爲めからの勤勉も改悛とせられるに至つた。

この手段の目的化から再び目的の手段化が行はれ、手段はどこまでも手段でなければならぬことを累進制について警告したものはリープマンである。曰く「累進制に必要であり且つ許さ

れるところの進級や特典は單に教育事業實現の技術的手段に過ぎない。それは決して教育事業の本質的要素若くは内容であつてはならぬ。人人は累進制を以つて囚人教育の特殊な制度であると見てはならぬ、然り、之を以つて囚人の改悛を確認する方法と見ることは全然許されない。若しさうなると、形式化、失望、混亂は避くべからざるものである、その結果、教育刑といふ根本思想は破綻し、その精神價値は全然失はれることとなるであらう。それ故かかる結果を避けんとならば、我我は累進制がただ教育事業の一定の心理條件と可能性、形式と枠、を作るに過ぎぬことを充分明らかに認識せねばならぬ。累進制の任務は、それがそれだけで教育的制度であるといふのではなくして、行刑によつて到達せられ得る教育的機能の道程を作るに過ぎないのである。かくて累進制は右の如き教育事業の道路開拓者に過ぎぬものであると解され得るだけである。」(*)と。リープマンの影響は新命令の中にも完全に採り入れられて居る。

(*) Liepmann, ibid. S. 62-3.

累進制は累進制自體として價値あるのではなくして、教育方法としてのみ價値あるのである。このことを自覺せしめることに實にプロシヤの新命令の意味があると謂ひ得るであらう。

六

プロシヤはプロシヤ新累進令の書かれざる序文は、犯罪現象とそれに對する鬪爭とに於て

行刑の持つ影響と力とが甚だ制限せられた程度のものであるといふことの認識であると謂つて居る。勿論このことはフェリー流の犯罪飽和論やデュルケーム流の犯罪常規現象説を肯定することを意味するものではない。犯罪は根絶せられねばならぬものである。然し、既に行はれた犯罪に對する行刑の意味は、犯罪を生む社會の制度の根絶といふことを前提してのみ有效なのである。ここに社會改革、社會政策が重要となつて來る。プロシヤの新しい累進令の意味を充分理解し批判することによつて、多くが學ばれねばならぬことは勿論ながら、單に之を形式的に、他との關聯と切り離して、一箇の制度として研究するに止まるべきでは勿論ない。プロシヤの新命令も獨逸に於ける最近の重大なる社會政策事業を背景として意義があるのである。この點も亦、プロシヤ新命令に即して學ばれねばならぬ根本思想の一である。

私は、以上に於ては、この新命令の三根本思想たる教育刑、犯人の人格調査、累進制について問題の在るところを若干考へて見た。その他個個の技術的組織については特に實際家の手によつて深く研究せられることを希望してやまないものである。

刑法の保安處分化

常盤敏太

人は定義を立てたり限界を定めたりすることに沒頭して居るが自然はそれを打壞することに急いで居る。

(一)

科學の研究はいづれ高く始まり深く終るべきものであるにしても、その研究の各部はその各個についての小賣店のやうなものである。それ故に時に、刑法の大なる基礎觀念に照して見てわれわれの立つてゐるところを省み、われわれの進みつつある方向を展望し檢討せねばならぬのである。われわれは過去から現在に亙る線を將來にまで延長した必要に直面して立つてゐることである。われわれが相當遠く大寶の昔から刑罰法を有してゐたことは事實である。しかし、たゞ、今日の刑法にまで發達する端緒は近く明治維新後泰西の立法に倣つて出來た舊刑法以後といふことが出來よう。さりながら、わが邦の繼受した歐洲諸國の刑法も、古くから必ずしも今日のそれではなかつた。その發達には時と多くの犧牲が拂はれなければならなかつたのである。歐洲の近代刑法の發端とも云はれてゐるローマ皇帝カール五世の刑法典(Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V.)即ちカロリナ(一五三二年)の如きは、我國戰國

時代に行はれた刑罰にも優つて慘酷を極めたものであつたのである(＊＊)。ただ比較的近代の法典に近い形式を具備してゐたのである。それで、之に依つて少しく刑罰の當初に於ける酸鼻の有樣を述べることにしよう。實際カロリナの刑罰組織は恐るべきものであつた(＊＊＊)。謀反人は四ツ裂にせられ、教會盜人は焚刑に處せられ、毒害者僞證者は車裂きにせられ、持兇器强盜は死刑に處せられ、子供殺しは生埋めにせられ、又これに代へ婦女子には溺殺の刑が課せられたのであつた。殊に不具罰としては猥褻媒介者は耳を、僞證者は指を、瀆神者は舌を取り去られたことであつた(＊＊＊＊)。

(＊) 牧野博士「民法の基本問題」第三編はしがき第一〇頁以下參照。

(＊＊) Radbruch, Die peinliche Gerichtsordnung Kaisers Karls V. von 1532 による。尙以下本稿に於て引用するカロリナはラードブルッフのそれによつた。

(＊＊＊) わが戰國時代にもカロリナに規定されたと同樣に、刑罰は酷烈を極めたものであつたらしい。しかし、多く國主・大名或は奉行の恣意によつて行はれたものであつて法典として全國的のものを認むることを得ない。わたくしが外國の立法例によることの寬恕を求むる所以である。

(＊＊＊＊) Radbruch, a. a. O., besonders S. 108 ff.

勿論、當時には、今日の刑罰体系の中心をなしてゐる刑罰即ち自由刑（禁獄）は未だ存しなかつた。この体刑及び生命刑の時代が終つてから、だんだんと今日の自由刑及び金錢刑の時代がやつて來たのである。實に一六〇〇年頃アムステルダムに懲治場（Tuchthuis, Zuchthaus）の出來たことはこの變化の起緣をなしたのである(＊)。この制度はその後獨逸のハンザ都市にも起つた。この懲治場は初め乞食・流浪者、犯罪に陷る虞あるものに對する改善所であつた。寧ろ之が收容は最初は刑罰ではなくて保安處分であつたのである。この懲治場に近代的刑罰組織がしつくり合つて來るにつれ体刑は自然に後退したのである。しかしながら、その發達は甚だ遲々たるものであつたことは事實で

ある。車裂の刑は十九世紀も年長ける頃まで行はれたことがある。それよりも更に遙かに遲れて体刑は漸くその跡を絕つたのである。拷問は或る地方では一八九〇年頃迄行はれ、やつと最近になつて歐洲でも野蠻の域からのがれたのである。しかうして、今や、獨逸を初め歐洲の諸刑法及びわが邦の刑法も更に批判を受けねばならぬことになりつつあるのである。果して今日の刑法は凡ゆる昔時の蠻風から脫却してゐるであらうか。否、今日カロリナの昔或は戰國のそれから殘留してゐると見るべきものに死刑があるのみとなつたことではあるが、ただ之には名譽刑(＊＊)が從として存してゐる。さうして、これが存立の理由も勿論檢討せられねばならぬことではあるが(＊＊＊)、さしあたり、わが邦の主刑中古い刑罰組織からの異分子即ちその遺孽は死刑のみといはねばならぬ。死刑は近代思潮に培れた金錢刑や自由刑組織とは何等牽連はない。そして、死刑には新らしい衰亡的過程が初まつてゐることである(＊＊＊＊)。

(＊) 瀧川教授「近代的自由刑の誕生」（行刑論集所載）第八十六頁參照。

(＊＊) 名譽刑の廢止の主張乃至希望は釋放者保護の方面から高潮せられつつあるのであるが、刑法の改正はこれらの主張に耳を借さなければならないと思はれる。

(＊＊＊) わが刑法はその規定中に名譽刑を定めてゐないものがない。刑法以外の衆議院議員選擧法その他に規定された。之等名譽刑もおのづから取り去らるべきものでなければならぬ。然るに、大正八年臨時法制審議會の刑法の改正要綱の第三は「公權の喪失及停止を刑とする規定を設くること」とし、次いで、刑法改正豫備草案第三一條以下に資格喪失資格停止を規定した。正に時代に逆行するものといはねばなるまい。

(＊＊＊＊) 死刑についての研究として、參照されねばならぬものに、牧野博士「刑法における重點の變遷」第二五〇頁以下、瀧川教授「死刑」（法學論叢第二〇卷第一號第二七九頁以下）、木村學士「死刑に關する獨逸帝國議會刑法委員會の決議について」（法學協會雜誌第四七卷第三號）、外國の文獻としては Liepmann, Die Todesstrafe, 1912. 尙拙稿「刑法より行刑

法への主觀主義的一路」（刑政第四三巻第六號第一六頁以下參照）

（二）

マハデー（印度の地祇）の罰と愛とを下すとき人を人とし見ざらめや　（ゲーテ）

今や、刑法はその進歩の爲に解體し建設しかへられなければならぬ時となつたのである。實にその改革は應報の滿足に終始する非人道的な短期自由刑の廢止を皮切りに初まつたのである。三つの問題が考へられることから始められた。一は執行猶豫である(＊)。刑の言渡を受けた者が猶豫期間内に不都合なく身を持してゐれば刑の言渡はその效力を失ふもので、結局刑罰を執行しない結果となるのである(＊＊)。その二は、罰金刑である。これも亦短期の自由刑に代るべきものである。例へば、法律が三ケ月未滿の自由刑を課してゐる場合には犯罪の性質に從つて相當の罰金刑をして之に代らしむる方が望ましいであらう。その三は、輕微な事件については國家は刑罰權を拋棄するのであるが(＊＊＊)。若し、育成保護處分が充分に達成せられ、或は、特に事件が輕微であるならば刑罰を用ふるまでもないことゝなる理である。獨逸に於ても一九二三年の少年法と相俟つて一九二四年に刑事訴訟手續が改正せらるることとなつたのである(＊＊＊＊)。之等最近の刑事訴追について見れば裁判所及び檢事局はその裁量權に基いて、自由に、輕罪重罪に拘らず、事件が輕微なときにも相當の刑罰を課すべからざるものかを決定するのである。この思想に合流した刑法草案は一九二一年に當時の司法大臣ラードブルツフ自らによつて起草せられたのであつた。さうして、これが此種刑法典のドイツに於ける最初の形體を現はしたのである。それは死刑の廢止・名譽刑の廢止・懲役刑の廢止等を含んだ極度に目的刑及び人道主義的な思想を高潮したものであつた。この私案は第二二年政府に提出せら

れたのであるが惜しいことには未發表の儘にその內閣は朝を下つたのである(＊＊＊＊＊)。このラードブルツフ案はこの三つの改良の點では因襲を破つて前例を踏襲しなかつた。しかし、刑罰免除から出發して罰金刑の上を少年法にまで及んでゐるこの線は其の後も亂されずに繼續せられて今日にまで進んだことである。

（＊）　刑法第二五條。

（＊＊）　一八九〇年前後から英米に行はれてゐる宣告猶豫主義と獨逸の條件附刑罰免除主義と佛白流の條件附有罪判決主義を採用するわが邦の執行猶豫制度とは異りてゐるものではあるが、その短期自由刑の弊害を救はんとするの趣旨に於ては同一である。尙、牧野博士「日本刑法」第十八版第四七七頁以下參照。

（＊＊＊）　刑事訴訟法第二七九條、少年法等は此の一現象であるといふことが出來よう。尙獨逸少年法（一九二三年二月一六日）參照。

（＊＊＊＊）　此の刑事訴訟法改正は Entminger によつてなされたものであつて實に獨逸現行法刑事訴訟法をなしてゐるのである（Strafpro essordnung, 22. 3. 1924. R. G. Bl S. 299）。その刑事訴訟法第一五三條參照。

（＊＊＊＊＊）　この點はラードブルツフの自ら語るところであつた。さうして世の刑法學者の周知の事實でもある。

とまれ、刑法の一部は在來の刑罰法から離れることになつた。今日迄重罪と輕罪との區別は所犯の量卽ちその客觀的實害の重大さに依る差であつた。かくして、警察犯と刑事犯との區別は完成せられ警察犯には特別の法典が與へられた。ここでは罰金刑（本來行政罰）と、さうして特別の重い場合には拘留　自由刑）が科せられることにもなつたのである。この限度の拘留は自由刑の分派であるが、單に、警察犯に對してのみ適用があるのであつて本來の刑罰ではない。豫防拘禁であるべきものであるとされる。しかしながら、結局は此全體も亦本來の刑事罰法に歸着する大なる分派であるのである。かくして解體から再び建設が生ずる。過去の金錢刑や自由刑の持つ刑罰觀念乃至刑罰組織は解體して、今や、新築が成らうとしてゐる。解體されつつある刑罰の代りに定められるものは實に、保安處分（Sicher-

ernde Maßnahmen, Maßregeln）である。ここでは刑罰の名前が拒否されることとなりつつあるのである。此の種の草案の例としては先づ少年法をあげねばならぬ。刑罰の外に多くの保安處分・保護處分を規定してゐる(*)。無罪の言渡を受ける責任無能力者や刑罰の減輕さるべき限定責任能力者に對して監護所（Pflegeanstalt）への收容、常習飲酒者の酒癖矯正所への收容(**)、改善不能的常習犯の不定期的刑後保安監置（Sicherungsnachhaft auf unbestimmte Zeit）(***)と順次その領域を廣めつつあるのである。

(*) わが少年法の、第二章には保護處分が規定されて居る。又刑罰法令に觸るる行爲をなした少年に對してもその第四條所定の保護處分をなすことを適當とする場合を豫想してゐる。さうして、又、此の保護處分を以つて代らしむることを得るといふ意味で、第六條所定の刑の執行猶豫の言渡も多かるべきである。ドイツ少年法はその第六條に育成處分を以つて足れりと思はるるときは裁判所は刑を適用すべきでないと明定してゐる。その育成處分とは實にわが少年法第四條所定の處分と軌を一にしてゐるのである。

(**) 刑法改正豫備草案第一一章保安處分參照。

(***) ドイツ刑法草案、一九二五年案第四五條第四六條第二項及一九二七年案第五九條第六〇條第二項參照。

（三）

(*) 抑も政治は妥協である。……その妥協の成案は要するに刑の外にまた刑に代へて保安處分を認めるところに成立すべきである。

（牧野博士）

保安處分が刑罰の外に定められる現行刑法上の事實はそこに技術上刑罰と保安處分との二元性を認むることとなるのである(*)。即ち過去の絶對主義を信ずる人人もその目的との比較考量上、一方に於て刑罰、他方に保安處分へと進むことを餘儀なくされたのである。これによれば、刑罰は應報即ち害惡の代償として加へらるる害惡であるが、し

かも、刑罰は同時に他の目的に役立つことが出來るとするのである。すなはち、內に害惡である刑罰は外に威嚇及び改善或は排害となるのである。しかしながら、敍上の說明は單に刑罰が應報として許されてゐる限りに於てのみ必要であるのである。實に應報思想は云つてゐる。「責任なければ刑罰はない」責任ある場合は必ず刑罰がある、然し犯罪を犯さうとする危險にある者に對しては處分はない、責任なくして犯罪を犯した者に對しては處分はないと。實にこの種刑法は絶對的正義の原則の下に立つてゐるのである。しかも、應報論者は應報刑としての刑罰の此の性質に依つて制限せられつつ、同時に多くの目的に役立つやうになつてゐると主張するのである。さあれ實證的には威嚇は刑罰としての任務を充し得ない。假りに、それがただ偶發犯人に對してのみは十分であり得ようとも常習犯人に對しては何等の效力もないのである。少くとも、保安處分は全然應報刑から區別せられなければならぬ。ここには原則「刑罰のない責任はない」の適用がないからである。誰でも抽象せられたる事情の下に於て刑罰によつて罰せらるることはない。あまりにもそれに相當しない場合には刑罰を除外するのである(**)。唯重い惡性の證明がされた場合にのみ罰せらるることとならねばならぬのである。しかし原則「責任のない刑罰はない」といふことはこれに適合せねばならないであらう。保護教育法（少年法）は、既に、未だ犯罪行爲を犯してゐない少年にこれを實施してゐる。かくて、必要的刑罰年齡に未だ到達してゐない少年に對してもそれへの收容のみは可能である(***)。かくの如き改善處分、及、保護處分は犯罪人の責任に從つてではなく寧ろ危險性に從つて適用せられねばならぬのである。されば、結局、固有の正義はこれとは他の關係にあるのである。應報刑法は恒等的正義の支配の下に立つてゐるに反し、改善刑法は比例的正義の支配の下にあるのである(***)。われわれの信ずるところによれば責任と刑罰とは恒等式をなすものではない。反對にAの刑に對するBの刑はAの危險性に對するBの危險性の比に等しいこととなるのである。一の比例であつて決して等しいものではないのである。

(*) 牧野博士「刑法における重點の變遷」はしがき第二三頁及同五四頁參照。

(**) ここに所謂一厘事件として巷間周知の煙草專賣違反事件の判決が思ひ起されねばならぬ。曰く「……共同生活に危害を及ぼさざる零細なる不法行爲を不問に付するは犯罪の檢擧に關する問題に非ずして刑罰法の解釋に關する問題に屬し之を問はざるを以つて立法の精神に適し解釋法の原理に合するものとす。從つて此の種の反法行爲は刑罰法條に規定する物的條件を具ふるも罪を構成せざるものと斷ずべく」と(明治四三年一〇月一一日宣告判決錄第一六輯第一六二四頁)。

(***) 少年法第一條第四條第二八條第二項等參照。立法例としてはドイツ少年法も同樣である。

(****) ラードブルッフの講義に於て耳にした言葉。

(四)

われわれ社會生活の不都合の起る原因は人類はお互に愛なくして交通し得る狀態にあると信じてゐることである。そんな狀態があらうものではない。(トルストイ)

しかしながら上述の場合の危險性とは犯行の時の危險性ではない。それは比較的持續的に犯人の中に存在してゐるものである。刑罰執行の間に於ける危險性である。無害に、或は危險性なきやうに改善せられたか否かの刑罰執行の結果に從つて、刑罰は更に課せられ續けなければならぬであらうし、又は、之を廢止されることも出來るであらう。かくて、刑罰を目的論から統一して刑罰と保安處分を一如と見ることから改善及び保安刑法と不可分に結合せられたものとして不定期刑の判決の思想が生ずるのである。反面應報刑法は定期刑とならざるを得ないのである。保安及び改善刑法は假令事實害惡を科するものであらうともその害惡を課することは欲しられてゐないのである。却つて自分の處分から害惡の性質を除外し度いと思つてゐるのである。惹起した害惡は單に事實上のものであり合規定的若しくは合目的的の害惡ではないのである。刑罰は改善保安の目的を刑法に課してゐるのみである。その目的を達成するには害惡は應はしいとはいへないのである(*)。

(*) ここにラードブルッフの思想を引用することが許されたい。

わが草案は二元主義をとつてゐる。しかしそれは純粹理論の問題である。具體的には保安處分と刑罰との間の差異は明確なものではない。なぜかなれば、單に實際害惡であるか或はさながら害惡であることを希求してゐるか否かは之を被るものには同じことであるからである。加之凡ての事情の下に於て犯罪者に對しては刑罰は不定期の保安處分よりも定期であるが爲に好ましいものであるのである。さうして世の中からも亦かく誤解され勝ちであるのである。犯罪者は刑後保安監置を加重だと見做すものである(*)。

(*) 牧野博士「刑法における重點の變遷」第二二七頁參照。ドイツでも不定期主義に對する誤解は容易に溶けぬらしい。

刑罰と保安處分との差は結局紙筆の上に存立するものである。即ち保安處分は害惡であると。假令二元主義者がその害惡で實證的に否み度いのである。立法者も亦認めてはゐる。ただ目的刑思想と保安處分の內容とが應報刑思想から離れてしつかり一致するばかりである。應報刑と保安處分の對立はあつても、目的刑と保安處分との差異は强ひて作つた槪念的差別の外何ものでもないのである。目的刑を主張するわれわれから觀れば、果して、刑罰目的を達することなくして保護處分は十分であり得るだらうかと反問せられなければならぬ。若し之が是認せらるるとすれば刑罰と同じ目的を達する爲に愈々保安處分は必要とせらるるのみである。さうしてしばらく形式的には科罰から獨立分離して考へられても、同一目的に到達する爲に妥協せらるるのである。實際は收容の際に原則としてはこの保安處分が刑罰に附加して執行されなければならぬことが定まるのである。然しまた或る立法例の如

く刑罰の前に保安處分が執行せらるることにまで考へられねばならぬのである(*)。かくして保安處分の執行によつて刑罰が過剰になつたときは刑罰は之を抛棄するのである。或る人が飲酒者の治療處分によつて危險性がなくなつたのにその後に刑罰留置を行ふなどのことは意義のないことである。然し遂に刑後保安監置は刑罰と同時に判決に言渡されることが出來るやう望ましい。

(*) 草稿「刑法より行刑法への主觀主義的一路」刑政第四三卷第五號第三三・四頁參照。ドイツ一九二五案第四七條は先の一九一九案第八九條の刑罰先行の原則を破つてその後は專ら裁判所の決定するところに依らしめてこの點に進歩をなしてゐる。之に反するものにはわが草案第一〇四條第三項オーストリヤ一九二七案第七七條イタリヤ一九二七案第二二七條がある。しかるにスイス案は常に保安處分を先に執行すべきことを規定してゐる。

各國とも、殆んど立法者は凡て、既に今日では、保安處分の擡頭に從ふこととはなつた(*)。殊に小刑事事件や公共に危險ある所爲に對して行はるることとなつたのである。この刑罰と保安處分の二元主義は先づ拘留次に刑後留置が廢止せられて之等の場合には單に保安處分のみが行はれるのである。ここでは保安處分が刑罰に代り刑罰は廢されたといふことが出來よう。又今日應報論者と雖も亦刑罰は同時に改善の役に立たねばならぬとするのであるから、この目的刑の立場から見れば刑罰量は可動的にされねばならぬ。しかしながら、少年法を除いてはまだ不定期宣告制は許されてゐないのであつて僅かに刑罰免除の許與、改善者を早く釋放する可能化、累進制の實行等によつて先の確定不動の刑罰は崩壞を始めたのである。ここに於て應報刑罰は重要性を缺いたものであり、殊に、偶發犯に對しては最もかけ離れた所に佇立するものと認められたのである。しかし、ただ、立法に關する限りではそれは單に事のかかりに關係してゐるのみである。刑法若くは草案の規定よりも寧ろその適用にこそ新らしい刑事思潮の期待が待ちもうけられねばならぬのであるが(**)ここにはこのことは論外に置かねばならぬ。

(*) 牧野博士「刑法に於ける法治國思想の展開」法學志林第三三卷第五號第四頁以下に殊に保安處分の展開について詳論されてゐる。

(**) 牧野博士の「法律の適用とは畢竟死せる法律と法律行爲と其の他の總てのものに生命を與へることである」(志林予)の一言につきてゐる。尙法律の解釋適用についてのかうした主張は「民法の基本問題」三編を通じてのものだといふことが出來よう。

(五)

彼の人間の平等を基としてゐる法規は富める者と貧しき者とに等しくその橋下に眠り階段に物乞ひしパンを盜むことを禁じてゐる。(アナトール・フランス)

刑罰を凡て保安處分で置換することは不可能であらうか。エンリコ・フエリーの刑法草案は刑罰のない刑法(ein Strafgesetzbuch ohne Strafen)である(*)。單に制裁(Sanktionen)のみが存するものであり、應報がなく單に社會責任のみが存するのである。責任能力者と責任無能力者との區別は廢除せられてその兩者の代りに同樣な方法による保安處分の必要が殘るのみとはなつたのである。フエリー案は論かにソヴイエト・ロシヤに承繼されたのであるに反し一般の思考方法が劃一的でない限り、一の規定を適用するのは劃一的であり得ない。一般は未だ應報本能若くは應報の形式における正義に捕はれてゐる。例へば政治的殺人の場合の如きに於てさへも社會はやはり先づ應報を叫ぶものである(**)。應報思想は保安處分を改惡するであらう。少くとも墮落せしむるものである(***)。刑罰と保安處分とを明別して置く爲にこのことを確實に認知することが必要となるのである。とまれ、次の時を待つて、漸次、ひとりその保安處分のみが殘存するのであらう。今日の程度においては草案の組織は刑罰の外に保安處分

を定めてゐるものであつて順當の道を辿つてゐるといはなければならぬであらう(＊＊＊＊＊)。その中にも事態は刑罰がだんだん應報本能の瞑目の傾向と共に消滅しつつあるの狀態であるのである。然し刑罰の衰亡的傾向は直ちに決して寛和化といふ譯ではないので、一に合目的的刑法化を意味するのである(＊＊＊＊＊)。それは社會の一の要求であつて、それから將來の刑法は最早むかしの刑法ではならないのである。目的は凡ての刑法の征服者である(＊＊＊＊＊)。此の目的は人間の本性に基く考への下に立つてゐるのではない。なぜなれば、今日既に、凡て社會の機能は人道主義から行爲せねばならぬからであり、その要求を代表する爲に犯罪に對し犯罪者自身を防衛するものだとせられねばならぬからである。かくて目的刑法は人道的たらんとするものであるのである。それは刑法の社會的人道主義的任務をよりよく果し得るからである。われわれは社會狀態の變遷とは、ひとりかけ離れて二十年以上も同一の刑法を適用して來た。われわれは既に最早その重荷に堪へられないところである。その刑法は今日改正の必要に迫られてゐる。その規定の中には目的的でないと認むべき多くのものがある。人道主義に基く社會の良心の苛責は刑罰規定として裁判官の上に加へてゐる制約の爲に益益深刻ならしめられてゐるのである。更に間接に刑法の壓迫は貧困者の肩に重くその保護は富裕者に大であるのである(＊＊＊＊＊＊＊＊＊)。われわれは社會平等の爲の刑法の實現を待ちもうけねばならぬのである。

(＊) 牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」(第八版)第六二頁にフエリーの立場が述べられてゐる。Lenz, Ein Strafgesetzbuch ohne Schuld und Strafe, 1922. 拙稿「刑法より行刑法への主觀主義的一路」刑政第四三卷第五號第二七・八頁。

(＊＊) 正木學士「行刑上の諸問題」、時田學士「ソヴイエットロシヤの行刑」(刑政第四一卷第六號第二七頁、木村學士「ウエリーと佛西亞刑法」(法學志林第三二卷第五・六號)參照。

(＊＊＊) Radbruch, Der Übergangsverbrecher (Zeitschrift f. Strafrechtswissenschaft, Bd. 43, p. 345.)にはその不合理が

評論されてゐる。向木村學士「確信犯人の問題」法學志林第三一卷第一・二・三號參照。

(＊＊＊＊) ラードブルツフの言葉である。

(＊＊＊＊＊) 牧野博士「刑法における重點の變遷」はしがき第二頁以下に曰く「抑も政治は妥協である。この意味において刑法改正の事業はその技術的方面において社會の新たな要求と思想の傳統的な形式とを如何に妥協せしめるかに要點を存する。……保安處分の本質に關する理論上の論爭はさもあれ、それを實際的に如何に組織立て、如何に組合はせるかといふ點に、技術的な仕事があるのである」と。

(＊＊＊＊＊＊) 保安處分も亦事實に於て害惡でありうることは前に述べた。さうして當該者は刑の不定期性を或意味において嫌はしいものに思ふことも之を認いたのである。從つて刑罰の保安處分化は寧ろその害惡の大小を云云するものではなくて一に統一的合理的目的にあるのである。牧野博士「日本刑法」第一七版第一七頁以下殊に第一八頁參照。

(＊＊＊＊＊＊＊) ラードブルツフの言葉。

(＊＊＊＊＊＊＊＊) ラードブルツフの言葉。

刑政第43巻第9号
矯正図書館

海外通信

プレストン感化院を覗る

―その一―

原三郎

加州に於ける此種感化院は、ロスアンゼルス郊外にホイツテア・ステートスクールがある由聞いて居たが、作業はこの學校の方が充實して居ることを正木書記官が御教示下さつたので、片路サクラメントより四十五哩をドライブしてみる氣になりました。

此の學校の内容に關しても州から出版する隔年報告書デパーメント・オブ・インスチウシヨンズと云ふに大體記載されてあるし、少し舊刊ではあるがハ十頁ばかりのプレストンスクール・オブ・インダスツリ・アツト・アイオンカルホーニアと云ふ本が、プレストンの生徒の手で二ヶ月かゝつて印刷されたと云ふのがありますが、何れも御覽濟みの事と存じ蛇足にわたらわ、例によつて記事は見聞記の範圍に止めます。

丁度明日は州知事が視察に來るとかで、校長は多忙といふ理由で副校長（敎頭）が、大體の事を說明した後に案內役として小壯敎授ライク君を紹介して呉れました。

應接室には生徒に對する訪問者心得が揭げてあつて、彼等に金や品物を與へて呉れるな、メインオフイースの窓に近寄つて呉れるな、等々注意してある。

目下生徒數約七〇〇人、一ヶ年一人當り約六百二十五弗要るといふから、一年の經常費四十三萬七千五百弗がゝる勘定。

これは敎頭が私の貰つた今年版の「生徒心得書」の扉の白紙に自書して呉れた數字故正確と信じます。

然し未だ色々の點で十分でないらしく、二八年版のリポートにも計畫として將來水利を改良し、工場娛樂室を擴大しプールを改造したい。また敎師や技術指導者の給料を一般學校と比較して調節する事は、學校の敎案の成功に關する根本問題であると力說しています。

案內役學科敎授ライク君は少壯の加州大學出身で主として、工業に關する學科を受持つてゐる事を後で聞き、副校長の心遣ひを感謝しました。

食事休みにより、模範生の宿舍から見せて貰ふ事にしましたが、其堂々たる

支那行刑問題と嚴景燿の論評に就て【一】

佐伯復堂

一、緒論

刑務所は犯罪に對して自由刑を執行する機關であることは今更いふまでもあるまい。社會一般の人民は犯罪に對しては非常に留意するが、犯人の處置に對しては頗る冷淡である。普通心理にありては犯人逮捕せられ、裁判確定し、行刑されれば、問題は解決し、人類中の惡徒は芟除され、社會を安寧ならしむる如く錯覺してゐる。從つて犯人が獄內に監禁中は彼等を訪問する者は一族の外殆ど無く、縱んば刑務所が社會內に設けられ、その門前を通過することあるも、其門內に入る機會は極めて稀であつて、內部は如何なる狀況なるかは、極めて少數人が了解し得るのみであり、刑罰處分に對しても、甚だ少數の人が通曉し得るのみである。かくて犯人入監後は社會の人は彼等を忘却するもの、如くである。それは收監以後、或る一定の人以外は面接することと能はず、何等の消息も聞くを得ざる爲、自然吾々の念慮の中に置かなくなる。普通には犯人の處刑を以て社會の報復と爲し、報復せる後は、問題已に解決せるものとして、當然意に留めなくなるのである。故に一般公衆をして

刑務所問題に留意せしむることは洵に至難の問題である。しかし、刑務所の處置を等閑に附するといふことは大なる誤謬である。縱し報復主義を以て犯人に對するとしても、又彼等を監禁せば社會の安寧を保持し得べしとしても、永遠に監禁せらるゝのでない。無期徒刑を除き、多くの犯人は滿期となれば皆出獄して、再び社會に歸るのである。獄中に在りて常に社會より隔離せられたる苦痛と、又出獄以後彼等に對する社會の不公平なる待遇を憤慨する彼等は、入獄中に改宗せしめられなかつたならば、出獄後の態度は必ず入獄當時より更に惡辣となるべく、剩へ同輩の犯罪經驗の指導に依り、更に深刻となるであらう。若し彼等の態度が社會と同化する能はずとせば、社會人民の生命財產に、更に大なる危險を與へるであらう。されば社會は、刑務所が犯人を如何に處分せるか、その處分は犯人の生活に對し如何なる影響を生ずるか。彼等は刑務所に入りて如何に善化せられたるか。同輩の惡化を受けた所がないか。出獄以後社會と合體し眞人間たるべく努力するか。將た社會に容れられずして反抗するに至るか。簡言すれば、彼等は入獄以後どれだけ教育を受け、どれだけ修業せしかに注意を及ぼすべきである。畢竟彼等は自己改善の目的を達し得れば、社會の享受する利益は實に淺小でないのである。故に社會の福利に意を致すものは、何人を問はず刑罰の學問を研究し、之に對し深甚の注意を加へねばならぬ。

支那は夏殷周三代又は漢の文帝、唐の太宗等を外にしては、清朝末期に至るまで、數千年間刑務所の事務を下級官吏又は卑賤なる獄丁の手に委し、囚人に對し威嚇主義を取らされば報復主義を用ひ、專ら桎梏に意を注ぎ、囚人

建築の内容外觀は注意をひきます。

何れも三人のボースに依つて全部生徒の力で建設されたと云ふ事です。此宿舍に屬する者は鑑の束縛を受けず規則内の自治的訓練を受け、夜間の就寢後も各員交代に一人丈け不寢番を室の中央に配しておき逃走や、性問題の取締りを行ふ相です。

以前は食事も此組丈けは優遇したが、現在は輕費の都合上一般並としておるが長髪を許し（逃走、喫煙の罰は斷髪されてイガグリとなる）ピアノ、圖書、電話等の使用を許されてゐます。

此組の取締は婦人だ相ですが面會する機會を得ませんでした。

普通宿舍に歩を移せば、其所の二階では丁度食事前の事とて、手を消毒する前の時間を利用して監督の命令の許に壁に向つて直立し、精神統一を行つていた。人によつて個々十五分から長いのは三十分位行はせるといふ。

衣服戸棚は整然とされて居り、若し亂したりして置くと罰に會ふ事長營と違ひないと思ひました。

階下は明快な病室になつて居り、此建物は何れも扉は錠前をつけてあります。

反則者、逃走者を收容する建物は別に一ヶ獨立して、二階建ての家が中央に在り。其處では嚴正獨居房ばかりで見張りの大男が二人肘掛椅子に坐つてゐました。

勿論學科の訓練丈けは科して居るとふことです。

作業は左記の種類があります。農藝では一般の耕作、家禽、養豚、乳業、園藝、植木庭作等、工作方面では、大工、鉛管工、簿板（ブリキ）塗工、石工、コンクリート、製粉、家具、電氣、機械、鍛治、蒸氣、竈焚、雜業では洗濯、印刷、靴工、及修繕、裁縫、屠殺、パン燒、料理等。

始め木工場から見せて貰ひました。此學校の工場で主要な作業はこれと洗濯でせう。

少年に行はせる事とて機械もすべて安全裝置を施し、大體の工作は機械力で遂行出來る程種類も仲々充實してゐます。平鉋機械等は鉋屑をパイプでオートマテックに驅除する樣にしてあり、膠等も火災除けにガスを用ひて居る。

丁度椅子を加工して居たが、是はデザインの點が拙劣で川越の少年の品等の方が餘程良いとは思ひました。

然し仕口等は仲々入念堅固で、サンダー仕上等丁寧に行はれてゐました。皆此學校の用品です。

の教育と生活に顧慮するもの殆どなかつた。しかも、獄吏は尤も殘忍なる私刑を用ひ、又は囚人より金錢を强要した。清朝の末年西洋文明の東漸に伴つて刑務所に關する知識も輸入せられ、光緒二十八年山西巡撫たる趙爾巽は、各省一般に囚人授産場を設置して、軍役刑、流刑、徒刑等の囚人を同所に收容して修藝せしめんことを奏請し、刑部の議決を經るに至つた。そこで中央はいふに及ばず地方各地に、囚人授産場相繼いで設立し、或は特に建築し或も、とにかく刑務所改良の嚆矢となつた。

清朝の末に至り、正式に新式刑務所を設立し、民國元年司法部成立以後、益々刑務所に意を加ふるに至つた。此年國内に舊刑務所千七百餘ケ所ありしが、大多數は省城及縣城内に設置されてゐた。民國元年より、中央と地方との各省及重要都市に於て、凡そ獄囚三百名以上一千名以下を有する所は、新式刑務所一ケ所の設置を見たるも、舊式刑務所は尙ほ千六百二十二ケ所を存した。尤も其中には改良を加へたるものあるも、遺憾ながら湖南、新疆、廣東、熱河の四ケ所には、尙一の新式刑務所がなかつた。要するに新舊刑務所數の比例は、其差甚だ懸隔してゐる。支那刑務所改善か尙幼稚の域を脫する能はざるを見ることが出來る。舊式刑務所の弊害は、速に改良を要するは言はずして明かであるが、新式刑務所とても、大體に於て滿足と認むることが出來ない。支那の新行刑研究家嚴景耀氏は、刑務所の事務を社會の一種とし、法律知識の能く包括する所ではないと考察し、左の如く論じてゐる。

千九百二十七年の暑中休暇に、予は北平に於ける犯罪調査の機會を得、北平監獄内に三個月余居住し、その後引續いて毎日曜日、獄中に二日間居住した。千九百二十八年の暑中休暇に、北平燕京大學社會學系の委託を受け、河北、山西、河南、湖北、江西、安徽、江蘇、浙江等各省に赴き、刑務所を調査した。幸に各省の刑務所當局は、予が隨時隨處隨意に視察し質問することを許されたるため、思ふさま質問し得たのみならず、囚人の意見をも問ふことを得たのであつた。故に一事件一問題に就き、必ず兩方面（獄吏と囚人）の報告を得、且つ調査期間に於て逢着せる事實を、必ず親しく試驗觀察し、事實の眞相を摑み得、予としての調査責任を盡し得た。

以下の所論と批評とは、支那監獄制度に就き、支那監獄界の爲めにその重要なるものを擇んで敢て一言を呈し、監獄改良の參考と爲さんと期するものにして、決して個人に對して攻擊を加ふるものではない。故に事實を敍述するに際し、關係者の氏名を指摘せず、事實の明瞭を期するのみである。

二、監獄行政問題

監獄は一般社會と隔離した一の小社會である。獄中の人は自由を剝奪された者、その人の友人、親戚、家庭及各種の社會生活と關係を絶たれたものである。尙ほこの社會は特種的變態的であり、其處に住居する人民は、殆ど擧げて成るべく早くそこを脫却せんことを考へてをるものである。彼等の內容

手工具で一つアメリカの旗金は値は高いがガッシリしておつて秀れてゐると思ひ、見取りをしておいた故歸つたら試作させて見ようと考へております。

オーク製兩袖机の半製品があつた故、見込價格を尋ねたら六十弗と云ふ。日本で入念な仕事をしても、勢々三十二三圓止りの物と思ました。

話は外れますがアメリカの家具は、機械を用ふるためと材料との關係から眼につく點は總體エナメルで塗塞した物が安家具に多い事、それは素地がオレゴンパインとか、ヘチロック或はフハー等で作るから木理が利かぬ爲めもあり、材料の輕く軟かいためも手傳つておりませう。桑港等はまだ〳〵一般にアールヌーボー邊の意匠が多く、參考にもなりませんが指口や椅子張等に學ぶところもあります。（專門的な話はまとめて書く考へです）

話が脫線した樣ですが次に監工場を見ました。壁には各種の手板があり、金屬に木理を模した塗法等も試みられてあります。

二人の生徒が廣い工場で淋しさうに椅子の仕上げをしてゐました「フイヒーラー」は何かと聞いたら、判らぬと見え「シケラック」だと答へる。

成程用ひてゐる上塗は「シケラックバーニシ」に異いないが喰異つた質問も大した事でない爲め靴工場へ急ぎました。

總人員十四人で約七〇〇人の生徒のものを自給しています。一ヶ月の製産高二百足といふから、休日を四日として差引けば一足當り一人七分餘と云ふ成績故、學科や教練の餘暇としては惡い事はないようです。最も踵や鳩目、底皮の鞣合は一部機械力でやつてゐます。

生徒の靴は短と編上げの合の子位の形で、面白い事には在學中靴は踵の裏にV字型の欠き込みがあり、此足跡によつて逃走した際、追手の便とすると聞きました。

仕事靴實費二弗二十五仙、家へ歸る時貰ふ靴が「二弗也」だ相です（此靴は踵は普通の形）靴工に神戸生れの白人不良一人あり、なつかし相に近寄つて來ました故握手をしてやりました。

裁斷室に入る、裁斷、縫工、修理の三部に分れて整頓したものです。生徒の仕事服、下着休日服等校内の物ばかり專ら加工しておりますが　別に著しく注意をひくものはありませんでした。

洗濯工場に移ります。

十三呎のテンターが二臺、内部を五呎位宛に二室に仕切つた大型ワッシャーが

は非常に複雑し、常習犯あり、偶發犯あり、或者は變態心理、或者は特殊情緒にして、彼等は悉く曾て社會保護の法律を破壞したものであるから、彼等は刑務所に於ては、勤勉に勞働し、品行は善良であらねばならぬが、大多數は刑務所に受くべき特別利益の剝奪を恐れ、或は詰責處罰を怖れ、決して經濟感、責任感が後方より彼等を激勵し、衷心から努力精進せしむるものではない、彼等を訓練し適當なる社會生活を爲さしめんとする目的を有するも、社會生活に見る能はざる、作業中の靜肅を保たねばならぬ。幾多の奴隷的規則に服從せねばならぬ。彼等には決して社會と同樣なる社交なるものがない。故に刑務所なる團體自體は確に一個の奇々怪々なる組合であつて、彼等の生活を改善することに依つて再び社會に出ずる準備を爲さしむべき、社會的或は經濟的に社會と共通する動機及興味を持つてゐない。監獄管理員の責任として、彼等に衣食住を與へ、彼等に或る仕事を與へ、疾病あれば治療し、規則を犯せば懲罰する等、要するに囚人をしてその步調を一にし改悛の途に向はしめるのである。しかし、かゝる事業は難中の難事で、苟も這種の業務に從事する當局は、專門の學識と才能が無かつたならば、決して成功することは出來ないのである。

從つて刑務所行政員には、現在如何なる人物が就職し、又その人々の成績如何は甚だ論議に値する問題であるが、その行政員中、受刑者と直接關係を生ずるものは何といつても看守である。理論上よりいへば、彼等は專門訓練を受けたる者であらねばならぬ。中國の刑務所看守試驗規則第二條の規定に據れば、二十五歲以上四十歲以下の小學卒業者に限り、採用後尙六ヶ月間の練習

を經たるもので、前三ヶ月は學課を主とし、後三ヶ月は實務を主とし、期限に至れば、卒業試驗を施行し、合格すれば相當の職務を與へ、不合格なれば再び不合格科目だけを補習し、更に試驗を行つて、しかも、見込無きものは罷免することゝなつてゐる。故に彼等は特別訓練を受けたる專門家であり、紀律を實行し、囚人を敎化することが、彼等特有の責任である。かくの如き資格を以て看守の職を得、且つかくの如き重大使命を負ふに拘らず、得る所の報酬は一ヶ月八元乃至十四元である。これ民國元年に於ける司法部の規定である。今日まで已に十七ヶ年を經過し、この間に於ける生活費は已に倍額以上に增加しては居るが、看守の給料は依然として變化なく、且つ彼等の給料は每月支給せられない。現存刑務所で已に六ヶ月間給料不渡りのものもあり、若し彼等が辭職或は罷免せられたる場合、其未拂給料と運命を共にし決して再び支給することがない。予は北平監獄に在りし際、一免職看守の妻が破れ着物を纏へる二人の子を連れ、監獄の門前で泣きながら典獄に面會し、夫の未拂給料六個月分を受領したしと要求せるのを見た。予はその女に注目してゐた所、その女は三日立ちつゞけたが、依然典獄に面會が出來なかつた。予は甚だその女に同情し、顧みて門衞看守に向ひ「理由なくこの婦人の要求を拒絕し、彼女を三日泣かせて、依然典獄に面會させぬとは、何たる非人道ぞ」といふと、彼は落着いて予に對し「わたくしども看守の妻は每月の給料渡らず、生活上必要なる物品すら之を買ふ方法なき時は、矢張り同樣に其處で泣くのであります。こんな狀況の下に在つては、何とも致方がないのであります」と答へた。專門訓練を受けた看守が、普通傭人同樣に、常に確實を

缺く給料の下に於て、刑務所に對し盡すべき責任を盡して生活することは決して望めないのである。その結果他に專門的才能を有する看守は、かくの如き非人道的待遇の下に生活するを好まず、他に生計の道を求め去り、殘るものは悉く何等の知識なき者か、若くは責任を負ふ能はざる者、又は行き處なきもの等である。或は自己の姓名を書くにも、甚だ手數を要する者もある。かくの如き看守で或る監獄の工場内に於て、多數の囚人が上體に衣服を纏はず、街上の普通工夫と同一狀態をなせるを目擊した。予に陪隨せる者が、先に窓口よりのぞいて一聲「參觀人だ」と叫んだ。予は好奇心に驅られ、思ひ切つて窓口より一寸のぞいて見た。陪隨者は予を阻止せんとしたが、結局予は全工場の囚人が皆其處に於て倉皇衣服を着け、且つ甚だ不自然に作業する風を裝ひしを見た。全員が着終つた後、工場監督の看守は、始めて門を開き、予に彼等の服裝を參觀せしめた。予はその時監獄管理法の實に不合理なるを感じた。しかし、

二臺、ランガー一臺、此ワッシャーが錆びぬ金屬（アルミにあらず）で出來ており、此種の機械で缺點とする廻轉軸のメタルがダブルになつて湯の洩れを防いでありました。

ステームローラテンターも約二米突に近いダブルベッドの敷布でも巾が樂々かゝつて、まだ餘裕があり、ステームローラーにしても五本の間を布が間違ついて出て來るにより、完全にピンと仕上つてきます。

ワシツヤー一臺五千弗、絞機一臺三千弗兩方共米國CASCADE會社製で國產品だと小鼻を動かさぬばかりでした。

鍛冶工場總員一ダズン、工場に似合はぬ九呎許りの旋盤丈けピカ一の狀態で、他は殆んど見るべきものはありません、其中の四、五人は自働車の修理をやつてゐました。

簿板工場に移る。一言にして云へはブリキ細工の事で、主としてバケツの手劑作業を行ひ底、緣、胴、握手と手劑機械ぎ圓卓の巡りに順よく備へられて、動作の單純化を期してゐる所に注意を引かれました。

他は煙筒、水管其他のパイプの加工を行つております。

此工場で働いてゐる少年との會話で彼

千九百二十八年の暑中休暇に、各省に赴き調査せる時、始めて這種の事は普遍的現象であることを知つた。且つ更に工場内に於ける囚人監督たる看守等が、勤務中制服を着けざるものあり、又勤務中傍に於て睡眠せる者を見た。

刑務所内に於ける喫煙は、勿論禁止事項に屬してゐる。しかるに、予が調査の結果に據るに、各監獄に於ける囚人の喫煙は、避け得べからざる事となつて居る。千九百二十七年、前京師第三刑務所撤廢となり、總ての囚人を第一第二刑務所に移送せる時、殆んど每人、袋内に煙草を所持せる形跡あるを發見した。かくの如き怪現象は、自ら目擊するに非らざれば、決して信ずる能はざることである。予は仔細に之を調査し、始めてその煙草は、看守の送りたるもので、彼等は工場の物品を盜み、或は自宅より送來せる靴、足袋、衣服を看守に與へさへせば、看守は彼等に數本の卷煙草を與へるのであることを知つた。或る囚人は予に告げていふ。一足の靴は僅か一本の煙草と交換し得るのみであると。是れ、看守の囚人矯化法である。

明敏なる囚人は看守の心理を知る。看守に取入ることが巧であれば、成績點數必ず多く、從て囚人奬勵の賞與金を得ることが多い。右は刑務所内の或る囚人は同輩の得たる賞與金が不公平なりとして予に告げたる言である。或る政治犯人が予に告げて曰く、刑務所の廊下を一强盜犯が一看守と共に步きつゝ「先生、在監中わたしはあなたの厚遇を受け、少からず感謝してゐる。出獄以後、蒙古に至つて商賣をなし（再び强盜を働く意味）金錢を得たら、あなたの御恩に報いる考だ」といふと、看守はその政治犯に對し、彼の報告に於ても言はずして通り去つた。しかし、看守はその政治犯に對し、

私の目的を尋ねた故「ブリヅンを見に日本から來た」と答へたら「こゝはブリヅンではない學校である」と少し理窟を提供しました。

ライク教師の教室に案内されると、壁に一面成績品が貼られてある中に「教育は成功の鍵なり」のモットーが一枚眼についたる故、憲與を申込んだところ必要なら隨意何枚でも外せといふ。

參考までに機關製圖と自在畫を取合せて三枚貰つておきました。

此中で九人丈大學程度の教育迄施す豫定だと少壯教授の眼が輝きましたが、一般的にやはり不良の腦は、程度の低き事は洋の東西同一の樣です。

別紙の成績一葉は參考迄同封致します。

ライク君は數へ子の爲め裏面に「此青年は十八歲の精神病者であつて、彼は利己的な、不規律、不安定の感情家で、彼はとても一人前の人間として完成はむづかしい。それは彼の言行のうちにも常時低能な興奮を反應するから」と云ふ有難くない保證が示されてゐます。

校舍を辭して耕地を自働車で廻つてみました。穀物も果實も花等もよく出來る相で、耕作もトラクターで行つておりました。

ライグ君も耕地の廣さを記憶していない位で、廣い耕地に生徒が散在して働いてゐる様は平和な眺めです。

結論として此所の特色は一見した丈けでも非常に規律が嚴格であり、個別處遇即ち良成績の者に篤く、不良の輩に嚴である。一方また作業訓練に主力を注いで成人前の矯正に努力してゐる様に考へられます。

然し其等の事に關しては私の云々する資格も、價値も、自ら認めておりませんが、末筆「生徒心得」中の作業に關係した點を拔寫して觀察の不明を御詫びする次第であります。

小生の今手にしているものは一九三〇年の印行で、四二頁四六半截の小册子で項を分けて總說・規則及取締・儀式・罰・服裝・點檢・教育・教練・信用點數・信書給與・讀書・格言等の要點が詳細されてあります。

教練の條項

一、前揭の作業々種別。

二、君は職業の選擇に當つてはよく考へそして研究しなければならない。

三、君は君の入學時の調見の際、君の希望する仕事に關して、第一問と第二問とを聞かれます。

學校に入つて六週間後に、各部員によつて君の名が名簿に記載されます。其委員と云ふのは監督・監督助手・校長、及び各部の委員等であります。

四、君の仕事の選擇について、資格委員は左記の點を考慮します。

A、君の眞の大望は何か。

B、君がプレストン學校を出た時に行ふ事が出來る仕事とは何か。

C、君の以前の經驗や、興味や、機械的巧拙や、肉體上の能力等に適合する仕事とは何か。

D、君の今までの成績はどんなものか。

君の行狀は如何であるか。

五、君が仕事の組に推選された時には君に告示します　此告示は隨則として讀みなさい。どういう仕事の組に君の名が推選されたかはそこに示されてあります。君の指導に對し滿足であり、又君が確固たる考へがついたなら、君が引返して來れば仕事の割當をします。

（續く）

不良少年と囚人の觀察（二）

て品行不良なりと書いた。この不良といふのは恐らくその犯人がその看守に取入る道を知らぬ故であらう。

されば、刑務所に於ける處置の當を得ざる責任は、決して看守のみの負ふものではなくして、典獄にも在るのである。現在支那行刑界の主要人物多くは、如何にして刑務所を治むるかを知らず、知る所のものは只如何にして地位を保たんかといふことのみである。或る典獄は毎日午後四時過に至つて漸く出勤し、暫時公務を視るか、或は人を派して公務を官舍に見せしめ、自身は監房又は工場に至ることがない。從つて囚人とは永遠に面接の機がない。彼の治獄の目的は、決して囚人そのものでなく、司法長官其人である。それ故に、報告の上申文中、囚人感化の事項は至らざる所なく、さながら寢食を忘れ、囚人の爲に努力して居る如く述べ立つるも、計る所は司法高級長官の心理で、常に自己の信望を繫ぎ、地位の安固を期待するのみである。典獄は看守の給料を着服し、部下より司法部に告發せられて、罷免となり、司法部は更に「賢能」を任命せる時、その新任典獄の就任演說中、最も重要なる語は「今後財政は公開し、役得は衆人に分配す。諸君の仕事は各科長を以て標準とすべし」の類にて、是が即ち監獄改善に對する長官の施政方針である。

刑務所長官の日夜憂慮する所は、多くは毎月の收入で、囚人感化問題を考慮するものは極めて少い。それは囚人の感化せられたるや否やに關しては、何人も顧みるものなく、出獄以後の行動に就きても、責任を負ふことに想到せぬからである。刑務所内の設備は、多く參觀に供する爲の資料で、決して囚人の爲に準備せるものではない。予は千九百二十八年暑中休暇の際、或刑

務所に行きたるが、壁は白く塗られ、廁も新に修繕されてあつた。典獄の隨伴として參觀せる時、典獄は屢々予に對し「本監獄は、如何に衞生を重んずるかを見て下さい」と言たるが、遺憾ながら翌日同獄の科長に尋ねたる時、彼は予に告げていふには「我等の典獄は貴殿來りて調査する旨の書面に接するや、直ちに一三科に命じ大々的掃除を爲さしめたのであります。さうでなかつたら、恐らく大笑ひを受けたでせう」と、更に某刑務所の典獄は、予を案内して教誨堂を參觀させた時、彼は笑ひつゝ予に語つて「是はわたくしどもの教誨堂であつて、わたくしどもは毎日こゝで囚人を教誨するのであります」と、同時に予は前のテーブル、腰掛には埃が堆く積つて居るのを見て、決して毎日使用するに非ずと思考した。その後そこに居住して實驗し、始めて同刑務所には教誨師すらも居らず、教誨等の話もないことを知つた。

或る刑務所長の如きは、體面すら保つことを知らなかつた。或る時司法部より刑務所に、明日日本人が參觀に赴く旨通知があつた。典獄は茶菓煙草の用意を命じたるのみにて、その他は一切關せずに居た。その後或職員は典獄より通知あれば少くも清掃し、且つ囚人に命じて紀律あるもの、如く裝はしめるものをと頗る不滿であつた。豈に圖らん、典獄は只官界の交際に全心を傾け、刑務所の行政などは解し得ないのであつた。（未　完）

不良兒惡囚の調査〔二〕

吉益脩夫

（6）K・M・

明治三十三年十月一日生
生地　千葉縣ノ村
職業　鍛冶屋
罪名　强盜傷人、囚徒逃走
刑期　八年
入所　二回

一、家系の狀態

父は本人の二十九歳のとき死亡、溫順、飲酒毎日少量機會的に大量の酒を飲んだ。母は健在、負けず嫌ひの性質で一家を支配して居た。同胞五人中の末子に當り家系に異常を認めない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村

〔家庭〕
資產は乏しかつたが、特に不和を認めなかつた。

〔養育〕
母に育てらる。嚴格に過ぐ。

〔學校陶冶〕
尋常小學卒業。成績普通。

〔道德的狀態〕
特記すべきことなし。

〔思春期〕
最初の性交十九歳、（眞の成熟期の始めは實際上決定困難とす。）

〔身體的精神的疾患〕
十歳頃まで遺尿をなす、小兒期より時々頭痛、頭重感の起ることがあつた。

三、成年期

〔職業〕
鍛冶屋

〔兵役〕
二年無事終了。反則なし。

〔結婚〕
大正十三年從妹に當る者と結婚したが、母が妻を虐待するために、夫婦一緒に家出し朝鮮に渡つた。然し妻は虛榮心强く、生計意の如くならず、歸國して後も同樣に生活困難であつた。

〔性生活〕
性慾强き方である。

〔嗜好〕
飲酒時々約一升。飲酒後異常なし。

〔經濟〕
貯蓄なく、收入は妻の賃勞を充たすに足らなかつた。

〔宗教生活〕
少時より信仰を有し、年期奉公中にも願を掛けたことがある。

〔社交〕
交際を好むけれども、現今では友人と顏を合せたことがない。

〔法律生活〕
初犯、窃盜、大正十四年、千葉、刑期八月。
その動機、主として生活困難。
現犯、銀行に忍入り金庫を破らんとして、番人に咎められ、恐怖の余り所持の道具を以て毆打したものである、
判決に對する態度、全然不滿なし。

〔自由刑の體驗〕
前刑務所に於て、自分達の食物の中に砂が入つて居たゝめに、擔當を通じて炊事場に掛け合つた所が、部長が來て之を否認し仲間の一人に嚴重な懲罰を課した。それを見て强く恐怖を感じ、斯かる刑務所に居ることは危險と思ひ、三人相談して仕事場より逃走し、捕へられて手錠を嵌めて分房に收容され當刑務所に送致されたものと云ふ。現刑務所に於ては刑の執行に對して全然不服なしと。

〔生活史中の形成的體驗〕
結婚生活であつて、若し、今の妻を貰はなかつたならば犯罪に陷らなかつたと信じて居る。

四、現在狀況

〔身體構造〕競技型（Ath'etiker）

圍		55.1
徑	橫	18.7
徑	長	160.6
重		54.4
幅		37.4
圍		88.0
圍		77.0
圍		83.0
圍	膊	23.2
圍	腸	19.2
長	肢	32.0
		92.0

頭頭頭身體肩胸腹腰前手腓下

〔外部的異常〕
輕度の開放咬齒

〔機能障害〕
殆んど常の樣に輕度の頭痛があり、膝蓋腱反射亢進してゐる他に異常を認めない。睡眠は良く、夢見ること稀である。（神經病的體質全然なしと云ふことは出來ない）

〔智能〕中。

【智能檢查】

Ⅰ	分析	赤	16〔12.1〕
Ⅱ	批判		12〔11.7〕
Ⅲ	理解		14〔12.6〕
Ⅲ	綜合		8〔 8.6〕
Ⅴ	辨別		12〔10.4〕
	總點		62〔55.3〕

（括弧內ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　強し。
氣　質　余り興奮せず樂天的。
性　格　稍外向性、自我の形成著明ならず。

（7）
T. O.
明治十四年……生
生地　大阪市
職業　無
罪名　窃盗
刑期　八年
入所　五回

一、家系の狀態

父母共に不詳、家系の狀態一切明かならず。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
都市。
〔家　庭〕
不明
〔教　育〕
十一歳まで他人（豆腐屋）に育てらる。
〔學校陶冶〕
學校教育を受けたことなし、無筆。
〔道徳的狀態〕
異常なし。
〔思春期〕
最初の性交十六歳頃。
〔身體的精神的疾患〕
精疾の他疾患に罹つたことなし。

三、成　年　期

〔職　業〕
土木→線路工夫→無職
〔兵　役〕
關係なし。
〔結　婚〕
未婚
〔性生活〕
性慾強く、屢々遊里に赴く。
〔經　濟〕
貯金なく、收入なし。
〔宗教生活〕
無關心、無信仰。
〔社　交〕
交際を好むけれども、親友なし。
〔法律生活〕
初犯、三十一歳、窃盗、その動機、遊興、
終犯の判決に對する態度、不服。
〔自由刑の體驗〕
利益を受けたと思ふことは全然ない。不利益と思ふことは規則の過酷なことである。（本人は最初より本刑務所に於て監房内の雜役に從事して居る）

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型（計測省略）
〔外部的異常〕
身體毛髪過生。
〔機能障害〕
異常なし。
〔智　能〕下。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	2〔12.1〕
Ⅱ	批判	8〔11.7〕
Ⅲ	理解	8〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	9〔10.4〕
	總點	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

附　記

無教育者であつて、年齢も相當に進んで居るために青年に就いて得た標準に對しては相當ハンディキャップを與へる必要がある。尚他に種々な實際問題を課して檢べると精神薄弱者でないことは明かに知ることが出來る。

〔人格構造の分析〕
衝動生活　稍強し。
氣　質　興奮せず、氣長し。
性　格　自我感情弱く、個性の形成顯著でない。

（8）
S. T.
明治三十六年五月二十日生
生地　群馬縣ノ村
職業　無
罪名　窃盗、强盗、强盗强姦、逃走、窃盗
刑期　七年
入所　二回

一、家系の狀態

私生兒であつて、母は本人の十八歳のとき胃腸病に罹つて死亡した。家系の異常者を認めず。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家　庭〕
資産なく、家庭不和で養父家出す。
〔養　育〕
母に育てられた。異父兄弟があつて養育不充分。
〔學校陶冶〕
尋常小學卒業、成績中以上。
〔道徳的狀態〕
十七歳頃より虚言、窃盗を始めた。
〔思春期〕
最初の性交十九歳

三、成　年　期

〔職　業〕始め百姓であつたが、後鳶職となり、更に三年後職を止めて勞働せず。
〔兵　役〕關係なし。
〔結　婚〕未婚、結婚生活を望んだことがない。
〔性生活〕性慾强く、時々遊里に遊ぶ。
〔嗜　好〕酒癖あり、毎日平均五合、機會的に大酒。喫煙毎日ベット一包。
〔經　濟〕貯金なく、收入なし。
〔宗教生活〕無信仰、理性を以て信ずることが出來ないと云ふ。
〔社　交〕交際余り好まず、單獨を好む。
〔法律生活〕初犯、大正十二年、窃盜、その動機、享樂。
累犯の判決に對する態度、不服なし。
〔自由刑の體驗〕不平は前刑務所の役人の良くなかつたこと。そのために共謀逃走し丙種受刑者に入れられたと。
利益を受けたと思ふ點更になし。
〔生活史中の形成的體驗〕なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕虛弱型（Asthenikor）

頭圍		56.6
頭縱徑		18.1
頭橫徑		14.2
身體長		155.2
體重		42.6
肩幅		34.3
胸圍		80.0
腹圍		65.0
腰圍		77.0
前膊圍		18.0
手圍		18.8
腓腸圍		30.0
下肢長		84.6

〔外部的異常〕把手狀耳
〔機能障害〕膝蓋腱反射亢進するのみ。
〔智　能〕中。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	15〔12.1〕
Ⅱ	批判	11〔11.7〕
Ⅲ	理解	6〔12.6〕
Ⅲ	綜合	12〔8.6〕
Ⅴ	辨別	13〔10.4〕
	總點	57〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕衝動生活强し。

（9）K. K.
明治三十一年三月七日生
生地　靜岡縣ノ町
職業　酒の小賣
罪名　窃盜
刑期　五年
入所　五回

一、家系の狀態

父は本人の二十八歳のとき腦出血を以て死亡。飲酒をしなかつた。母は生存して居る。同胞四人中末子に當る。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕町、家は菓子製造業
〔家　庭〕生計普通であつたけれども本人の十四歳のとき兄が商賣で損をして貧困となつた。それまでは家庭圓滿であつた。
〔養　育〕兩親に育てられたが甘過ぎた。
〔學校陶冶〕尋常小學を卒業して商業學校に入り、三年生のときカフエー遊びをする樣になり、その後學校に行かなかつた。
〔道德的狀態〕家の錢箱が自由になつたために持出しては買ひ食ひをして居たが、喧かましく云はれるやうになつてからは他人の物を盜む樣になつた。
〔思春期〕最初の性交十六歳
〔身體的精神的疾患〕二十三歳淋疾に罹つたことがあるのみ。
〔氣　質〕感受性稍强く、刺戟性である。（然し攻撃性ではない）
〔性　格〕自我感情强く、見榮を張る性質である。感じ易い。

三、成年期

〔職　業〕子供のときから職業を習つたことがなかつたが、前刑放免後酒の小賣を始めた。
〔兵　役〕關係なし。
〔結　婚〕二十八歳學校時代の知り合ひの女と關係したが、始め先方の親が承知しないので二人で家出し、後承諾を得て正式に結婚した。
〔性生活〕姓慾强し。妻帶後もカフエー、藝者買をなした。
〔嗜　好〕喫煙ベット二包

〔經　濟〕
貯金なく、收入日に平均五圓生活と遊興に用ひた。
〔宗教生活〕
神佛を拜み、線香を立てることがあるが深い宗教心はない。
〔社　交〕
交際あり。
〔法律生活〕
初犯、十七歲、窃盜、その後の犯罪總て窃盜。
終犯の判決に對する態度、不服なし。
〔自由刑の體驗〕
前刑と現刑に於てはM刑務所の取扱が不公平で、理窟に合はないと云つて屢々轉所を希望した。擔當が自分だけに酷であると解し、些細はことに興奮し、擔當に組附いたり、抗辯したり、同囚と喧嘩したりしたことは屢々であつた。（一種の反應性現象）
當刑務所に押送されて後は精神狀態一變し、取扱ひに滿足し、感謝して工場に働き懲罰を受けたことも一回もない。

四、現在狀況

〔身體溝造〕
競技型（計測省略）
〔外部的異常〕
なし。
〔機能障害〕
前刑興奮當時は時々頭の中心が痛み、頭重感があつて氣分惡いだ。而して無理なことを云はれると頭がくしやくして大聲に詩を吟じたくなる。此時は特に頭痛が甚しかつた。
當刑務所へ來てからは、只四五日前に數日頭痛を催したことがあるだけである。膝蓋腱反射亢進し舌尖と眼瞼に震顫が認められるだけで他には何等異常がない。

〔智　能〕下。

【智能檢査】

分析判斷	14	〔12.1〕
批理綜合	8	〔11.7〕
Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ 辨別總點	10	〔12.6〕
（括弧内ハ標準點ヲ示ス）	2	〔 8.6〕
	9	〔10.4〕
	43	〔55.3〕

〔人格構造の分析〕
衝動生活强し。
氣質　潔癖、短氣、感受性强し。
性格　自我感情、權利意識强し。

（10）

Y. O.

明治三十六年十一月二日生
生地　山梨縣ノ村
職業　無
罪名　住居侵入、窃盜
刑期　二年六月

入所　三回

一、家系の狀態

父健在、飲酒せず。母健、同胞六人中第二番目に當る。
家系に異常者なし。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家　庭〕
赤貧、異常なし。
〔養　育〕
父母に養はる。母嚴格。
〔學校陶冶〕
中學三年中途退學。
〔道德的狀態〕
十歲前後から家の金を持出したり、虚言を以て買食をする習慣があつた。
〔思春期〕
不明。
〔身體的精神的疾患〕
なし。

三、成年期

〔職　業〕
親戚のカフエーにコック見習となつたのを始めとし、方々のカフエーを經廻り、住所一定しない。
〔兵　役〕
關係なし。
〔結　婚〕
未婚。
〔性生活〕
金のあるときは屢々遊廓遊びをなす。
〔嗜　好〕
飲酒不堪。喫煙少量。文學を好む。
〔經　濟〕
貯金なく、收入なし。
〔宗教生活〕
二十四歲より勸誘されて基督教會に出入し、暫く惡事より離れて居たが、其後教會行きを止め、又惡事を始めた。現在では聖書を讀んで居る。
〔社　交〕
交際を好まず。
〔法律生活〕
初犯、十八歲、窃盜、大阪。
其後、窃盜、恐喝未遂、公務妨害、傷害。
終犯の判決に對して、不服あり。
〔自由刑の體驗〕
前刑に於てはH刑務所の所長の受扱が、不服だと云つて情願書を度々出し、抗辯したことも少くなかつた。
今刑に於てはM刑務所に於て二十回情願書を出した。
內容は現在の監獄制度は泥棒養成所だ、取扱は見るに忍びずなどと云ふことであつて、之を三十枚の紙に書いて出したが、許可されなかつたので怒つて「オタンチン奴、ヒヨーロク玉奴、此獄卒奴、牢番奴！」と盛

に罵詈した。
當刑務所へ來てからは以前から評判を聞いて知つて居るので溫和しくして居る。出獄したらどこまでもやる積りであると云ふ。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型的（計測省略）
〔外部的異常〕
上、前出、門齒離間。
〔機能障害〕
異常なし。膝蓋腱反射亢進して居るのみ。
〔替　能〕中。
〔人格構造の分析〕
衝動生活　耽溺する傾向がある。
氣　質　感じ易く、興奮し易し。口論しても手を出すことがない。
性　格　自我感情强く、理窟家、權利意識、虛榮心强し。變化を好み、固定生活を厭ふ。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	14〔12.1〕
Ⅱ	批判	13〔11.7〕
Ⅲ	理解	14〔12.6〕
Ⅲ	綜合	8〔8.6〕
Ⅴ	辨別	11〔10.4〕
	總點	60〔55.3〕

（括孤内ハ標準點ヲ示ス）

（11）

T. I.
明治十年九月二十三日生
生地　富山縣ノ村
職業　大工
罪名　窃盜、逃走窃盜、逃走窃盜、逃走窃盜
刑期　三年、三年、一年六月
入所　七回

一、家系の狀態

父は本人十五歳頃レウマチスに罹り死亡。癇癪持ちであつたが、飲酒しなかつた。母は最近死亡したと云ふことである。兄一人あるが亂暴者である。母方從弟精神病に罹り川に墜落死亡した。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家　庭〕
資産なし。兄が母に亂暴し、家内不和。
〔養　育〕
兩親に育てらる。嚴格。
〔學校陶冶〕
尋常小學三年中途退學。成績不良。
〔道德的狀態〕
少時より家の金を盜んで買食をした。又屢々虛言を使つた。
〔思春期〕
最初の性交十七歳。
〔身體的精神的疾患〕
裏惚れ之癖ありと云ふも眞僞は斷定し難い。十五歳十七歳頃から頭痛（鈍痛）頭重感が時々あると云ふ。

三、成年期

〔職　業〕
百姓→大工。怠惰で半分位しか働かない。
〔兵　役〕
關係なし。
〔結　婚〕
未婚。
〔性生活〕
十七歳頃から始め、壯年時女に狂つたと云ふ。三十歳後は女に對して無關心になつたと云ふ（?）
〔嗜　好〕
飲酒せずと（?）喫煙一日一包、賭博を好む。
〔經　濟〕
貯金なし。收入月に六七十圓。賭博などに用ふ。
〔宗教生活〕
救世軍に勸められて、一時基督敎を信じたことがあるが今では信仰なし。
〔社　交〕
交際なし。
〔法律生活〕
初犯、十四五歳、窃盜。
その後、總て窃盜罪。
終犯の判決に對する態度、不服なし。
〔自由刑の體驗〕
逃走、敎唆、不順、酒精窃盜等の犯則があつた。其他同姓愛の原因で同囚某に恨を持ち他囚を煽動して之と喧嘩せしめたことがある。尙某と猥褻行爲があつたので入浴を禁ずると、以後入浴せずと云つて怒つたことがある。
〔生活史中の形成的體驗〕
賭博に凝つたこと。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型的（計測省略）
〔外部的異常〕
なし。
〔機能障害〕
喉かい時に頭痛、眩暈がある。膝蓋腱反射亢進す。
〔智　能〕下。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	1〔12.1〕
Ⅱ	批判	6〔11.7〕
Ⅲ	理解	10〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0〔8.6〕
Ⅴ	辨別	6〔10.4〕
	總點	23〔55.3〕

（括孤内ハ標準點ヲ示ス）

〔附記〕再檢査を施し種々實際的問題を課するに精神薄弱者の程度ではない。

〔人格構造の分析〕
衝動生活　詳かにすることが出來ない。
氣質　樂天、短氣。
姓格　狡猾、怠惰、厭き易し。

(12)

K. T.

明治三十三年三月二十八日生
生地　山梨縣ノ村
職業　會社員
罪名　强盜、窃盜
刑期　五年
入所　三回

一、家系の狀態

父は健在、晩酌少量。母も健在。同胞四人中長子、家系に異常者なし。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家庭〕
資産あり。家庭圓滿。
〔養育〕
兩親に十八歳まで育てられた。
〔學校陶冶〕
高等小學三年修了、通信學校卒業(?)
〔道德的狀態〕
異常なし。
〔思春期〕
最初の性交二十一歳。
〔身體的精神的疾患〕
なし。

三、成年期

〔職業〕
會社員
兵役
十八歳騎兵を志願した。二回軍法會議にかけられた。一、窃盜、逃走：懲役十月、二、窃盜、軍用物毀棄服飾亂用、懲役一年。
〔結婚〕
未婚。
〔性生活〕
姓慾强し。遊廓に行かないけれども、素人女と屢々關係す。
〔嗜好〕
飲酒每日約五合、喫煙一日敷烏一包。
〔經濟〕
貯金百三十圓あり。收入月々九十圓、主として身裝に

用ふる。
〔宗教生活〕
生來無信仰。
〔社交〕
交際好き、賑かな所を好む。
〔法律生活〕
初犯、二十一歳、窃盜逃走(軍法會議)
動機、女のため。
終犯の判決に對する態度、不服なし。
〔自由刑の體驗〕
現刑は始めて普通の刑務所に收容されたものであるから(前二回は軍隊)前途を悲觀して、縊死を企て蘇生したことがある。刑務所に於て興奮し易く、二回同囚と喧嘩して傷害したことあり。當刑務所に於ては亂暴せず。

四、現在狀況

〔生活史中の形成的體驗〕
女に關係し、之に迷つたため。
〔身體構造〕
競技型(計測省略)
〔機能障害〕
なし。
〔智能〕
下。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	10	(12.1)
Ⅱ	批判	9	(11.7)
Ⅲ	理解	2	(12.6)
Ⅲ	綜合	2	(8.6)
Ⅴ	辨別	0	(10.4)
	總點	23	(55.3)

(括弧内ハ標準點ヲ示ス)

〔附記〕此結果は著しく不良であるけれども、充分檢査に應じないための樣に思はれる點がある。再檢査に於て種々檢査した所では兎に角精神薄弱者の程度ではないことが分つた。

人格構造の分析

衝動生活
氣質　憤怒し易し、粗野、
性格　自我感情强く、一徹、剛情、傲慢、不誠實。

(未完)

Alcatraz-A Common Sense Prison

Winthrop Martin

米國サンフランシスコ灣 アルカトラッ嶋の陸軍刑務所

ウイシスロンプ・マーテイン

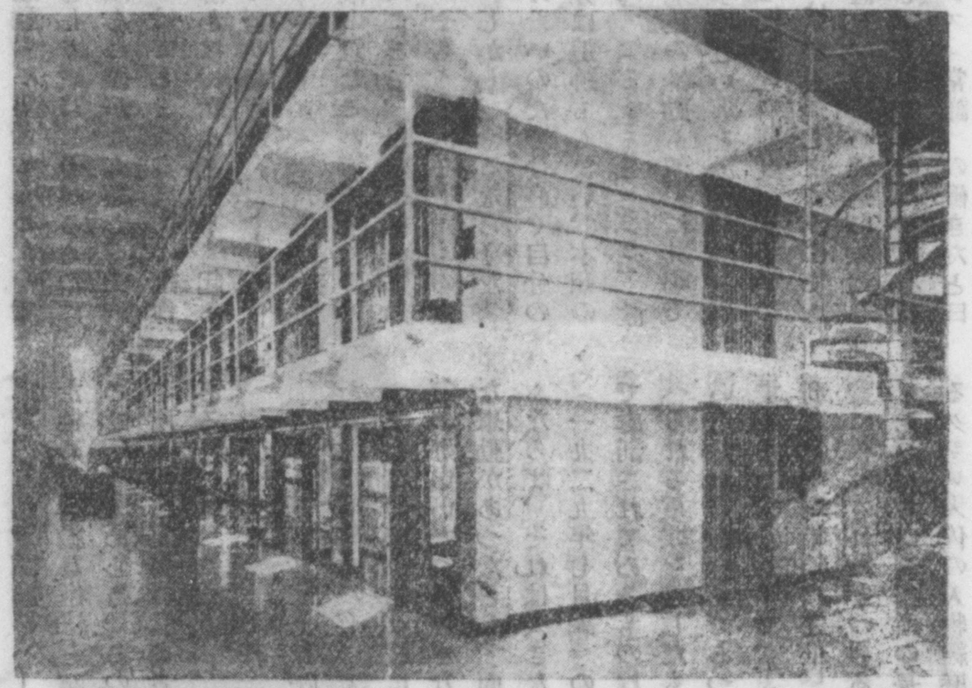
一

人間が自分の敵を直ぐに殺さずに拘禁してをくようになつてから、プリズンといふプロブレム（問題）が生れて來たのであつて、このプリズンから生れる色々の有毒な問題は今も尙ほ絶滅されないのである。絶滅されるどころか、つい此の一二年間にも、オーバンからデンネモラ、それからリーブンウオースからキヤニオン・シテイ、更にオーバーンといふ風に、アメリカの大きなプリズンに暴動は頻りに起つて、我々はプリズンの管理問題のために惱まされ抜いてゐるのである。

然るに其間に在つて、一個のアメリカの行刑施設はこのむづかしいプリズンの管理といふ問題をコンモン・センス（常識）で立派に解決せられ得ることを證據立てゝゐたのである。合衆國政府の陸軍は、靜かに一つの新しいビーナル・システム（行刑の仕組）を開拓してゐたのである。

カリホルニアはサン・フランシスコ灣にゴールデン・ゲート岬、有名な金門公園の在る處）の突き出してゐる鼻の先きに渦の卷いてゐる潮の中から大き岩の塊とも見ゆる十二エーカーのアルカトラッ嶋（Alcatraz Island）が浮き出してゐるのである。島の上の平たい屋根の白い建物を看ると地中海の小島を想はせるが、これは前世紀の五十年代に砲壘のあつた跡で今は合衆國政府の陸軍刑務所（U.S.Disciplinary Barracks）となつてゐるのである。

一九二六年の秋、クラレ大佐（Colonel G. Maury Crallé）がこの刑務所の長（Commandant）となつた當時、ゼネラル・ブレーク（一齊脫獄）の計畫のあるといふ風聞が頻りに傳へられたのである。その計畫によると、全受刑者がセル・ハウス（監棟）の外で作業に就てゐる時、示し合せてあるシグナル（信號）で一齊に起つて斷崖から海中に飛び込んで、うまく行つたら、灣の東ならオークランド、南ならサン・フランシスコの埠頭へ泳ぎ着いて逃走しようといふのである。圖より、中途に溺死するものも、捕へられるものも多からうが、巧く逃げ了せるものもかなり多からうから、やつてみるだけの價値のある冒險だと思はれたのである。この企ては極めて危險ではあるが、又極めてドラマテイツクでもあつて、アメリカの行刑史あつて以來最も花々しい大膽な暴動をやるわけで、事の成否はとにかく、この點がきびしい單調な規律の下に閉ぢこめられてゐるものにとつては力强い誘惑となつたものと見えるのである。



（陸軍刑務所内部）

かゝる場合、之に處するの道は、警備を倍加し、與へられてゐた特權を停止し、首謀者を探し出して嚴罰を科するといふのが普通であるが、クラレ大佐はそんな事はしなかつたのであ

る。彼は先づ凡ての受刑者を運動場に集合せしめたのである。（ガード（看守）は一人として武器を帯びるものはなく、士官や兵士といつてもほんの僅かな人數で、受刑者が一齊に起つたなら、やつゝけてしまうのに何の造作もなかつたのである。大佐は靜かに、殆んど何事も起らなかつたような樣子で、彼等に語り初めたのである。

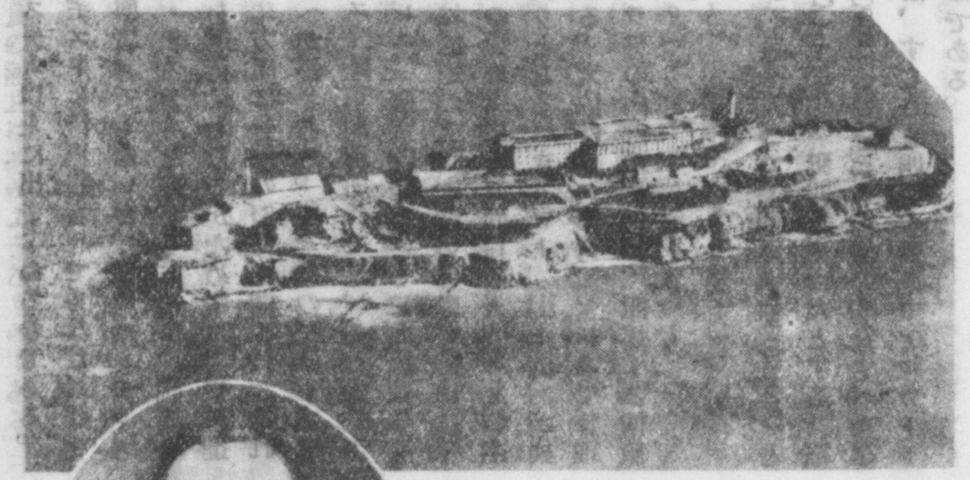
「自分はお前達がゼネラル・エスケープ（一齊逃走）を企てゝゐるのを知つてゐる。潮の急なこの海で多くのものが溺死するのは分明りきつたことで、自分は極めて愚な冒險だと思ふが、皆が是非やらうと決心したものなら、私は決して妨げはしない。しかし、やるなら今だ。自分はどつち道早くかたをつけたいのだ。今直ぐ自分の見てゐる前でやるが可い。自分は追跡もしまい、本州の警察へ報知もしまい。進め、泳げ（Go ahead, swim!）。」

これだけの話で、えらい意氣込の暴動も忽ちに其場で閉息してしまつたのである。冬に近い海を泳ぐ危險を現實に眼の前にし、落ちつき拂つた大佐の態度に面喰つて、反亂の誘惑も全く氣拔けがしてしまつたのである。或るものは大佐のこの處置を、深く心理學に味到したものゝ實例だと曰ふだらうし、又他のものは、人心統御上稀れに觀るコンモン・センス（常識）の働きだと曰ふだらうが、問題のハートをつかんで、人の意表に出でた極めて大膽な解決を試みたといふことには何人も異論のない所であらう。この事あつて以來、コンマンダント（所長）は凡ての受刑者の尊敬をかち得てしまつたのである。

二

アルカトラツは全然陸軍の刑務所であるが、同時にまた普通の刑務所の有つてゐる問題と全く等しいものを有つてゐるのである。茲に收容されてゐるものが、單に元氣の好いいたづら好きなボーイズ（兵卒）が軍曹に無禮な擧動があつたとか、面白半分に軍律に背いたものと思ふならば、それは大きな誤りで、全受刑者五百三十五人（一九二九年七月調）の中、純然たる軍規に關する犯罪で處罰されてゐるものは二百二十二人で、他は皆普通數へられる重罪を犯したものである。刑期は一年以下の短いものから終身までであつて、凡ての受刑者の刑期を合算すると二〇〇七年で、平均すると三年と九ケ月になる。受刑者の平均年齢は二十三歲で、二百三十一人は以前感化監に收容されたとのある履歷を有つてゐるものである。

先づ、この刑務所の長として其管理の責任を荷つてゐるクラレ大佐の人物經歷を點檢して見よう。バージニア



州のブラツクストンに近い農場に生れ、一八九八年にエユーヨークのウエスト・ポイント（West Point の陸軍士官學校（U. S. Military Academy）を卒業した人で、其以來、色々な軍事上の經驗を積み、各方面に行政的手腕を揮つた典型的な陸軍將校なのである。

キユウバの叛亂にも、フイリツピンの叛亂にも、アラスカの役にも、メキシコ戰爭にも參加して、功有つて終に參謀官たるの基礎を作つたのである。世界大戰後は陸軍省（War Department）附きとなつて論功委員に擧げられ、終に一九二六年アルカトラツのコンマンダントに任ぜらるゝに至つたのである。これが、合衆國の陸軍刑務所（U. S. Disciplinary Barracks）の大平洋岸支所（Pacific Branch）たるアルカトラツをして犯罪者の處罰と社會的復活といふむつかしい任務を遂行せしむる爲め、陸軍省によつて新たに選拔された大のさつとしたレコード（履歷）である。

十分の看守を置き、障壁を堅固にしてさへをけば、インメーツ（收容者）の逃走を防ぎ、暴動を避けることができるから、プリズンとしての消極的な要件は滿たされるわけである。これは普通のどのプリズンでもやつてゐる所であるが、いざとなればそう大して抵抗力のあるものではないのである。しかし、アルカトラツではその消

極的なビーナル・システム以上に出でゝゐるのである。クラレ大佐はビノロヂスト（行刑學者）でもなければサイコロヂスト（心理學者）でもないが、彼のコンモン・センスは、プリズン・システムを完からしめて、訓練と社會的復活との任務を遂行せしむるがためには、更に進んで積極的な建設的な方面に一段の努力が費されなければならないことを教へたのである。で、このディシプリナーリー・バラックス（陸軍刑務所）では、先づ受刑者は悉く一つのプロブレム（研究問題）として取扱はるゝのである。各受刑者は筋道の立つた深い考慮が拂はれてゐるのである。凡ての受刑者には眞面目な人間らしい生活へ向上して行く便りとなるべきリフト（引上機）が與へられてゐるのである。大佐のコンモン・センスで管理されてゐるアルカトラツの内部の生活は、記述する價値は十分あらうと思ふ。

三

今假りに、諸君が軍隊へ入つて、脫營（desertion）とか文書僞造（forgery）とかの犯罪をやつたとする。軍法會議（General Court Martial）が何等酌量すべき事情を見出さなければ、すぐさま四年の刑期でアルカトラツへぶち込まれるのである。

居房は五フイートに九フイートで、一方の壁には鋼鐵の吊床がぶらさがつて、軍隊にゐた時と同じように、一個のマトレスと五枚のケットが給される。棚とウオッシュ・バズン（手洗盤）とトイレット（便所）とが備付られてゐる。隊にゐる時とは異つて陰氣なプリズンでのユニホーム（制服）は色は黑である。アルカトラツでの一日の生活は次の順序で行はれる。これは玆に收容されてから初めの三十日間受刑者の嚴守すべきプログラムなのである

第一點呼（first Call）	5:50 A. M.
疾病點呼（sick call）	6:30 A. M.
朝食（Breakfast）	7:00 A. M.
就業（Work starts）	7:30 A. M.
復集點呼（Recall from work）	11:45 A. M.
晝食（Dinner）	12:00 Noon
就業（Work starts）	1:00 P. M.
復集點呼（Recall from work）	4:30 P. M.
夜食（Supper）	5:30 P. M.
疾病點呼（sick call）	6:00 P. M.
活動寫眞演藝	7:00 P. M.
消燈（Lights out）	9:00 P. M.

學校（school）——毎日午後一時より四時まで

文盲者のために

土曜日午後及び日曜日終日——免業（no labour）

日曜日の戸外遊戲——午前並びに午後

この三十日間の仕事は、固より熟練の要らない作業で、鶴嘴とシヤベルと、手推車が一日七時間半の作業に使用せらるゝ道具である。慣れて來るに從つて、このプリズンのシステム（仕組）がどういふ風に運用せられ、このシステムに適應して行くのにしてはならないことゝしなければならない事が解かつて來るのである。

一週間に二度ムビー（活動）が見られ、月に二回ヴオードビル（諸藝大寄せ）が見られる。土曜日の午後と日曜日とは全く休養と遊技とのため受刑者のものとなるのである。遊技はベースボール、ハンドボール、ソツカー（蹴球）、フートボール、ボキシング（拳闘）等である。糧食は非常に良い。若し疑ふ者があれば、シン・シンやサン・ケンテイン（カリホルニア州の州立刑務所）にゐたことのある前科者はきつと諸君の疑ひを晴らしてくれるのである。一日四十七仙の軍隊の常規の給與で、給養班（Quartermaster corps）が問屋からじかに購買するのである。一日の糧食の献立は次のようなものである。

朝（Breakfast）	晝（Dinner）	夜（Supper）
小麥とミルクのクリーム ソウセージの揚げたの フレンチ・トースト バター シロップ パンとコーヒー	つぶした大豆のソーブとクラッカー ボイルド・ハム ボイルド・キヤベージ ボイルド・ビーンズ ミルク・コーン つぶしたポテト バナヽのプヂング パンとコーヒー	ビーフ・ステーキ 玉葱とポテトの揚げたの 掛け汁 パンとコーヒー ジヤム

軍隊のガードハウス（營倉）とは全く反對で、玆處アルカトラツではガード（看守）は武裝してゐないのである。防禦の武器としては、只だ輕い木の棒を持つてゐるだけで、それも箒の柄よりは太くはないのである。長さは十四吋位なものである。晝間は武裝した衞兵が只一人で岸壁の上陸所を守つてゐるが、夜間は衞兵は二人で構内を巡邏するのである。更に、セル・ハウス（監棟）では如何なる種類の武器も之を帶ぶることを許されないのである。オフヒサー（士官）でもセル・ハウスに入る場合には帶劍を解き棄てなければならないのである。このインステイテユウシヨン（施設）の背後に在つて、其

権威を重からしむるのは、合衆國の陸軍といふ形で現はれた一つの威力であるが、何も別にプリソナー（受刑者）の前にこの終局の力を見せびらかす必要はない、といふコムマンダントの平明なコンモン・センスが此の一事に

パロール（假釋放）の本義と其實際（下）

哲學博士　クレーア・ウイルコックス

Parole: Principles and Practice
Clair Wilcox

氏は米國ペンシルバニア州スワースモア・カレッヂの敎授で、嘗つて同州假釋放局の主事たりし人である。

American Review of Reviews, July, 1930

も善く覗ひ知られるのである。（つゞく）

（六）

パロール・ボード（委員組織の合議體――假釋放委員）の決定を構成せしむべきものと一般に考へられてゐる他の要因は、受刑者の行つた犯罪の性質である。或るパロール・ボードになると、箇々のケース（犯人の場合）に入つて來る種々の事情には何の考慮を費す所なく、頭からこれこれの犯罪を行つたものに對しては特に嚴重な處置を取るといふものもある。かゝる概括的なやり方は假釋放決定の手續を簡單にするものではあるが、判斷を誤る

處がないとはいへないのである。或る犯罪を行つた或る特定の人をこれなら社會に復歸せしめても差支ないと思はれる安全性の度合と、其の犯罪の罪名との間には別に必然的な關係は存してゐないからである。

パロール・ボードはケースを再審理するのではないとは、殆んど悉くのパロール・ボードが一樣に言明する所であるが、しかも、彼等は等しくまた一樣に實際それをやつてゐるのである。只だ裁判所の再審と異る所は、彼等のなす所の再審は、性急で、辯護士も證人もなく、十分の證據調べがないといふだけなのである。原審で一人の人間をプリズンへ收容する手續については、法律はその公平嚴肅を保たんがために、あらゆる方法を講じてゐるのであるが、しかも往々にしてパロール・ボードのでたらめな勝手氣儘の決定によつて、其の人の拘禁の期間が度を越えて不當に延長せられたり、短縮せられたりすることがあるのである。

パロール・ボードによつて一般に重要視せらるる第三の事項は、パロールを申請するものの容貌風來、性格、又は日常の擧止である。實直であると、四角な肩、しつかりした聲音、逃かぬ眼指等は、自由をかち得るに大に役立つものである。ボードのメンバーも我々と等しく人間であつて、一見して其人の眞の性質を讀むでしまふ能力のあるのを誇りたがるものである。で、たとへさういふ能力があつたとしても、要するに單に試驗的な當て推量にすぎないものであるから、多くの場合、偏見や氣分が手傳つて、一人の受刑者を尙ほ二三年ブリズン・ウオールの中に拘禁してをくべきか又は直に社會に復歸せしむべきかを決定することになるのである。是に於てか、結局パロール・ボードの確かな依り處のあるでもない推測が根據となつて、窃盜や詐欺師がパロールさるゝことの多いものと推論する方が正しいかもしれないのである。

（七）

どんな能力のあるパロール・ボードでも、惱まされかちな三つの大きな誘惑があるのである。

其の第一の誘惑といふのは感傷（sentiment）である。のん氣に構へて極めて寬裕な態度を取ることは何人にも容易な事である。憐憫と寬仁とを忌むといふのではないが、嚴正な判斷を亂すやうなことがあつてはならない。又た徒らに頑强で、哀憐を乞ふあらゆる歎願を斥けてしまふのも容易な事である。しかし、これは等しく理不盡であると共に亦たセンテイメンタルであるといふべきで

長い間には社會にとりては寛大に過ぐると同じく亦た危險な結果をもたらすものであると云はざるを得ない。

パロール ボードをして誤らしめる第二の誘因となるものは、輕率（Carelessness）事に當ることである。假釋放の委員達が支拂はるゝ給料の少ないか、他の職務上當然委員となつたとか、又は全然給料を支拂はれないで、彼等の時間の一部をパロールの仕事のために割くことを要求さる場合には、彼等か自分の仕事の大部分を書記に委かせ切りで、合議の會合は早く切り上げて、できるだけ早くいやな仕事をかたづけてしまふとしても、毫も驚くには當らないのである。しかも、公衆は一般に、彼等が事務に精勵してゐるかどうかを知らうとして始終氣をつけてゐるものではないので、餘計にやりつぱなしになるのである。考慮の十分でない誤つた決定が下されて、之が爲めに釋放さるべきものが釋放されないで、更らに幾年の苦役を重ね、人間の幸福は破壞せられ、時には生死にかゝはるやうな不幸をかもし出すことさへあるのは全くかういふ輕率なやり方から起るのである。

最後に、一般の行政部面に於けると同じくパロールの仕事に在つても、賄賂（graft）といふ誘惑があるのである。往々にしてプリズンへ投け込まるべき盜賊が公職に就いて大きな顏をしてゐるといふことがあるが、パロール・ボードのオフイス（職）だけが此例に洩れることを期待するのはちとをかしい話で、パロール・ボードの職に在るものが、ダラーやセントのために、或は又た、政黨の勢力との交換で、特殊の恩惠を賣らんとするもののあるのは、決して稀らしくはないのである。で、プリズンへ誰れか入つてゐれば、きつとプリズンの外で其者の釋放のために謀つて、釋放なる特典を賣ることのできる地位に在り且つ之を賣りたがつてゐる人に金錢を提供するものがあるのである。パロールなる制度が全然其の精神を破壞されてしまふのは、實にかゝる事情が之を然らしむるのである。しかし、直ちに之を以てパロールを規定した法律の責めに歸して、之を廢棄せんとするのは、決して策の得たるものではなく、むしろ徐ろに一般政治の掃清を待つて、其弊を除いて、パロールの精神を徹底せしむるに努むる外はないのである。

（八）

パロールなる制度が十分に其機能を盡くすか爲には、(一)、プリズンに於ける訓練準備と、(二)、科學的選擇とに基かなければならないことは已に述べた所であるが、更らにパロールの制度の運用を有效ならしむべき第三の而して最後のコンデイシヨン（要件）は、パロールされた人々に不斷の同情のある有力な監視を施すために、實地に監視を擔當する職員（field agents）の十分な員數を備へてゐなければならないことである。しかし、これは今迄アメリカの何處のステート（州）でも十分に滿たすことのできなかつたもの、如くであつたコンデイシヨンである。成程、二三の州では實際パロール・オフイサー（監視員）を置いてゐる處もあるが、大部分のステートでは何等のワイールド・サービス（實地の監視）を有つてゐないのである。實地に監視する職員がゐないといふことは、パロールの取締を一切通信ですますといふことになるのである。で、成程、パロール期間中の生活に關するルール（規則）は紙に印刷されて渡されてゐるのであるが、決して强制はされないことになるのである。時々の紙の上に書かれた報告は要求されてゐるけれとも、それは唯だ提出されるだけで、其の報告の精確でうそ僞りのないものであるかどうかを實際の生活と照し合せて調査するものはゐないのである。パロール・オフイサーとは名ばかりで單に記錄係となつてしまつてゐるのである。パロールされたものが當局の目をごまかすのは容易なとで、彼等はウオッチ（監視）されてはゐないのであつて、彼等はよくそれを知つてゐるのである。是に於てか、パロリー（パロールされてゐる受刑者）が再びプリズンへ收容されるといふことなどは極めて稀れな事で、新しい犯罪でもやつて逮捕されなければそんな事は起らないのである。かうなると、パロールといふシステムは全くペーパー（紙上の）システムとなつて、只是一箇のお笑ひ草にすぎないものとなつてしまふのである。元來は立派な主旨で創められたパロールも、此に至つてプリズン・セル（監房）を空らにするための手取り早い方法であるといふ以外の何物でもなくなるのである。而して、不幸にして是れが今日アメリカの大部分のステートに於ける實際の有樣なのである。

或るステートでは、パロリー（假釋放されたもの）の行動をガランテイー（保證）することを保證人（upon oath）や備主又は「フアースト・フレンド」（親友）に要求して、由てかゝる紙上のコントロール（監督）の足らざる所を補つて行かうと試みてゐるものもある。しかし、かういふ人達は一般にパロールを司る當局にはよく知られてゐない人で、彼等の遂行しなければならない監視の仕事については之に當る何等の資格もなく、且つは其のワークの

遂行に向つては何人に對しても責任は有つてゐないのである。で、かゝる責任もない單純なる保證だけでは社會に安全と名のつくやうなものを與へることのできないのは、知れきつてゐることで、一時はとにかく、久しきに亙て此の保證制の如きは決して眞のパロール・システムに代り得べきではないのである。

パロリーの監視には更らに他の方法が試みられてゐる。それは警察官や探偵を無理に此の方面で働かせることである。かういふ人達は已に別に仕事を背負ひきれない程有つてゐるのであつて、且つは、受刑者をして再び社會に地位を得せしめるために忠告もし助力もしてやるといふパロール・サービスに特に適してゐるといふ資格もなく、其の上に、此の仕事には無給で働かせられるので、概して仕事には怠りがちで、甚しきは全く顧みもしないのである。他の州では、パロリーに定期にパロール・オフイス（假釋放局）に出頭することを命じてゐる所もある。これも隨分好い加減な行り方で、これはパロリーが邪道へ踏み込まないでゐることを當局にたしかめさせることにはなるかもしれないが、それ以上の役に立つとも覺えないのである。また或る州では、ひたすら慈善團體や宗教團體にたよつて、パロール・スーパーヴイヂオン（監視）の仕事を私人の手に委ねてゐるのである。成程、此等の團體の多くはその力の及ぶ限りでは立派な成績を擧げてゐるのである。しかしながら、受刑者の監視は國家の責任に屬するもので、結局國家自身で背負はなければならないのであつて、決して私立團體の篤志の努力に委ねらるべきものではないのである。

アメリカでは只だ僅かに二三のステートで實際監視の任に當るパロール・オフイサーを使つてゐるのみである。然し、法律でパロール・オフイサーを使用すべきことを規定してゐる處でも、其職に就くものは多くは此仕事に適した資格を有つてゐない人達である。好したとへ此仕事に對する訓練が要求せられ又は供給せらるゝにしてからがそれは極めてお粗末なものなのである。且つパロール・オフイサーは殆んと判で捺したやうにきつと無給で、それでうんと仕事を背負はされるのである。多くのオフイサーは三百とか五百とか、時によると二千人といふどえらい多くのパロリーのソーシアル・レハビリテーション（社會的復活）を指導監視するべく要求されてゐるのである。これは殆んど人間の力に餘つた不可能な仕事と言はなければならない。で、かういふ仕事を背負はされてゐるオフイサーは、その氣はなくとも是非なく、再び法律を犯した元の犯人をプリズンへ引戻すのを唯一の仕事とする一箇のポリスマンに過ぎないものとなつてしまふのである。今日のアメリカの模範的なと云はれるステートに見るが如き、仕事は手に餘りながら人員は少なく、設備の極めて劣等なパロール・システムでは、何か或るしつかりした内容のある成果を示すことを求むるのは無理である。

成程、現在のパロール・システムが犯罪者を眞面目な生活に歸らしむるに非常な成功を收め得てゐるといふことを證據立てるやうに見える公の統計は澤山發表されてゐるのである。しかし、此等の統計の數字に餘りに多くの信を置くのは危險で、大抵は不十分な材料から作製されてゐるものである。パロールに關する統計の作製せられる場合、ニユウスは必しも好いニユウスであるとは限つてゐないのである。此等の統計は、只だ漫然と檢べて見ても、その多くが好したとへ故意に事實を枉げたものでないにしても、投げやりな極めて不精確なやり方で編成せられてゐることが分明るのである。此等の統計はいづれも殆んど常に極めて短い期間に限られてゐて、パロリーの其後の行動に關しては何等の報道をも與へてゐないのである。其の結果、其處に驅列された數字が果して何物かを證據立るかどうかといふことも覺束なく思へるのである。レリーズ（釋放）のメソツド（方法）としてのパロールの如實の成否を知らんとするには、先づ二つの事をしつかりと摑かまなければならないのである。一つは完全にして精確な刑事統計で、次には十分に効果の擧げられるパロール・サービスである。悲しいかな現在我々はこの二つのいづれをも有つてゐないのである。

上來、自分の描いて來た所はかなり薄暗いものである。恐らくは餘りに暗過ぎたかもしれない。實はかふばかりでもなく、時折は處々に光りの射してゐる處もあるのである。此處彼處のプリズンのワーデン（所長）は、受刑者に箇別的な處遇を施すために、心理的並びに精神病的の診査に基いて愼重な分類を試みてゐるのである。プリズン・ウオール（外壁）の中で十分な作業を給し且つ進んで職業訓練を與へようとしてゐるプリズンは一二に止まらないのである。或るプルズンでは、假釋放局の下すべき決定に基本的なる事實を供給する爲に、箇々の受刑者の精神狀態とその者の社會的背景に關する該博な報告を作製してゐるものもあるのである。また、自分は、パロール・オフイサーを增員し、パロールの實際の運用を促進し、パロリーの監視を一層有効ならしむるためにステー

トの領域を幾箇かの監視區に分かち、更らに、完全なパロールの記錄の作成に着手した一二のステートのあることを知つてゐる。しかしながら、此等の活動は不幸にして常例といふよりもむしろ例外に屬してゐるのである。おしなべて言へば、アメリカに於けるパロール・システムの發達は微々たるもので、この職務が完全に一つの技術となるためには、アメリカの各州の當局は更らに大なる努力奮勵に待たなければならないのである。

（九）

パロールのプリンシプル（本義）を信じて疑はない人々は、その發達については望みを將來に屬してゐなければならない。パロールの撰擇の方法はたしかに改善せられ得るのである、現在のやうに政黨關係のものからでなく眞のエクスパート（專門家）から成立した、兼職でない、高い給料の支拂はれる中央のボード（委員組織の合議體）が出來て、現在パロールの施行の局に當つてゐるものゝ爲すよりも遙かに多大な熟練を以て一人一人のパロール申請者について精確な判斷が下し得られる筈である。パロールといふ仕事を一つの專門家のテクニック（技術）に發達せしめやうとするのは決して過大な期待ではないのである。一朝、かういふボードができたならば、受刑者の改善の眞僞を發見すべき眞の標準として役立つべき幾種かのテストを確立するのも可能事となるかもしれないのである。社會調査（social investigation）並びに心身の診査に關する十分な職員が使用さるるに至れば、此の目的のために蒐集せられ且つ利用せられ得る極めて喫緊劃切で、而かも此れまでは閑却されてゐた智識に寄與する所のものは蓋し鮮少ではないだらう。固より、精神上のバランスを失つてゐる受刑者のパロールせられず、只だ精神の健全にして責任の感念あるもののみに自由が與へらるるといふやうにするには、パロール・ボード自身がパロールを申請するものの精神狀態を審かにしてゐなければならないのは分明りきつたことである。更に同じ關係で、ボードはパロールの申請をした受刑者の背景其の者の犯罪の性質、過去の履歷、釋放後入つて行かうとしてゐる環境の性質、其の他パロールの成否に密接の關係ある凡ゆる事項に關して出來得る限り完全な智識を得ることを心掛けなければならない。尙ほ、ボードはプリズンの中で與へられた敎育、敎誨、職業敎習等の課程で、どれだけの成績を受刑者が擧げたかといふことも、よく考慮しなければならないのである。其上に更に一歩

を進めてボードは安全な統計を作つて、之に由つて、此等並びに其他數多き條項が、一人の受刑者のパロールせらるべきやはた又せられざるべきやを決定するについて、如何程の意義を有つものであるかを精確に發見する新しい試みを敢てすべきである。サイエンス（科學）を以て人間をヂヤッヂ（判斷）するといふ極めて困難な仕事の手助けにするといふ考へは何も珍らしいことも新しがつた所もないのである。これは已に久しい以前から商工業方面では行はれてゐた事なのである。サイエンスをパロールといふ行刑組織の中に取り入れて之を利用することはどの點から見ても不可なる所を見ないばかりでなく、ぜひ共さうあらねばならないのである。しかも、其の重要である程度は商工業に於けるよりも更に幾倍か大きいのである。何となれば、パロールに在つては、直ちに人間の幸不幸、時には生命にさへ拘はる大切な決定が問題となつて來るからである。不定期刑は已に世界に認められてゐる賢明な制度であるが、眞箇の不定期刑を行ひ（システム）刑組織の中に採用することを許容さるるまでに、行刑當局が社會公衆一般の信用をかち得るには、先づ豫めパロール・セレクション（假釋放の選擇）の技術が科學の有つてゐる精確さと公平とに近いものを有つやうにならなければならないのである。

更に又、將來に於て、パロールの監視（スーパーヴイジヨン）のための種種の設備機關の改良が望ましいのである。パロール・オフイサーは是非共增員せられなければならない。而してオフイサー各自の受持つパロリーは現在よりももつと少數でなければならない。オフイサーは智識經驗からいつてパロールといふ仕事を引き受ける立派な資格を有つてゐる人の中から選拔せらるべきである。彼等は已れの住む社會の事情に通曉した人でなければならないのである。人間を御する術を心得てゐる人でなければならない。つまり、社會事業でいふケース・ワーク（Case work—夫々の個人の問題事件を處理する任務を云ふ）の技術を發達させて行く才能を有つてゐる人でなければならないのである。オフイサーとなるものはパロールといふ彼等の任務のために特に國家の手で訓練せられなければならないのである。何となれば、彼等の任務たるや、實に警察官の勇氣と力とセンテイメンタリストの同情とを凌駕して、別に或る特殊な智慧と熟練とが必要であるからである。給料は好くなければならないし、老巧な働き振りに對しては特に報ゆる所がなければならないのである。これだけの事は是非假釋放法（パロール（parole law））の中に規定せ

らるべきであつて、かかる規定がなければ、パロール・ロウなるものは只だ單に法典のページの上に文字となつて現れた、殊勝ではあるが空虚な一片の意圖に過ぎないものである。かかる規定あつてこそ、我々は初めて邪道に墮ちた犯罪者を改悛せしめて、安全に共同生活を營むで行ける正路の人と成すパロール・サービスを成就する望みがあるのである。

凡て此等の事をなすには只ではできない。金が要るのである。それは分明りきつてゐることである。恐らく現在幾百を費してゐるパロール・サービスに幾千といふものを費すことにならう。しかし、これだけの金はむだではないのである。申分なく使はれたのである。パロールにして其宜しきを得たならば、プリズン・ポビュレーション（受刑人員）を減じ、逮捕公訴の費用を切りつめ、捜査係や警察官の經費を節約することができるために、長い間には結局利益となるものである。パロールは、火災其の他の災害による損失を免かれしむる保險と同じやうに、犯罪に對して我々を防衛する一つの方法と看做さるべきものである。用心深い人は保險料が要るからといつて火災保險を利用することを猶豫するものではない。それと同じで、國家はパロールのシステムを發達せしむるに多大の經費を要するの故を以て、國民の生命財産をインヂュア（保險）するパロールといふこの最も有效なる手段を利用することを躊躇すべきものではないのである。（了）

Journal of Criminal Law and criminology, November, 1929

アメリカの刑務所暴動に關する
紐育刑務協會長の返信

曩にアメリカの刑務所暴動の原因に關し松井行刑局長より紐育刑務協會長イ・エー・キヤス氏にその意見をたたかれたのに對し同氏より左の返信があつた——編輯子——

オーバアン刑務所に於ける暴動に就ては一般的に左に揭ぐるが如き說明が爲され居候。

一、古くして不適當なる建物　二、收監人員の過多　三、適切なる類別を缺けること　四、今迄よりも長期に亙る刑の宣告　五、假出獄に關する法令の變更に依りて假出獄委員が收監人の釋放を考ふるに先だちて今迄よりも長く之を刑務所に留め置くに至りたること　六、刑期に對する酌量を廢したること特に初犯者に對して最近の法律改正に依り假出獄委員が不定期刑に服する者の釋放を考ふることを得るに先だち之をして該刑の全短期間服役せしむること、なりたる次第なるが、舊法に於ては刑の短期の減輕を許容し、譬へば短期五年長期十年の不定期刑の執行に付きては、在監人の善良なる行狀及忠實に其義務を履行

予の敬愛する松井博士——

予は夏期休暇と加奈陀トロント市に開催せられたる亞米利加刑務所協會第五十九回年次大會に關聯する事務多忙の爲め、最近起りたる刑務所暴動に就き御照會の貴簡に對し今日迄御回答を致すことを得ざりしを遺憾とす。此等の暴動は無論不幸なる出來事なるには相違なけれども又我國に於ける諸州の刑務所制度に對し構造上及行政上の改善を加ふる必要に付き再び公衆一般の興味を喚起するに役立つならんとは夥多の人々の感ずる所に有之候。

彼上暴動の特定原因に付き、一般的に意見の一致を得ることは困難なる事の一なれども在ダニモラ・クリンタン刑務所及

することに由りて之を三年九ヶ月の短期に減輕することを得べく、即ち三年九ヶ月の終に於ては假出獄委員の面前に出頭して假出獄に關する考査を受くることを得たる次第に有之候。

七、第四重罪犯に對する終身刑　之が爲め百五十五名の犯人を終身收監することの結果をもたらしたる次第なるが、六千人以上の收監人に對しては、もとより少數なるべきことは勿論なれども、若しも彼等が生命を賭して、一か八かの運試しの暴擧に出づるとせんか、彼等に取りては何等失ふ所なく且又、或は何か得る所あるやも計られざる譯合に御座候。

重罪の第四犯に對する終身刑を變更して當該判事に刑に關する事項に付き自由裁量の權限を與ふべき乎に就きては多少の議論はあれども、目下の所、重罪を四犯累ねたる者は、其事自體にて終身刑を受くることゝなり、當該裁判所は之に關して何等自由裁量の權限を有せざる實情に有之候。

此處彼處の我が刑務所內に夥多の捨鉢になれる徒輩の居ることに就きては何等疑ふの餘地なく、裁判所に於ける手續、刑の執行猶豫、假出獄及一般刑務所行政の上に、大概緊張主義を執り、之が在監人に對し個人的にも又集團的にも影響を與へ居れる事なりと思考す。

偖て以下御貴問の各個に付きて申上げん。

一、在監人の暴動及脫獄の原因如何。

之が原因に就きては上述の如く、特に之と指摘すること困難なれども、更に之に關する說明の一つとして予が之に附け加へ得べき一事は、各刑務所に於て其在監人に對して充分なる作業を與へず爲めに閑居して不善を爲す結果を生じ常に危險を揑來することなりとす。

二、暴動事件と在監人の自治制度との間に何等が原因結果の關係存せし乎。

予は然らずと思惟す。此の點に付きては大して問題とされ居らず。オーバアンに於ては自治制度はありたれども、在ダンモラ・クリンタン刑務所に於ては素より此の制度なく、若し此の自治制度の良好なる感化微かりせばオーバアンに於ても、更に大なる惨事が行はれたるべきことを感知する人々多少あると同時に、又他方に於てはオーバアンに於ける自治制度は暴動を惹き起こしたる者どもを抑制すべく充分に强からざりしこと明らかなりとす。然れども玆に記憶せざるべからざる一事は、クリンタン刑務所に於ても又オーバアン刑務所に於ても、在監人全體が暴動に參加したる譯にてはあらざる事にして觀察者の云ふ所に從へば之に參加したるは、在監人の四割以下なりしと云ふ。

三、下級獄吏の支給額如何、若し其支給金額低き場合に於ては、之が爲め幾分にても其義務の執行を懈る樣なる事あらざりしや。

予は給料の問題と暴動事件の勃發と何等關係ありしものとは思惟せず。獄吏が何等か其義務を懈怠したるものとは思はれず。實際の事實は彼等は長い間何時かは面倒が起こりはせざるやと心配して警戒怠りなく、暴動最中に於ては所長及下僚は孰れも立派な行動に出でたり。

四、暴動事件は偶發的なりし乎若くは豫め計畫されたるものなりし乎。

暴動は孰れも豫て計畫せられたるものなることに付きては疑を存せず

五、一人の當番にて幾人の在監人を看守せしむる乎。

クリンタン刑務所に於ては暴動勃發の當時一千五百六十八名に對して百拾名の看守あり、オーバアン刑務所に於ては一千七百名の收監人に對して百二十名の看守ありたり。

御申越のミシガン刑務所に於ける勃發事件に付きては詳細を知らず。

レヴンウアスに於ける合衆國刑務所の暴動は、刑期の長きこと、食物の品質及分量、囚人の詰込に由れる在監人の不滿及安逸に起因す。

食物の單純にして種類を缺き且其分量の過少なることが又紐育州立刑務所に於ける暴動に付きても其原因なりとせらる。

十月三日コロラド州々立刑務所に於ても亦非常なる勃發あり恐らくは合衆國史の上に於ける極惡のものなるべく、重に捨鉢なる若干の囚人が自由を得ん爲めには如何なる極端なる事にても敢てせんと決心したるに因るものにして、若干の看守の注意が足らざりし爲めに囚人は暴動を始め、武器の密輸入を爲す機會を與へたりしや否や、目下之が調査中なるが、不幸にも之が爲め十二名の死亡者を出し內五名は囚人殘餘は該刑務所の職員にして、囚人等は實際上該刑務所を破壞したれども、報告の示す所に從へば暴動に參加したるは比較的少數の囚徒にして、其の內重立ちたる煽動者は到底逃走の機會なきを見るや竟に自殺を遂げたりといふ。

予はやゝ自信を以て左の如く言ふことを得即ち、紐育州の關する限り、斯の如き暴動の起りたる事は遺憾なるは遺憾なるべけれども、而かも之が本州に於ける刑務所に關する行政上及構造上の必要に付き更に一層眞劍に考ふる基礎と爲るべく役立つならん。予は新なる建造と一層進步的なる行政を期待す。

アルバアト・デイ・オイ氏は尙ほ依然として本協會との接觸を持續せらるゝ、而して予は出來る丈氏の爲め役立つことを恒に喜とす。吾等は今、東京大審院檢事次長林賴三郎數授が我等の國都華盛頓よりの歸途、シン・シン刑務所御來訪の取運を致居候。

擱筆に當りて予の最高の敬意を表晃す　　敬具

刑政第43巻第9号
矯正図書館

犯罪防壓と社會事業【下】

矢嶋定男

内容

一——三（七月號）
四——七（八月號）
八　失業保護事業
　1　職業紹介事業
　2　失業救濟
九　社會敎化事業
十　矯風事業
十一　司法保護事業
十二　結語（以上本號）

八　失業保護事業

いまや、ます〳〵その深刻さを加ふる世の不景氣は、これに伴ふ失業者洪水時代を現出するに至つた。去る第五十八特別議會において、大山代議士は政府に向つて「餓死線上に立つ全國百萬の失業群の救濟策如何」といふ趣旨の質問を發したが、わたくしは、この大山代議士の言の如くならずとも、全國數十萬の失業者が現にわがくにに存在することを敢て否定はしない。しかしながら、かくの如き狀態は、ひとりわがくにのみに限るのではなく、實に世界を通じての現象であつて、特にわがくにがその甚しきものがあるに止まる。しからば、これを如何にして救濟するか……。若しこの現象をそのまゝ放任するにおいては、かれら失業者の最後は、自殺か、犯罪か、餓死か、何れかの道を辿るべく餘儀なくされるであらう。殊に、最近の情勢よりすれば、かれらは、つひに世を呪ひ、或は社會制度を否認し、危險思想にかぶれ、或は生きむがためのものがきから、大それた强盜・殺人・窃盜・詐欺・横領等、各種の罪を犯すに至るものが少なくないのである。

いま、警視廳の犯罪統計に現はれたところの、貧困と失業に因る犯罪現象を、數字的に觀察してみよう。昨年一月から五月までの失業による犯罪は、わづかに百二十八件に過ぎなかつたものが、本年一月から五月までの間においては、約四倍の四百三十件もあり、昨年にくらべて三百二件の增加を示してゐるのである。一方、貧困に因る犯罪も亦同樣に、昨年一月から五月までに二千三百四十二件であつたものが、本年同期においては二千九百八件を數へ、五百六十六件の增加である。われ〳〵は、刑事政策上における犯罪防壓の見地よりして、かうした犯罪增加の大きな源泉をなす失業洪水の現象に對し、速かにこれが保護乃至救濟策を講ぜねばならぬことを痛感するのであ

る。しかしながら、いまわたくしは、その方策について論究しようとするのではない。たゞ、本稿の目的上、失業保護事業の現狀をながめようとするのである。

1　職業紹介事業

職業紹介事業は、自ら職業を創造するものでないことは言を要しない。しかしながら、地方的に、又時間的に、職業の需給を調節する機關としては、無二の機關であることはいふまでもない。

わがくにには、營利的の紹介所であるところの、桂庵などと稱する口入屋が、古くからはゞを利かしてゐた。しかしながら、公益無料の職業紹介事業が起つたのは、日露戰爭の直後であつた。すなはち、明治三十九年に東京市本所區若宮町の無料宿泊所及び神田三河町の救世軍寄宿舍に設けられたのがその始まりであつた。しかし、一かどの組織をもつた公益職業紹介所が生れ出たのは、明治四十四年十一月、東京市が芝と淺草の兩紹介所を設置したのがその始めである。そして、大正十四年職業紹介法が公布され、同年七月一日より實施せられて、こゝにはじめて全國的に統一せられるに至つたのである。職業紹介事業が劃期的に旺盛となつたのはこの法律が公布せられて以來のことで、最近においては全國に二百六十七ケ所（中十數ケ所は新設中）を數へてゐる。固よりこれは公設のものである。

こゝにわれ〳〵の記憶にとゞめておかねばならぬことは、一九一九年ワシントンに開催せられた國際勞働會議において『國際勞働機關の構成員たる各國はなるべく速かに營利的職業紹介所を廢止するため實行し得べき一切の措置を採ること』といふ勸告案の決議があつたことである。當時、わがくにには、營利職業紹介所が一萬の多數であつたため、にはかにこれを廢止することはできない狀態であつた。しかしながら、これをそのまゝ放任して置くわけにはゆかない。そこで、政府は、大正十四年十二月內務省令を以て『營利職業紹介取締規則』を發し、營利職業紹介に伴ふ弊害と認めらるゝ點について、それ〳〵取締の方法を定めたのである。そして、それと同時に、職業紹介所の名稱を使用することを禁止するに至つた。これは、公益職業紹介所と混同する虞れあることを慮つた結果に外ならない。この取締規則は昭和二年一月一日から實施せられたが、これによつて、營利職業紹介所は、次第にその數を減ずるに至り、本年四月現在では三千二百九十一ケ所となつてゐる。

いま、本年四月中の兩者の成績をながめてみよう。全國二百四十九ケ所の職業紹介所は、求人數六萬九千二百九十一人求職者十四萬六千百一人、就職者二萬二千百二十三人であつて、四月以前のそれにくらべて、求人數減じ、求職者殖え、就職者は減ずるの傾向を示してゐる。等しく四月中の營利職業紹介所においては求人數八萬七千人强、求職者九萬二千人强、就職者數四萬四千人强となつてゐる。かくの如く、公設は求人數において營利的のそれよりも少しく劣り求職者數

はるかに優るも就職者數とその率が大いに劣つてゐるのは、求職者が公設のものに依頼せんとする傾向が大であるに拘はらず、その勞働の需給がなほ十分でないことを明かに示すものであつて、われわれは、さらにこれが研究の餘地あり、又紹介所の普及と機能の增進を圖るために當局はもつと力を入れるの必要あることを證するものであらうと思ふ。

元來、職業紹介事業は、その初め、失業者救濟の意圖から創設されたものであることはいふまでもない。したがつて、求人側はとにかくとして、求職者側はこの門をくぐることを何となく恥ぢらひたる觀があつた。しかし社會事業の觀念が進むと共に、さうした風は覆り、有無相通ずる市場に等しく、勞務供給の公設市場であり、公衆の利用に供する一營造物であることを一般に認めさせなくてはならない。そして、職を求め、或は人を求むる者は、權利としてこれを利用するやうにならねばならない。けだし、この種の公設職業紹介所は、いささかも恩惠的觀念をさしはさむべきものではないからである。

いまや、永い歲月と莫大の學費とを費して最高學府に學びたる知識階級にしても、年々その卒業者の七・八割は就職難におかれて居る現狀である。又、今日のパンを如何にして求めるか、についてもがく自由勞働者たちの大群あることをもわれ〳〵は忘れてはならないのである。しかも、紹介所における求人數と、求職者、そしてその就職者の數の間には、あまりに隔りのある現狀であることに深く思ひを致さねばならない。かくして、失業保護の目的の一部分でも、職業紹介事業によつて達し得られねばならぬのである。

2 失業救濟

失業保護事業は、ひとり職業紹介事業のみに止らず、さらに進んでこれが防止乃至救濟の方策を講ずるの必要がある。しかして、この失業救濟に關しては、公共團體又は公益法人の施設する職業補導・授産事業等に對して、補助金の交付又はその他適當の方法を講じて、これが奬勵と助成に努めてゐる。

こゝに最も困難な問題とされるのは、日傭勞働者——自由勞働者等の失業救濟のことであらねばならぬ　けだし、これには工場勞働者等に對するやうな法規上の保護がなく、又、共濟組合等の自助的救濟方法を有するものも稀であつて、その打撃は一層甚だしいものがあるからである。固より、これについては種々なる學說や理論もないではないが、わたくしは、究極するところ、事業を起して授職の道を講ずるのが根本策でもあるやうに思ふのである。

政府は、大正十四年以來、冬期を中心とする日傭勞働者のいはゆる季節的失業救濟策を講じてゐる。しかし、それは政府自ら起興するものでなく、一府六大都市の地方團體をして行はしむるものである。その事業の內容は、施行地によつて不同ではあるが、主として、道路・上下

水道・軌道・河川浚渫その他の土木事業である。しかして、この種の事業には、失業救濟のために特に起債を許可し、低利資金の融通を受けるところの既定事業と、國庫補助金を交付して新たに起興せしむる事業との二種類がある。なほこの外に、小額給料生活者授職事業がある。いま、本年度において決定されさうなそれらの事業を掲げておかう。

一　一般勞働者救濟事業

(1) 京都市の下水道工事
(2) 大阪府の河川改修堤防改築工事
(3) 名古屋市の下水道增設工事
(4) 橫濱市の貯水場設備工事
(5) 名古屋市の公園地運動場擴張工事
(6) 和歌山縣海草郡宮前村の廢川埋立・道路改修新設工事
(7) 津市の道路改修・學校敷地新設工事

二　小額給料生活者授職事業

(1) 東京市の官廳委託事務授職
(2) 東京府の官廳及公共團體の委託事務授職

(3) 名古屋市の公共團體委託事務授職

これらの救濟事業が、施行せられた曉においては、日傭及び小額給料生活者を併せて延人員三百九十三萬五千人位、一日平均一ヶ年に延ばして一萬一千人、但し起興事業の多くは本年十一・十二月の交には終了するから、それまでを半歲として計算すれば一日平均二萬人位の人が救濟されることになる。わたくしは、これもなほわれ〳〵を滿足せしめ得るものではないと考へざるを得ない。

日傭勞働者に對する救濟施設として、少しく特色あるものとしては、大阪市勞働共濟會その他二、三のものを擧げることができよう。

一　大阪市勞働共濟會

この會員は、約七萬の日傭勞働者であつて、傷害及び失業に對する救濟を主とするものである。それと同時に、生活費の貸與・貯金の奬勵・勞働者教育・日用品の廉賣・應急療治・慰安娛樂會・圖書の貸付・宿泊所の經營等、極めて廣い範圍の事業をやつてゐる。

失業手當を受くる資格としては、每日二錢の掛金を三日以上爲したる後、失業三日を經過するもなほ失業の者であるか、又、引續き六日以上職を求めても就職し得ない者、といふことに限られてゐる。そしてその給付といふのは、一回一日五十錢の割合を以て三日間限りといふことである。

二　神戶勞働保險組合

これは神戶市勞働紹介所の紹介により日傭勞働に從事するものにして組合員證の交付を受けたる者を以て組合員としてゐる。失業・死亡・疾病・傷害等に對して一定の給付を爲すものである。組合員は現在約一千五百名を算してゐる。

三　職業補導と授產事業

この二つのものは、最近の社會事業の一部門として取扱はれてゐる。前者は職業能力を指導助長して行くとに重きを置き、後者は、たとへば財團法人啓成社（東京大塚所在）で不具者の收容授產・義肢の研究製作等の事業を行

なひ、或はミシン・裁縫・履物・表付・平組・家具等の製作を教授するが如きそれである。

四　移植民の保護奬勵

失業問題を人口問題に結びつけて考究する學者がある。わたくしは敢へてこれを否認するものではない。けだしわがくに人口の增加率は世界中一・二を爭ふ程であり、耕地面積に對する人口の密度は世界中の最高率であつて、これだけの國民全體が從事するだけの生產業等が無いとすれば、そこに失業者が生れ出るからである。かくして人口のはけ口を海外に求むるも亦必然の勢であらねばならぬ。けれども、單に人減らしのための移民は、必らずや排斥を受くるであらう。そこで當局は、移植民の保護と奬勵を加ふると共に、移民に對する教養を施すべくその出發前乘船港における保護教養機關として移民收容所の設置・殖民學校及び移植民後援團體に對する助成・講演會・展覽會の開催若しくはその斡旋に努むること等によつて、海外事情の紹介・移植民思想の普及宣傳を圖ることに努めてゐるのである。

九　社會教化事業

社會事業の結局の目的は、國民の福祉を增進し、共存共榮の實を擧ぐるに在るのであつて、そこにわれ〳〵の意圖する犯罪防壓の意義も含まれるのである。これがためには、敎化の力によつて國民精神の涵養を圖ることを忘れてはならない。そして、それがためには、わが國體が東京市で大學殖民館を設けたのを初めとし、爾來政府でも助成金の交付等によつてこれが設置の奬勵をしてゐる。しかし未だ充分の普及を見るに至らない。大正十四年末の調査によれば全部で五十三團體で、その內二十三は東京市及びその附近に設けられてゐる。稍々特色あるものとしては、東京帝國大學セットルメントといふのが本所區柳島元町に在つて、末弘敎授を中心

一　融和事業

國民相互の融和・親善を圖ることは國家隆興の要件である。しかるに、國民の間に今なほ不合理なる差別觀念の存するものがあつて、時に不測の紛爭を見ることがあるのは、まことに遺憾なことである。こゝに融和事業の發達が要請されるわけである。政府は明治四十四年以來部落の實情調査・改善・團體及び功勞者に對する奬勵金・助成金の交付等を行つて來たのであるが、その融和事業團體においても、差別觀念を芟除して融和親善を促進するために同胞相愛觀念の宣傳及び實行・敎育敎化の振興・生活條件の改善・產業の奬勵等に努めてゐるのである。

十　矯風事業

一　禁酒問題

飮酒に基く經濟上・衞生上・道德上の種々なる害惡が發生することはいふまでもない。或は酒精中毒に因る犯罪常習者が生じ、或はその子孫に不良兒、低能兒、白痴等のものが生れることは一般に認められるところである。こゝにこれを未然に防止すべく、矯風事業の一として禁酒運動が生じたのである。

この禁酒運動は、明治三十一年日本禁酒同盟創立以來各地に禁酒團體の勃興すると共に盛んとなつたのである。特に米國における禁酒運動に異常なる刺戟を與へ、にの禁酒運動に異常なる刺戟を與へ、社會問題・國家問題として考究せらるることゝなつた。そして、從前の道德的・宗敎的の域を脫して、科學的・社會的の見地から論ぜられるやうになりその運動の重點が立法及び敎育の方向に轉回した。すなはち、未成年者飮酒禁止法の適用年齡延長運動や、青年學生・軍人等を對象として敎育手段による禁酒運動が試みられるに至つたのである。

二　賣笑婦問題

廢娼問題は、近時世間の耳目を惹き福島縣外五縣の縣會において廢娼を決議せし如く、やうやく社會的となつた。公娼の存廢・私娼の撲滅は、まことに人道上將又社會衞生上重要なものであらう。固より公娼の存廢に對する輿論は、必らずしもその歸結を一にするものではない。しかしながら、少なくとも現在の公娼制度を以て一の社會惡と觀るの點では大體において異論はないやうである。かうした、惡弊あるところはこれを改善し、該制度の撤廢に步を進めてよいであらう。

娼妓自由廢業の實際運動は、明治三十二・三年頃から始まり、漸次勢力を得て、救世軍中央婦人救濟部・日本基督敎婦人矯風會等の活動となつて現はれたのであつた。この外、現在ではクリテントン慈愛館・神戶婦人同情會等約十團體に及んでゐるが、この廢娼運動は婦人救濟の上に大いに貢獻され

てゐることを見のがしてはならない。

しかしながらわれ〳〵は、東京の龜戸・玉の井をはじめとして横濱その他今國の都市といふ都市に廓をなす私娼窟の撲滅問題をも考慮しなければなるまい。そして、賭博盜・詐欺・横領・殺傷人・その他各種の犯罪が、公私娼の身邊に胚胎してゐる場合が少なくないことは、犯罪原因の統計によつても明かな事實である以上、われ〳〵はこの種の事業の完成は、やがてさうした犯罪を防壓するの意義が多分に含まれ得ることを見逃せないであらう。

十一　司法保護事業

われ〳〵は、刑事政策における犯罪防壓の目的を達成するためには、行刑が如に重要な地位を占めてゐるかについて常に社會に向つて呼びかけようとする。いはゆる司法保護事業は、その行刑の延長として行はれねばならぬ使命をもつてゐるのである。殊に、累犯防止上司法保護事業が、大きな働らきをなし得ることは、學者のつとにやかましくいふところである。

最近、犯罪人を病人にたとへ、刑務所を病院にたとへる學者が少なくない。これによれば、犯罪人を刑務所に收容することは、病人を病院に入れて治療を加へるのと同じことである。若し病人が退院した後、いはゆる病後の養生を怠れば、病氣再發の虞れがある。それと同じく、刑務所から釋放された者は、再び病氣再發——即ち累犯に陷らざるやうに保護してやる、即ち病後の養生をさせねばならない、といふのである。固より、わたくしは同じ考へをもつてゐる。

現に、わが國には全國七百の保護團體があり、その他にも、個人的にこの種の仕事をやつて社會奉仕的に努力してゐる人もある。そして、中央に『輔成會』といふ統一機關があつて、手廣くこの種の事業をやりつゝあることは、われ〳〵のよく承知してゐるところである。しかしながら、この種の事業にはいろ〳〵のなやみがあることを知る。それは、この種の事業に對する社會人の理解が乏しく資金に窮乏を告げてもこれを思ふやうに集めることができず、したがつて、十分なる活躍を爲し得ないことである。又、彼等釋放者自らもこの種の保護を受けることを好まないといふことである。しかも、國庫より支出する補助金の如きは、たうてい全國の保護團體にうるほふことのできるものでなく、まことに僅少である。わたくしは、累犯防止——犯罪防壓の立場よりして、當局がさらに相當の力添へをされるやうに希ふと共に、一般社會人も亦十分の理解を以て應分の助力をなすやうにしたいものと考へるのである。

なほ、わたくしは、この種保護事業の美名を實物にして、病後の人である彼等釋放者たちが、永年働らいて貰つた作業賞與金を卷上げ、彼等を悲慘なる淵に突き落す僞導者があるといふことを耳にすることがあるが、恐らく事實無根のことであらう。しかしながら、若しもさうし

た僞善者が事實あるとすれば、それこそ一刻も速かに罪るべき徒輩であることはいふまでもない。

十二　結　語

犯罪の唯一の原因を、人の自由意思に歸せられた時代においては、刑罰を科して犯罪人及び一般人を威嚇すれば犯罪の對策として十分であるとされてゐた。しかしながら、今日においては、犯罪の原因はひとり人の自由意思のみに止らず、それに影響を及ぼす諸般の外的事情もまたその一であるとされるのである。したがつて刑罰は犯罪對策の全部ではなく、その一部であるに過ぎなくなつた。すなはち犯罪の防壓は、ひとり刑罰の全うし得るところではなく、刑罰以外になほ幾多の方策が講ぜられねばならなくなつた。社會政策的・經濟政策的諸般の施設が要請されるのも、全くこの意味におけるものである。そこに、犯罪防壓としての社會事業が働らきをもつことになるのである。

いふまでもなく、社會事業は、犯罪對策として、又犯罪防壓の目的を以て、生れ出たものでもなければ、施されるものでもない。われ〳〵の社會から、不幸な人を一人でも少なくし、以て共存共榮の美しい社會をつくり出して行かうといふのが、この社會事業の目的であらう。しかしながら、犯罪の外的原因を取り除くために社會事業が如何に大きく役立つことができるかは、この事業の完備發達は、やがて犯罪防壓の意義が多分に含まれ得ることを認めるのである。

こゝにおいて、わたくしは、社會事業の進展に關して、三つの要件を擧げておきたい。第一は、その人を得ること、第二は、その法を立つること、第三は、その費を豐かにすること、である。法立たざれば天下に認められず、その人を得ざれば世に行はれず、その費豐かならざれば施して普きを得ない。しかし、この三拍子揃ふことはむづかしいかも知れない。けれども、これを揃へるところに社會事業の眞の完備發展が見られ、そこにわれ〳〵のたづさはる犯罪防壓——政策上に大きな力を添へてくれるものと思ふのである。

わたくしは、最後に、犯罪防壓はひとり刑罰制度の施設のみにたよることを許さず、さらに、社會政策的、經濟政策的各種の豫防方策的施設が、施されねばならぬことをあらためて申上げておきたいのである。

（完）



指紋事務講習會開催の概況

エム・エヌ生

近時指紋利用の範圍著しく擴大せられたるも、各關係官署の間其の分類方法竝指紋原紙の取扱等統一未だ完からざるものあり、爲に當局に於ては、多大の勞を拂はるゝと雖も、其の效果を十分に發揮すること能はざるの狀態にあるを遺憾とせられ、此際司法省は關係官署の職員に正確なる指紋上の知識を注入し、且取扱上緊切なる注意を與へ、以て分類及取扱の徹底的統一を圖り、將來に遺憾なからしむべく講習會を開催せらるゝことゝなり、取敢へず先づ大阪、名古屋、東京の三ケ所に於ては左記方法に依り開催せられたり。

一、大阪控訴院管內の部は七月三十一日より八月二日迄大阪刑務所に於て開催、仁科、妙円薗兩技手講師として出張、聽講者は管內刑務所、裁判所、檢事局竝各警察等の職員五十二名

二、名古屋控訴院管內の部は八月十一日より同月十三日迄名古屋刑務所に於て開催、金田屬、久保田技手講師として出張、聽講者は管內刑務所裁判所、檢事局竝各警察等の職員七十六名

三、東京控訴院管內の部は八月二十一日より同月二十三日迄刑務協會（市谷刑務所に於て開催すべき筈の處聽講員多數の爲變更せられたり）に於て開催、山本屬、妙円薗技手講師として出張聽講者は管內刑務所、裁判所、檢事局竝各警察等の職員百四十三名

此の部に於ては特に開會の劈頭に於て、指紋部主任官芥川衞生官より指紋の概念、沿革、現況に就き講演せられ、尙聽講員一同は休憩時間を利用し、司法省指紋部に於て指紋原紙、原紙排例法、原紙索出法、氏名に依る原紙索出法、保管原紙と指紋照會に依る原紙との對照等の實況を見學せしめられたり。

講習時間は、各所共每日午前八時より午後三時迄とし、講習細目は左の通なるも、前提として指紋の概念、沿革、現況をも略說せられ、特に分類法に就

ては極めて詳細なる點を述べ、或は實物に就て說示する等、遺憾なきを期せられたり。又現場指紋に就ても參考の爲實驗說明する所あり、講師、聽講員共炎暑を忘れ緊張裡に講習を完了せられたり。

主催各刑務所長以下刑務所職員に於ては最初より大に此の催しを賛せられ、講師、聽講員に對し多大の厚意と便宜とを與へられ、此の講習會をして大に意義あらしむることに盡力せられたるに對しては、關係者一同深く感謝の意を表せり。

講習細目

第一、指紋法の術語

イ、隆線　ロ、內端　ハ、外端　ニ、三角島

第二、指紋の種類

イ、弓狀紋　1.普通弓狀紋　2.突起弓狀紋

ロ、蹄狀紋　1.甲種蹄狀紋　2.乙種蹄狀紋

ハ、渦狀紋　1.狹義ノ渦狀紋　2.環狀紋　3.有胎蹄狀紋　4.二重蹄狀紋　5.双胎蹄狀紋　6.混合紋　7.變體紋

第三、指紋の分類法

イ、弓狀紋ノ個

ロ、蹄狀紋ノ個　1.內端ヲ定ムル基準　2.外端ヲ定ムル基準　3.隆線ノ計算法

ハ、渦狀紋ノ個　1.標準角ノ定メ方　2.隆線ノ追跡法　3.隆線ノ計算法

ニ、缺損指紋ノ個

ホ、指紋分類ノ實習

第四、指紋押捺法及指紋押捺等に要する器具

イ、指紋押捺法ノ實習

ロ、指紋押捺ニ要スル器具

第五、犯罪現場指紋

イ、指紋ノ印象シ易キ物體

ロ、指紋ノ印象シ難キ物體

ハ、現場指紋ノ採取法

1.普通脂肪ノミテ依ツテ印象セラレタル指紋

一、粉末使用ノ場合　二、液體ヲ以テ檢出スベキ場合　三、氣體ヲ以テ檢出スベキ場合

2.現場指紋採取ニ要スル藥品

3.現場指紋ノ還元法

4.現場保存ノ要ナル理由

5.現場指紋保存法

第六、分類上疑義を生ずる指紋に就て

第七、指紋原紙取扱に關する規定に就て

第八、新原紙、受刑追加小票等作成上の注意



海外異聞錄

◇米國の毒ガス式死刑

アメリカの死刑執行方法は、絞殺から電氣椅子に變つたが、最近新に毒ガスによる死刑が採用さるゝに至つた。この方法は、電氣死刑が高壓電線の引込み其他、多額の維持費を要するのに對し、頗る安上りに行くのが特長ださうで、地方の小監獄などには最も適してゐるといふのだ。極最近カーソン市でポップ・ホワイトといふ男がこの方法で死刑を執行されたが、そのやり方は先づ小桶に硫酸を滿たし、その上にシアン化鑛入りの小さいカプセル包がぶら下つてゐるので、執行官が紐を引くと、その包が桶に落ちて强い毒ガスを發生し、囚人はそれを一息吸ふと忽ち昏倒して絶命するので、一人當りの經費は五十錢位である。この方法の發明者はワーデン・ベーローズといふ獄吏で、彼は死刑執行に先だちホワイトに向つて、何か遺言はないか、何か欲しいものはないか、と尋ねたところが、ホワイトはにがい顏をしながら「俺はガス除けマスクが欲しい」と答へたさうな。いかにもヤンキーらしい話だが、事實ださうである。

◇愛犬の眞心に改悛した罪人

ピー・エル・カドニーといふ男、窃盜罪で米國はニューヨーク州ゴーシエンの刑務所に八ケ月間入れられてゐたが、門の外でその男を待ち續けた忠犬があつた。このカドニーはフオツクスといふドイツシエパード種の警察犬を手に入れ、これを相手に暮してゐたが、フオツクスを飼つてから僅か四ケ月の後、泥棒を働いて八ケ月の懲役を言渡されて投獄、それで後に取殘されたフオツクスは、主人が監獄に引かれたのを見届けて、それからといふものは監獄の門前に、雨が降らうが風が吹かうが、物ともせずに待ち續けてゐたが、つひにその甲斐あつて長い月日の後に、主人と再會することが出來た。カドニーは之に感じて魂を入れ替へ、新生涯に入るべくその愛犬を伴れてニューヨーク州を去つた。

◇日曜日の犯罪

アメリカのキーン市々長フオレスト・エル・カレー氏は、日曜日に自動車のドライヴをした廉で告發された。告發したのは同じ日に、安息日の規則を破つて野球の試合をして、市長の命令で逮捕されたホワイト・ソツクス・チームの連中だが、尚當日野球場でチユーイング・ガムや飲み物を賣つてゐた露商人達も、自暴つ腹になつた野球クラブから告訴された。いよいよ裁判となつたら法廷で、マツデン判事も「自分も其の日にはゴルフをやつた」と白狀した。

◇大金を落して行つた泥棒

これもアメリカの話。マレットといふ養鷄所に二人組の泥棒が侵入して、鷄數羽を盜み出したが、百五十ドル入りの臺口を落して行つた。養鷄所の主人は氣の毒に思ひ、新聞廣告を出して、落し主を探したが、とう〳〵出て來なかつた。

◇紀元前東洋で指紋採用

人智が進むにつれ、犯罪も仲々巧妙を極めて來るので、これが捜索に警察を泣かすが、指紋こそは彼等の犯罪捜索上に缺くべからざる武器である。ところが今日の指紋學は、源を西洋に發して居ると誰しも思ふだらうが、それは飛んでもない思ひ違ひである。アメリカのシカゴ博物館長人類學者ベルソルト・ローラ博士の發表に曰く「指紋の組織に依り犯罪を鑑識したのは今日に始まつたものでなく東洋に於ては遙か昔紀元前數世紀から採用した」と。尙、今回同博物館に陳列された古代粘土印は往時東洋で拇指の指紋をとつたもので、犯罪鑑識に用ゐたものだと云ふ。

◇米國の自動車泥棒

人口四人につき一臺といはれる程、澤山の自動車がある米國だけに米國では自動車泥棒もまた盛んだが、盜む品が大きいだけに、感心に元の持主へかへつて來るといふ。統計によるとニューヨーク市を除く米國四十六都市では盜まれた自動車の九割二分までは元の持主に返り、ニューヨークでは八割までは返るさうだ。盜まれる自動車の多くは不注意に鍵をかける事を忘れたものだが、邊鄙な所よりも却つて繁華な場所で盜まれる場合が多いといふ事實は、流石に泥棒サイコロジーを心得たものだ。

◇囚人の歸入り

米國刑務所には地獄の釜の蓋あけがあつた。即ち七月四日の米國獨立祭に、ジョージア州アタランタ市刑務所では、囚人二百人を解放して、この日ばかりはゆつくり妻子の許に歸れといふ有難い命令を出した。この特別な恩典を與へた市長の曰く

「無論兇惡な罪人の出獄は許さないが、自分は眞に慈善となづけるに足る事を同僚である人間にして見たいとかねがね思つて居た。今度特に四日の獨立祭に歸宅を許した囚人は輕罪で投獄されたもので、罰金で濟む所を拂へなくつてぶち込まれた人間も澤山にゐるのです。」

◇蜜蜂が禁酒法違反者捜索

アメリカのウイケタ警察署では、最近蜜蜂を探偵掛の一員として採用した。掛長ベニングトン氏は禁酒法破りの探査に日夜心臟をくだいてゐたが、蜜蜂がアルコール分に對して極めて鋭敏な嗅覺を持つてゐるとのことを聞き、早速一匹の蜜蜂を試驗して見た所、百パーセントの好成績、そこで警察署内にいよ〳〵蜂の巢を設けて、酒の密造犯人狩りを始めることゝなつたわけである。

◇五十四年間も脫獄の計畫

半世紀前、惡魔の化身として、東部アメリカを戰慄させた殺人狂ジエス・ボメローイといふ男、變質性精神病者なので死刑にもならず、今も刑務所に入つてゐるが、最近彼の監房から手製の鑢や鋸などが發見され、在獄五十四年の今日、なほ激しい脫獄への執着を持ち、脫獄の機會をねらつてゐたことが判明して關係者の舌を捲かしめた。



「讀者のページ」欄について

「讀者のページ」欄は、更めていふまでもなく、廣く一般に解放して、讀者諸君の寄ずること、想ふこと、その他あらゆる意見を發表するところである。最近その投稿がます〳〵その數を增し、選者も大多忙を極めてゐる有樣で、これはまことに喜ぶべき現象であると思ふ。しかしながら、規定に副はないものや、內容が思はしくないものは、遺憾ながら沒書せざるを得ない。選者は、なるべく多數諸君の投稿を登載すべく、嚴正公平にその採否を決して居る。こゝに於て、投稿規定を更めて次に揭げておくことにする。

一、用紙は必らず原稿用紙を用ふること。

二、一篇の長さは八百字以內のこと。

三、誌上匿名はよろしいが、必らず本名をも記しておくこと。

四、文字を叮嚀に書くこと。

五、締切は每號前月の五日（締切後到着分は次號に囘す）。

六、宛名は「刑務協會刑政編輯部」宛とし、封皮に「讀者のページ」と朱書すること。

七、若し右各項に反するときは、無條件で沒書せられても致方なきことを豫め御含み願ひたい。

——選者——

◇心の主人公

廣島　高井

我々の心は野中の辻堂のやうなものぢやと思つてゐます。野中の辻堂にも規律行の少年が雨やどりに駈けこむかと思へば親不孝の青年が無料宿泊する宿ともなる。平和な村のお百姓さんが緣がはを拜借して一ぷくやるかと思へば、惡黨が腰をおろして奸智の思案をめぐらすところともなる、美人も來れば乞食も來る駈落の相談所ともなれば不良男女の密會所ともなる吾々人間の心が恰度これであります。今から懸命に勉强してどこまで行けるか突進して見ようと考へてゐるかと思へば駄目だ。人生五十年だ、最早止さうといふ心にもなる。人以上權利を主張する俺だこの俺がこんな淺ましい事をして實に恥かしい斷然やめた讀んで懺悔する、と決心したかと思へば、ナニ世の中は盲目千人だ、うまくやつて尻っぽさへ出さねばよいと關々しくなる野中の辻堂に雜多な人が來て勝手なことをするのはこれを取締るべき主人がないため我々の

心は何がためにうろ〳〵するか。心の宿に主人公がないからであります。昭和四年末の行刑局の通牒を見ましても全刑務所に於て十餘件に亙る逃走事件といふ大失態も、日常頻々として起る犯則事故やお互の理由書手續書これ等悉くの原因みんな心の宿に主人公がゐないからであります。守れ嚴正公平に忘るゝな心の主人公。熱心と誠實を以て彼等を改過遷善せしめて良民に復歸せしむると又一面に社會民人の幸福安寧實に吾等刑務官の双肩にあります。醒めよ主人公奮勇躍身を以て此の職務を完ふする覺悟が肝要であります。

◇猿廻し

沼津　E　F　生

幼少の頃、福岡の監獄が須崎の海岸にあつたころ、縞衣を着た囚人達が、鎖につながれて働いて居るのを度々見た私は、子供心にも何とも云ひ樣のない悲しさに、眼頭を熱くしたことがありました。

爾來二十幾星霜。計らず刑務官の一員としての自己を見出した時、背須崎の海岸にて目擊した猿廻し丈けはやりたくないと當に考へては居りました。が然し、上官の意見もあり容易く實行出來さうにもありませんでした。ところが丁度昨年の夏C刑務所にて構外作業の戒護を命ぜられたのを幸ひ、日頃念願とせる猿廻しをやめにしてやつて見たいと思ひN所長に謀りたるに即座によろしいと云はれた時の私のうれしさ、早速囚人七十名に、猿廻しはやらぬことを見せてもらひたい事等、說示し戒護者私とも九名にて、昨年若葉の頃より夏の終り迄、免業なし然かも仕事の都合で夜の八時・九時迄居殘し、或時は電燈の故障にて、一時に消燈した時の如きは、しまつたと考へた事もありましたが、一人の逃走者も無く、無事工事も完了したのであります。

只、それ丈けの事で、他所にも幾多の事例もあり決して、自慢するのではありませんが、其僅かの經驗によつて、私自身考へさせられたことがあるのであります。

囚人は猿ではありません。また私達は猿廻しではないのです。この判りきつた形式に拘束されて、何時までも引ずられてゐる現在の行刑には、感化も改善も、ないのではないでせうか？

勿論、逃走は刑務所として、重大なる事故であります。忽にすることは出來ませぬ。故に、つないで置く事は置かないよりも、安全であり、戒護者は樂であります。

然し前者に、私達刑務官としての使命がある以上、敢て牢番の昔に歸らなくてもよいのではありますまいか。私達が建物を嚴重にし、戒具を濫用すればする程、囚人達は欺罔・卑屈になり遂には反抗的心情を培養することになることを忘れてはなりません。

右の囚人達はY刑務所より移送せられたる要獨居者で、準丙種に屬するもの、殊に逃走注意者が、二・三名經かに居つた筈、其囚人達が百五十日の外役中重大なる事故なく社會の勞働と少しもかはら

ぬが如き作業狀態を繼續したる重なる理由は、役人が吾等を信賴してゐる、猿として扱はないと自覺したからであります。

行刑に信賴。それは平和と秩序と團欒が生れるのであります。平和と秩序と團欒が生れるとき、行刑が感化と改善の第一步に踏み込んだ時であります。

過去一ケ年半囚人の心を我心とし、起床より就寢迄行動を俱にし得たる體驗はこの信賴の二字でありました。決して職權許り振りまはしてはいけない樣であります。活きた眼、即ち心の戒護力によつて事故は未然に防ぐことゝし猿廻しの猿より醒め、囚人に對し幾分でも强制と命令が少くなつたなら、再び彼等は吾々の手に操られる事が少くなることでありませう。それで始めて、社會復歸作用が出來ることになるのであります。

私は幼少の時考へたことを今、實行してみました。そして稍成功した樣であります。そして器具による戒護より謹愼の戒護への道を辿りたいと考へました。そしてやがては行刑法規の中より戒具の姿が漸次消え、あの高い外壁がなくなることの一日も、早からんことを念じて居ります。それは私達が完全に、心の戒護が出來る樣になつた時で其曉に始めて、眞の行刑への道に達した時ではありますまいか？猿は笛や太鼓に囃されて笞で迫はれて踊つては居ますが、樂しいのではありますまい。

◇如水

北區支所　ふるた

スローガンは K 君がこのほど自己の精神修養の爲めに竹堂先生に請ふて特に揮毫してもらつた書（掛軸）である。古い言ひ草ではあるが、凡ての生物は水に生くることの出來ない人と言はねばならぬ。

水は方圓の器に從ふ

この言葉はいつまでたつても眞理であると思ふ。

前者は水中の動植物は固より陸上に生活する人畜鳥類等の如きも恰も水を盛つた袋の如きものであつて生命の活力がそれに滯けてゐるといふて差支ない。

後者は溫順にしてものごとに遲らはぬと言ふ、その素質が自己精神修養になり職務遂行にも將又普通人としても必須な條件ではなからうか？

即ち刑務所長は行刑の器であつて部下はその水のやうでなければならぬと思ふ。この水（部下）が器（刑務所長）の指揮命令に從ひ自己の職務を全ふせなければならない。

然るに多勢の中には自己の優越陶醉感を滿足させる爲めに他人の「あら」のみを探索ばかりしてゐる人や他人を露骨に侮蔑することによつて自ら誇を感じ一人喜んでゐる人もある。これ等の人は收容者の風上にたつて到底彼等を率して行くことの出來ない人と言はねばならぬ。

私は K 君の心懸けに共鳴し一つは自己の精神修養に努め他面には上司の命に服從し收容者の裏面に潛んでゐる生命のさゝやきに耳を傾け時宜に適した所謂明るい行刑を辿りつゝ聽て彼岸に到達せなければならぬことを痛感するのである。

◇平看守の敎養に就て

青森　諱　佑　生

自由刑の目的が受刑者を改善して社會の良民に歸せしめるにあるとは玆に言ふまでもないことである。而してその改善の第一線に立つ吾々平看守の敎養こそ今日の行刑に急務ではあるまいかと思ふ。何となれば時代の進歩に伴ひ、日毎に入所する彼等收容者の敎育程度が向上すると共にその處遇方法も違つて來たからである。往時牢獄時代の牢番なれば正義なる番犬の如く嚴牙をむくりて彼等に苦痛を與へて居りさへすれば其の職が勤整たるも、現時の看守の使命はそれと反對に彼等を人として取扱ひ、而して人格者に改善して社會に送り出さねばならぬ所謂社會敎育者であらねばならぬ。

しかしかゝる責重且大なる敎育者であらねばならぬ吾々看守の劣等なる敎育程度で彼等は如何に罪を犯したからとて萬物の靈長たる人を、どうして改過遷善することが出來ませうかと、自分は何時も受憾である。然るに我が刑務協會は吾々の智識を涵養するために雜誌「刑政」を發行され且つ人格陶冶の爲めに刑務官練習所を設置下されて居りますのは國家のため吾等の最も感謝に堪へざる次第であります が、しかしこの練習所は吾々平看守の監督者を養成する練習所ではないと思ふ。何となれば練習所を卒業した曉は大方部長となり看守長と任官して、いかめしい吾等監督者になるからである。

抑も看守の職務は素養の時間が少ない加之階越的な言語であるが俸祿が一般に少額なるが故に研究材料の購求すら不可能なることは遺憾である。私は玆に模倣的なことを論ずれば囈侮する諸賢もありませうが、現下の看守を養成するには敎習期間を四ケ月位に延長して消極的な敎育でなく積極的な所謂警察制度の如くしてほしいのである。況や巡査の敎習期間は四ケ月である。而てその後も種々なる講習が幾多と開催されて居る。

惟ふに民衆保護に携はる警察官でさへも斯の如き敎養を與へて居る秋である。まして吾々刑務官は社會の精神的な落伍者を眞實なる良民に改善せねばならぬ所謂敎育者たるものに當然積極的な敎養を與へて自由刑の執行を敎育たらしめんことを希望して止まざる次第である。

◇假釋放者

高岡松　井　生

永々御世話樣になりました。御蔭樣で今日假釋放で出して貰へました。只今警察へも行つて參りました。これからは懸命にやります、と言上に及んだのは今から約三年前時は恰度舊正月の半頃であつたらう。三人組で夫々覆面をなし手には日本刀をふりかざし、恰度天保時代の泥棒其の儘の恰好で十二銀行支店を襲ひ金の有所を言へ、言はぬとこれだ、と威し文句を並べたが小使の氣轉によつて無念にも失敗に終つて囚はれた其の一人である。當時新聞は高岡稀有の科學的犯罪だ

と書き立てた。さうして犯人は縣外のものとか又は縣内のものとかそれは種々な豫想を發表した。警察は頓みに緊張し、刑事は八方に飛び、網は四方に張られた。市民は戰々恟々として口喧しいさしもの此の大事件も僅か一晝夜足らずで現場に殘された兇器から足がついて難なく逮捕されるに至つた。

「何んといふ大それた事をして呉れただから平常から此の母が言はぬとか、友達が大事である氣をつけやと、口が酸くなる程言ふたではなかつたか、それに到頭斯様な事をして呉れた、世間様に申譯はないわい」と晩々申したのは年老いた母親。

「何んのために學校へ行つてゐるのだ、同級のものに恥とは思はぬか、先生に申譯が立つと思ふか、御前の様な無益者が何處に居るか、然し出來た事は致方がない、よく心を入れ替へ、さうして出てこい此處に居る役人様の言はれることはよくきかねばならぬ」斯く嚴格に申したのは同じく年老いた父親。

「父や母は一切外へは出ない、妹も學校へ行くのはいやだと捏て居る、然し誰れも悪いことはない、皆な本人が惡いのだ、事直に學校さへ行つてをればそれでよいのだ、方面違の年上のものと遊ぶからだ、然し心配するな、此の兄は頼んで、よい様にしてやる辨當も今頼んである、手紙は私の許へ出せ、又面會にもきてやる」と親切に申したのは年上の兄であつた。

今彼れは其の差引勘定を濟して出て來たのである。今となつて考へてみればこれ程馬鹿じみた話はない。自己の爲に刑事連は犯人逮捕の廉により賞表された。己れは坂妻の一幕を演じたが故に前科一犯の肩書となつた。總ては此の肩書が彼れを苦しめさうして其肩書のために彼は嘆かねばならないのだ。だが今日の假釋放はせめてもの慰みであつた。彼はすぐ歸つて行つた。もう姿は見えなくなつた。瞬間彼は今何處へ行くのか。次の對面は何時であらうか、これが終りではないかしら。今彼は此の己を頼つてきたではないか。彼は今漸く三年の雌産から社會へ生れ出たのではなかつたか。それが社會の冷たい風にあたつて冷死するのではないかしら。いや〳〵左様な事はない。彼は既に前科が行き届いてゐる譯だ只今の様に假釋放となつて彼等一同より誤まれた様に此の社會にあつても一般市民より誤まれるに違ひはない。さうして彼は出世するのだ。今日の日を彼のために祝へ、さうして彼の首途を祝へ、思はず叫ばずにはゐられなかつた。

◇帽子と肩章

滋賀　K生

觀覽券の持合せがあつたので大津市内或活動館に入つた。寫眞は實寫から活劇と段々面白味を增して行つた。或る場面に「所は東京市内らしい」軒下にて救世軍の路傍講演をやつて居つた。士官が男女各一名聽衆者は勞働者風の者が多く全部にて三十名内外熱心に聞いて居つた。

女士官曰く、

一、皆様悪い事はしてなりません。

一、性は善であります。

一、過去に罪惡を犯した人は悔い改めなさい。必ず神は許して下さいます。

その女士官は何の不足らしき體度なく神からの使の様な顏をして愉快さうに體重二十貫もありさうな大男や老人や職工風の男達を感動せしめて居つた。我等は田舍の役人であつて東京市の救世軍を見た事がない。よく見ると男の士官は我等の帽子の様に鉢卷の色の異なつたのを冠り肩章も同じ様に眞中に一本筋が入つてあり金色のボタンも付いてゐた。救世軍といへば讀んで字の如く世を救ふと云ふ意味であつて所謂貧困者や、前科者等を善導する機關らしい。先年刑務官吏の服裝改正に依り帽子の鉢卷と肩章が改正されたのも我々が救世軍と同じ様に人を善導する役人であるので、本省に於ても特に此點に留意され同じ様な帽子や肩章にされたのであらう。私はこの救世軍の士官が爲せる講演を見てあゝ我も彼の士官の如く敎誨者を善導せなければならぬ。劍も捕繩も戒具も打捨て己の人格に依つて敎化への第一線に起たなければならぬと思つた。希くば職を同じうせらるゝ方よ、愛せよ、敬せよ、導けよ。

◇偶感

青森　雲助生

從來女監取締の配置なき刑務所に於ては女敎誨者ありたる場合は囑託女監取締を以つて入浴立會身體衣類の檢査等を爲さしめつゝあるも其の他の取扱上に就ては實に遺憾に堪へぬ次第であります。

余玆に女被告人並に被疑者の拘禁に就て聊か愚考を披瀝すると共に諸賢の御批判を仰ぎ度いと思ふのであります。

抑々輓近社會の進運且人口の劇增に伴ひ婦女の犯罪者の勃興して來たことは寒心に堪へぬ。之等婦女の犯罪者の多くは男性以上に「虚榮心」「嫉妬心」「獸慾心」といふ惡質の特主なる醜女が多いのであります。

而して女監取締の配置なき拘置場、所謂出張所には之等醜女なるものを男女同一場所に拘禁せねばならぬといふことは實德に堪へぬ。何となれば如何に拘置場は裁判審理の刑未だ確定せざるものを收容せる場所と雖も男女同一場所に拘禁せる爲總てに弊害があるのであります。殊に彼等犯罪者は一般に意志薄弱なるもの多くこれが男女同一場所に拘禁せるため外面的には愼重なる方法にて取扱ひせるも內面的には少しの音響も反響するため種々な家庭的事情が伺はれ延ては種々な事態が釀されて裁判審理上に大なる影響を及ぼしはせぬかと思ふのであります。

讎つて現行監獄法施行規則第二十九條は典獄・監獄醫・敎誨師及び女監取締を除く外監獄官吏は單獨にて獨居拘禁に付せられたる婦女を巡視することを得ずと規定して居るではないか？

是れ單獨にて巡視せしむる時は風俗を紊るゝの虞れあるからであらう。この規定から推考しても且裁判審理の進行を障害する上より考察しても各地方裁判所管

内に女區を設置し（女區の區劃設備はあると思ふ）これに專務の女監取締を配置して女收容者の處遇を徹底ならしめ且裁判審理を迅速ならしめんことを希望して止まざる次第であります。

巡回映畫『撃滅』を見て

徳島　河口延明

此の映畫は日本海々戰廿五周年にあたり紀念映畫として斯界に誇示する熱烈なる大史劇である。即ち當時我日本が如何に危險に直面したかは此映畫によりて思ひ出される。

偖「撃滅」を見るに――沖の島の近海に於ける、我が聯合艦隊の勇敢さは遂に萬世不滅の榮譽を戰史にとゞむ。

小笠原中將は之に若き士官池田宏平少尉を配して、暗憺たりし當時日本に於ける風雲の動き、人心正邪の動き、日露兩艦隊の大激戰等を巧に興味深く織り込んだそして壯快なる筆圍氣が、見る者の神經に謹嚴な刺戟を與へて居るのを意識する事が出事よう。わけてもカットバックの僅な間が世人の憧憬する東鄕元帥も顏を出す、舳艫堂々海を壓しての行進、闇黑の海上に波を蹴つて飛ぶ驅逐艦の勇姿、巨砲の活動、水柱天に沖す凄慘さ等等、そして雄大壯烈極まりなき彼我兩艦隊の大接戰を見守り乍ら士氣を鼓舞するさ加ふるに此の種映畫に僅かにしか用ひなかつた俯瞰撮影が特設の機重機に由つて縱橫無盡に遂行されて居るなど共に絶名信號を思ふのである。そして我聯合艦隊の奮戰健鬪に或る力强さを頼もしさを感ず取分け撮影の律動的將又繪畫的美し

藝術としての俳句の價値は印象の明瞭にありとして、この點を大に力を入れて說いてゐるが、印象明瞭なることはその句を誦するものをして、眼前に實物實景を見るが如く感ぜしめるもので、大に必要なことである。そして、そこにおのづから風韻、即ち餘情が溢れるものである。併し、印象の明瞭を期することは決して容易のことではない。この明瞭は勿論藝術味を持つた明瞭でなければならないのである。そしてこれを期するためには、やはり先づその觀察が精細的美を的確に把握してゐなければならない。

◇

句作の觀察に於ては感受性の鋭敏なことが最も大切である。つまり感受性のよく働くところには他人の氣づかぬもの、見落してゐるものを鋭く感知することが出來るので、作句に窮するが如きことは無い。またこの鋭い感受性から生れる程の句は必ず新鮮味を持つてゐるものである。從來の觀察範圍にゐてはすでに新鮮味を人に能ふることは出來ないのであるから、どうしても一歩を深く或は高く進める必要がある。或は

かなしや庭に水撒く裸人　宮城　久光
蝙蝠の今日も暮れたり月　名古屋　蟻
朝夕の舍房を通り拔けにけり
消えなんとするや花火の色變へぬ　三池　一水
流れ來るものに別れぬ水馬　名古屋　古樂
夜の海や向ひ合ひたる旅館　三池　水月
よべの雨晴れたる空や今朝の秋　公州　曉
雨乞の太鼓や高く打代る　小菅　石舟
ひぐらしや家を圍める木に集ふ　三重　鬼角
街燈にあたりて飛ぶや火取虫　松本　翠峯
水の面を尻で叩ける蜻蛉かな　金澤　緣
落ち柿に蜂寄りたかる秋暑し　三池　遯石
雨乞の今日も疲れて戻りけり　金泉　安非
禁漁札朽ちたる池や根無草　咸興　窓子
蟇や蛇わたりゐる池の面　清州　夕庭
蛙子を乘せて葬流れけり　久留米　青雲
川狩や足踏みすべる石の肌　岡山　雷峰
鳳仙花家毎に咲く小村かな　西大門　夢迷

觀察の方向轉換も行はれねばならない。

◇

諸君の作句態度が大に改善されたところで、今席はこれらの點に大に意を注いでやつて欲しい。藝術味の豐かな秀句に接することは選をする時の何よりの喜びなのである。

多く讀み多く作ること、これが何と云つても上達する近道であらう。芭蕉をはじめ廣く古今の名家のものを讀破するに越したことはないのであるが、これは專門家でなければ容易に出來ぬことであり、且つは勤務に拂つてゐてはいよ〳〵不可能のことである。專門の俳句雜誌も可成りにあるが、日常俳句の修練に最も手頃なのは新聞俳句であらう。吟どいづれの新聞にも俳句欄があり、その選者も知名の大家がやつてゐる。これを等閑に附せず新聞を見た序に深く讀み味ふことによつて自己の句作上に得るところ多大なものがあると思ふ。多く讀むことの效果は第一に詞藻を豐富にすることであるが、これと同時に觀察の千態萬態をも學ぶことが得られ、表現の技巧をも學ぶことが出來る。

涼しさや寬の音の夢に入る　大曲　鮒風
夏休み師に一筆の見舞かな　金泉　青甫
人混みを金魚吊して危うけれ　八王子　波山
血ぶくれて動き得ぬ蚊を壁に打つ　小菅　水珀
夏祭町の小路の露店かな　三重　月峰
撒水車避けしが足袋の汚れけり　神戸　堂月
納涼臺に人影もなき夜更かな　松山　梅甕
晝を避けて雲山の史蹟探りけり　三池　峰洲
夏草に崩れかゝれり雲の峰　三池　松葉
晝寢人蚯蚓ひあへず戸口入りけり　松江　百枝
古蚊帳の綻ひ多き吊りにけり　同　磨佐緒
火取虫宿直室の窓うちぬ　金山浦　春月
豆の葉の畑に色づく殘暑かな　金泉　安泉
蜩や夕霧かゝる松並木　水戸　麗月
涼しさや枕に響く滝の音　久留米　四季
日照雨する並木に高し蟬の聲　市谷　一二
ハンモックはづして袷を通しけり　金泉　蕙舟
曉の厠に立つや鳥渡る　同　梅雪
今日も赤一番晴き日となりぬ　新義州　青村
段々につゞく青田や鳥の上　平壤　珍川
青田風茶にゐる緣に通ひけり　清州　夕庭
赤蜻蛉夕日に光りて亂れけり　下關　晩鐘
夜の灯に雨後を映えたる青葉哉　光州　あづま生
布團乾すや蜻蛉直に來てとまる　金泉　岡
澄む空に流れて高き蜻蛉かな　京都　果山



人樣々の眠り癖

レーアド博士の研究

米國コルゲート大學心理學研究所長ドナルド・レーアド博士の調査にかゝる睡眠に關する面白い報告が今度同大學から發表された。それは米國の代表的名流五百九名について調査したもので、從來大人物の睡眠時間が非常に少いやうに傳へられてゐるのに反し今回の調査の結果によると、いはゆる偉い人々も八時間以内の睡眠を取つて居り、睡眠の少いのは老年の人ではなく、かへつて青年であるといふことがわかつた。また眠れない時に數を數へるといふのも既に舊式の方法で、その外にもつといろ〳〵な眠り方がある、この調査は二十歳から九十五歳に至る人々を網羅してゐるが、そのうち三十五歳の頃は睡眠不足などで最も顯著な惡影響を受ける危險期であることがわかつた。その調査で十時間以上又は五時間以下といふ睡眠を習慣にしてゐる人は一人も居らず、その平均睡眠時間は年齢別にして平均左の如くである。

二十五歳　七時間二十五分
三十五歳　七時間四十五分
四十五歳　七時間五十分
五十五歳　七時間四十五分
六十五歳　七時間四十分
七十五歳　七時間四十五分
八十五歳　八時間十分

夜中の覺醒は老年の特徴で年と共に增して行くが、二十五歳頃には朝まで一眠りに眠り續けるのが普通である。そして調査人五百九名中七割以上は寢つきが惡く何か特別な催眠の方法を用ひて居るが、その方法を分類すると

精神統一　三割三分
讀書　二割五分
娛樂　一割八分
催眠劑　三分
酒類　二分

そして眠るためには布團からものがあるかと思ふと、枕に顏を埋めなければ眠れないといふ人があり、その他眼を開けて居ようと努める、一つ事でなくいろ〳〵な事を考へる人、ある科學者は宇宙の星の距離を考へる、ある博士は時計の振子の音を數へるが三百數へるまでに大抵眠つてしまふさうである。また「眠り」といふ言葉を繰返すか又はそれに注意を集める人もゐる。地名を數へ上げる人、人名を出たら目についた見る人、逆に數を數へたりアルファベットを逆に繰返へす人、聖徒信條を繰返へす人、理想的家庭を作る方法を考へる人、二項式定理を考へ又は頭の中で平方根を求める人、最近のゴルフのストロークを思ひ出さうとする人、ネギを食ふ人、何かの將來を考へる人、煙草を呑む人、祈禱する人、睡くなるまで床につかない人等、眠るためにはいろいろの方法を考案してゐる。

指をくわへる

赤ん坊に注意

赤ん坊が指をくはへてゐるのを見て、「あなた御覽なさい。可愛いぢやありませんか」といふ奥さんがあつたらそれは危險です。このやうな習慣は早速やめさせなければなりません。なぜならこの爲めに顎を絕えず動かして顏が長く間が拔けて參ります。

この齲生えようとしてゐる齒をおさへて醜い形にします。キレイに揃つた齒は赤ちやん時代に指をくはへなかつた子供に限ります。更にこの習慣は呼吸を苦しくする爲めに上唇が鼻の方へ反り返る恐れがあります、赤ちやんを持つ人々は注意して下さい。

昆布の中にはラヂウムがある

獨逸で發見され日本でも研究中

昆布の種類の色々

昆布が付着して此の岩石中のラヂウムを吸收して成長する事が判つたもので、我國でも目下この研究をすゝめてゐるので近く發表されるらしい、昆布は北海道が主産地であるが、年產額の實收高は約七八千萬圓にも達すると稱せられ、採取は七月の二十日に始まつて十月の末まで採取され、最も盛りは七八月である。昆布には十數種類あるが、主たるものは「まこんぶ」「りしりこんぶ」「みついしこんぶ」である。

生存年限は二ヶ年であつて、第一年のものは水昆布と稱し繰り大形とならず、味も不味である。第二年のものは本昆布と稱し、是は其種類特有の大きさ、味色等を呈するのである。尙主たる種類について形狀を記せば、

「まこんぶ」葉は一寸五分乃至二寸五分、葉は兩緣薄くして少し皺あり、中帶部は全幅の五分の一內外である。

葉の幅の最も廣い所は下から全長の三分の一乃至二分の一位の所であつて四五寸である。全長は普通三四十尺位であるが、中には七十尺に達するのもある。全昆布類の二分の一の產額を有し糖分乏しく鹽味の强いものである。

「まこんぶ」昆布類中最も幅の廣いもので、葉は長さ六七尺乃至二十四五尺に達するが十尺內外が普通である。幅は全長の中央部最も廣く七八寸から一尺二三寸ある、色は黑褐色で糖分に富んで居るから食用及び菓子の製造に適當して居る。

「りしりこんぶ」葉の幅五六寸乃至一尺、全長は五尺乃至九尺、甘味ありだしの材料。

「みついしこんぶ」葉の幅は一寸五分乃至四寸五分であつて、色は濃褐色で乾燥すれば深黑色となる、主に長切昆布に製する。

尙生の昆布を喰べる場合はなるだけよくかんで、汁だけ吸つて、かすは吐き出すやうにする方がよいとの事である。從つて演說講演者その他藝人等で常に昆布湯を用ひると、聲量を豐富にし血行をよ

くして逆上或は充血することがなく、爽快な氣分を保持することが出來る。

病人の食慾を進めるスープ

大概の病人に食慾をすゝめるに一番よいのはすましスープです。これはさっぱりして居ますので食前に五勺ほど與へますと不思義に食慾をそゝるやうです。搾へ方は病人の嗜好によつて材料を變へますが、肉類をいやがらない病人でしたら、脂氣の少ない肉（スープ用の腿肉を求めるのが一番です）と人參と玉葱を細かく刻んで一緒にして水をたっぷりにして中火で二時間半位煮ます、さうしますと凡そ半分以下に煮つまりますから食鹽で薄く味をつけ、清潔な白ネルで濾して淨や脂氣を除きます。若し濾したスープをすかして見てまだ脂氣があるやうでしたら、細長く切つた白紙でスープの表面を數回こするやうにしますときれいに取れてしまひます。肉類の嫌ひな病人でしたら肉の代りに鰹節を使ひます、この場合には、野菜だけを前と同じやうに煮てから鰹節を加へます。鰹節は薄く削つてありますから、長い時間煮ると却つて味が逃げてしまひます。

飽きが來ないやう……
納豆の變つた食べ方

ひじきは滋養が豐富で、水分六・一八二。蛋白質一九・二六。脂肪八・一七。纖維二・八〇〇。灰分一・〇九〇。溶無窒物六・〇九九といふ内容をもつてゐる上に、蛋白質を分解する酵素と、澱粉を消化する酵素を有してゐるので、食物の消化をも助ける譯ですから成るべく多く食膳に上すがよろしいが、常に同じ食べ方をすると飽きが來ますから變つた食べ方を紹介します。

◇納豆汁＝納豆と味噌を摺つて、にぼし・昆布などで味を作り豆腐か葱か油揚げを浮かして戴くと、大變香氣のある美味しい汁が出來ます。又この味噌の代りに酒粕を少し入れ込んでも結構です。

◇納豆味噌＝大豆を煎つて擂鉢で荒く摺り、皮を吹飛ばし壓しつぶした大麥を大豆一合に對して三合位を共にご飯むしの中に入れてよくふかし、大きな平膳にあけて、丁ど麥糀一枚を混ぜ、その上に竹の棒を三四本渡して蒲團で包んで置きますと、二三時間で冷え出しますから上に湯たんぽを入れ、更に上から大蒲團で包んで置きますと一夜位で香のよい納豆が出來ます。夫れをかめの中へ入れて時々かき廻しながら一ヶ月位置きますと、金山寺味噌の樣になり美味しい納豆味噌が出來ます。少しづゝ小皿に取つて香の物代りにするとよろしい。

◇野菜納豆漬＝細い胡瓜小なす・こかぶ・等ぢ小さく刻んで薄鹽で二日位漬け、後ぢ取り出してほとんど同じ位の分量の納豆を混ぜ、カメに入れ上から押蓋をして押へ付けて、一ヶ月位ねかして置きますと、よい香氣をした滋養豐富で美味しい漬け物が出來ます。

偶感

A S

動物の世界には、墮胎と云ふ樣な馬鹿げた行爲はおそらくなからう。生物學者でないから、太鼓判をおすわけにはゆかないが……。

ところが、人間の世界になると、墮胎は、嬰兒殺と共に、原始時代から存在してゐる。

不義の快樂の結晶が之を導いたり、食物が缺乏してゐるために、或るものをまぶいてゆくのである。世話になつた老人さへ、自分の虫のおさまるやうな種々な理窟をつけて、或る年に達すると捨てた人間だから、勝手に出來た子を、料理する位は、いざとなると、朝飯前の仕事だ。

我國に於ても、「孝は、万德の本」などと、親がしかつめらしく特權？を宣傳し、子へ孝の尊さをうるつけ乍ら、他面には、「勝手に生れやがつた子」は、まぶくことに、躊躇しなかつたのである。

而て、古代法に於ても墮胎を處罰せず、德川時代に於ても、表面はとにかく、墮胎は、社會的慣習であり、爲政者も無干渉であつた。公認とは云はれないにしても、少くとも默認をしてゐたのである。

「百姓と油粕は、搾るほどとれる」と考へてゐた支配階級にも、農村の疲弊がうすゝわかり、墮胎をやむを得ず許容してゐたものか、搾取量を大きくするために、是認してゐたものか、それは俄に判別がつかないが、墮胎數が「一國十八万に及ぶ」と錄されてゐるのを見ると、かなり甚しかつたらしい。

たゞこゝに著しく墮胎や嬰兒殺の數の分布が、宗派的分布と正比例してゐることである。

たとへば眞宗の如き、生を享けることを、限りなき尊いことゝし、嬰兒殺や墮胎を、敎理的結果から憎惡する宗敎の頒布してゐる地方は、極めてその數がすくない。これは領主と農民との關係、及び農民生活と、產兒の狀態、並に文化的諸相など考究すべき種々な點を殘してゐる。

×

明治十三年に至つて、我國は、この墮胎を法律でもつて初めて禁止した。現行刑法の如何は、記述の限りにあらずだ。

×

ところが、失業の洪水、生活の不安、經濟的苦痛が、峻嚴におしせまつてくると、かつては、正義人道に卽して樹立されたこの法令が、個々の現實的事象としては、矛盾と撞着を以て再び、追ひ迫つてくる。

かつては、文明開化により封建思想を打破し、明るく清い世界を建立するために努めた大衆——而て墮胎の如きは、不倫な戀や性慾の奴隸の結果から來るより外にあり得ないと斷定した民衆が、働くため、食ふため、一家を救ふために、妊娠した子の處置に困ることゝなつて來たのである。

某法醫學者の調査した墮胎事件の統計によると、このやむにやまれぬ現實苦か

ら犯した犯罪が、大多數のパーセントを占めてゐるのである。

もう少し具體的に之を云ふと、プルジョア階級では、公兒は勿論私生兒が生れても、適當な方法が講ぜられてゆくのである。

恰も、他の動物の世界では、生れ乍らに、天然の生きる糧をもつてゐるやうにプルジョア階級の子は、同じ闇から闇にたとひ葬るにしても、墮胎を要せないのだ。

ところが、一の産業婦人、一の職業婦人には、子を孕むことは、或る場合、社會的に、食ふか死ぬかの切實な問題であり、乃至、生活上やむにやまれぬ悲劇の誕生をみるのである。

「そんな原因をつくらなければよいぢやないか?」

と敎育者や、道化役者は云ふかも知れぬ。だが産業婦人だつてやはり人間であり、職業婦人だつて、血が通ふてゐる。

調和した神の世界ならかうした矛盾もなからうが、そこが、なつかしくもあり、おそろしくもあり、かなしくもある「人間」の世界、理窟通りには行かないのである。

もつと、ずばと、おし强く云ふならば、生むことの不自然よりも、完全にうみそだてさせぬこの現實の制約こそ排撃さるべきものであらねばならぬ。

×

だがまア、先づそんなにむきにならずに、この墮胎を觀察してゐると、正義だとか人道だとか云ふことも、究竟は、人間の見解如何に出ないことも。

墮胎にしても、古來から宗敎的に禁止したものと、奬勵したものとの相反する思想がある。ギリシヤでも、とかく科學的?に世の中を觀察し、組織しようとした愛卽知の哲學者プラートンは、監獄論に於ても分類拘禁の要を說き、今に於てさへ、敬服されるやうな名論をあげてゐるが、墮胎についても、生理學的見解其他から四十歲以上の婦人の墮胎は、義務であるとさへ論じ、その弟子のアリストートルもまた之を奬勵してゐる。スパルタに於ては、これは、墮胎よりも、嬰兒殺しであるが、盛に貧弱な子を、社會がらまびいていつた。これは、スパルタの繁榮をのぞむ國家主義的な立場から、つまり役にたゝぬくひつぶしを、つぶして行つたのである。優生學を「地」で行つたのである。ローマでは、その趣旨は少しちがふが、その家族制度から、父に絕對な生殺與奪の權をやはり與へてゐた。

×

キリスト敎は、人道主義の觀點からではなかつたが、一切の人間は、罪を背負ひ、洗禮しなければ、胎兒でも地獄におちるといふ敎理から之を禁止したのは當然であるが、そこにはやはり、さうは行かない理由があり、くだらぬ胎兒の魂などの這入る時期が論ぜられたりしつゝ、盛んに行はれ、十八世紀になつて初めて、禁止法令が出た。

×

それはとにかく、議論は、どちらにも正しさうな理由がつけられる樣だが、さし迫つた問題は、生活問題、新しい生死

問題にぶつかつたこの胎兒を如何にすべきかの「産兒制限」と云ふことが、深刻にこの事象をふせぐ可く唱導されてゐるが、まだ實際上は、これはプチブルの世界へであり、一般大衆は、それ迄の性的敎養を有せないのである。

試みに自分に問ふてみるがよい。まのあたりの性病については、かなり自覺した筈の文明人が、未だに「シビリゼーション・イズ・シビリゼーション」と云はれるほどに、實際の豫防を缺いてゐるのである。

況んや、眞實の戀、眞實の夫婦生活の端的に、事實上、大衆が何等かの豫防的方策をめぐらされるか?

ありとするならば、まだ〳〵たゞ單に「子があつてはうるさい、自分の享樂が出來ない」と云つた貴族的思慮と遊戲觀念をさしはさみうる餘地のある不純な人種のみだ。

だからこそ、この問題が現實のまな板の上に登されてくるのである。

×

かくて、問題は、社會問題としての性質を帶びてくる。現行刑法は、醫學的見地から、例外を設けてゐるが、これは、同じ樣な理由と條件のもとに、社會的見地から、やはり例外をおかねばならぬではないかといふ。

×

これは、もとより、いろんな世界に枝をのばしてゐる。優生學的見地、民法上の缺陷、經濟苦、生活苦、乃至は、未然にそれを防ぐ方法、性的敎養、等々。

けれど、いづれにしても、胎兒が生れた方がよいのか、わるいのかは、一般、勞働大衆の現實的な問題であるだけ、問題は、刑事政策的にも社會政策的にも、重大視さるべきであらう。殊に頻發する親子心中や、嬰兒殺しのいむべき犯罪を眼前にうかべたとき、吾々は、何とかせねばならない樣な、衝動を感じるのである。

獨逸でも、社會黨は戰後、姙娠四ケ月迄の人工流産は、是認せよと叫んでゐる。英國では、古くから三ケ月までの墮胎を默認してゐる。

サヴエット・ロシアでは、當然の歸結として一九一七年の十月の樹立と共に、墮胎の禁止は撤廢された。而てそれは更に其後合法的に行施されるやうになつた。是非をこゝで論斷する資格はない。たゞ、刑をあつかひ、罰を扱ふものの、明瞭なる再慮を要するものと信ずるのである。



敍位敍勲

敍從六位　敎誨師　正七日下智性
敍正八位　看守長　勳七　柴尾半三郎
敍從七位　敎誨師　長原智輝
敍正七位　看守長　從七勳八　安東亮治
同　同　同　延原簡一
同　同　從七勳七　小松直清
敍勳六等授瑞寶章　典獄　從五　吉田律
敍勳八等授瑞寶章　看守　甲乙女和吉（水戸）
敍正七位　朝鮮總督府看守長　石川亥之松（平壤）

敍任辭令

兼任朝鮮總督府屬法務局行刑課勤務ヲ命ス　朝鮮總督府看守長　三原金次（西大門）
命二見岡支所長　看守長　佐藤忠一（網走）
任保健技師（大阪）　敎誨師　長原智輝
九級俸　醫務囑託　大倉功（大阪）
三級俸　司法屬　高橋健
同　同　鍵山俊治
五級俸　同　天津剛
給七〇　同　古田圓正
三級俸　看守長　雨村信七（神戸）
同　同　上田清三郎（上京區支所長）
四級俸　同　伊藤助秀（高山支所長）
同　同　枇杷橋喜一（巢鴨）
同　同　高橋佐一郎（同）
同　同　泉顯彰（小田原）
六級俸　同　林仁次郎（市谷）

六級俸　看守長　越田利二（市谷）
給五七　同　土谷正光（同）
給七〇　同　平方義孝（豐多摩）
七級俸　同　齋藤茂三郎（同）
給六三　同　山下兼三郎（同）
九級俸　同　岡田梯一（巢鴨）
給六三　同　瀧澤齊（千葉）
八級俸　同　立石晉作（同）
給七〇　同　平田均一（水戸）
給五七　同　榎本寧（同）
同　同　渡邊末太郎（同）
給六〇　同　佐久間安藏（同）
六級俸　同　榎本高義（宇都宮）
給五三　同　笠原まちの（同）
五級俸　同　永井梅太郎（前橋）
九級俸　同　飯村清司（同）
七級俸　同　古川英一（靜岡）
八級俸　同　奥田將（甲府）
六級俸　同　大島市三郎（長野）
八級俸　同　島垣潤（同）
五級俸　同　梶間織次郎（新潟）
給六七　同　齋藤宇作（同）
給五三　看守長　金山石政（同）
給四七　同　北澤逸司（同）
給六〇　同　高田苗治（京都）
給六三　同　楠敏一（大阪）
給五三　同　吉岡董太郎（同）
給四七　同　山本祐助（同）
九級俸　同　渡邊進（神戸）
給七〇　同　高橋龜貴（德島）
給七〇　同　市原福馬（同）
七級俸　同　家石熊太郎（同）
給五三　同　横柳邊海（高知）
五級俸　同　菊地卯吉（名古屋）
同　同　鈴木與一（同）
七級俸　同　佐藤秀次（同）
給六三　同　久保居岡四郎（同）
八級俸　同　吉田太郎（岐阜）
給六〇　同　來間義一（同）
八級俸　同　高木初二（金澤）
六級俸　同　田口房治（廣島）
七級俸　同　田中明雄（同）
八級俸　同　藤本政一（同）
給七〇　同　三角飾藏（山口）

同	七級俸	小林寛（岡）
同		小舟（高知）
同		尾立（香川）
同		骨根原（愛野）
同		杉川（千葉）
同		竹鼻（大阪）
同		七本木（愛野）
同	六級俸	尾立（香川）
同		東須賀（大阪）
同		杉川（千葉）
同		田中（名古屋）
同		井上（静岡）
同		三好（高知）
同	五級俸	数藤師加藤（鹿児島）
同		三好（高知）
同		宮崎（静岡）
同		飯島（新潟）
同		里（佐賀支）
同	四級俸	典獄補発田常次郎（神戸）
同		鈴井正親（岡崎）
同		三木文次（高松）
同		八澤都三郎（大阪）
同	三級俸	石橋無事（福島）
同		多田隈久（久留米）
同		赤城一雄（小田原）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二級俸	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同		小俣省一郎（八王子）
同	一級俸	井上吉四郎（長崎）
同		多田隈久（久留米）
同	准判任	赤城一雄（小田原）
同		齋藤敬治（江戸）
同	一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	四十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	四十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	四十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	四十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	四十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	四十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	四十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	四十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	四十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	四十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	五十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	五十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	五十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	五十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	五十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	五十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	五十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	五十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	五十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	五十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	六十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	六十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	六十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	六十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	六十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	六十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	六十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	六十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	六十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	六十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	七十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	七十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	七十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	七十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	七十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	七十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	七十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	七十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	七十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	七十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	八十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	八十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	八十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	八十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	八十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	八十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	八十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	八十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	八十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	八十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	九十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	九十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	九十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	九十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	九十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	九十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	九十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	九十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	九十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	九十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百二十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百二十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百二十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百二十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百二十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百二十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百二十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百二十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百二十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百二十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百三十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百三十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百三十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百三十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百三十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百三十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百三十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百三十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百三十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百三十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百四十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百四十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百四十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百四十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百四十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百四十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百四十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百四十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百四十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百四十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百五十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百五十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百五十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百五十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百五十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百五十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百五十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百五十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百五十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百五十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百六十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百六十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百六十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百六十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百六十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百六十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百六十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百六十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百六十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百六十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百七十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百七十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百七十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百七十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百七十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百七十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百七十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百七十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百七十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百七十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百八十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百八十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百八十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百八十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百八十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百八十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百八十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百八十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百八十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百八十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百九十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百九十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百九十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百九十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百九十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百九十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百九十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	百九十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	百九十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	百九十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百二十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百二十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百二十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百二十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百二十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百二十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百二十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百二十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百二十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百二十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百三十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百三十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百三十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百三十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百三十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百三十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百三十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百三十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百三十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百三十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百四十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百四十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百四十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百四十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百四十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百四十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百四十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百四十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百四十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百四十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百五十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百五十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百五十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百五十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百五十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百五十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百五十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百五十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百五十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百五十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百六十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百六十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百六十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百六十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百六十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百六十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百六十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百六十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百六十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百六十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百七十等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百七十一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百七十二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百七十三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百七十四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百七十五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百七十六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百七十七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百七十八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百七十九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百八十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百八十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百八十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百八十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百八十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百八十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百八十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百八十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百八十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百八十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百九十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百九十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百九十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百九十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百九十四等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百九十五等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百九十六等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	二百九十七等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	二百九十八等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	二百九十九等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百一等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百二等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百三等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百四等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百五等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百六等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百七等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百八等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百九等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百十等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百十一等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百十二等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百十三等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百十四等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百十五等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百十六等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百十七等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百十八等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百十九等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百二十等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百二十一等看守	石橋無事（福島）
同		齋藤敬治（江戸）
同	三百二十二等看守	向邊然（高松）
同		牛島巌（高松）
同	三百二十三等看守	小俣省一郎（八王子）
同		井上吉四郎（長崎）
同	三百二十四等看守	石橋無事（福島）
同

昭和五年六月中入出監並月末在監人員

△ ハ減

Prison Population during the Month of June, 1930

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增 前月比較	減 前年比較
受刑者	38,518	4,248	3,703	39,063	38,518	35,460	545	3,603
刑事被告人	4,888	4,039	4,345	4,582	4,888	3,977	△ 306	605
勞役場留置者	452	740	704	488	452	371	36	117
乳兒	8	10	7	11	8	12	3	△ 1
總計 男	43,106	8,832	8,544	43,394	43,106	39,102	288	4,292
總計 女	760	205	215	750	760	718	△ 10	32
總計 計	43,866	9,037	8,759	44,144	43,866	39,820	278	4,324

備考　內朝鮮人受刑者男1,315人女1人　刑事被告人男151人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	刑事被告人	計	國名		受刑者	刑事被告人	計
中華民國	男	97	13	110	佛蘭西	男	—	3	3
	女	1	—	1					
露西亞	男	1	—	1	波斯	〃	1	—	1
伊太利	〃	1	—	1	總計	男	101	16	117
羅馬尼亞	〃	1	—	1		女	1	—	1

矯正図書館
刑政第43巻第9号

昭和五年六月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of June, 1930

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	909	—	909	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	909	—	909
市谷 Ichigaya	106	11	117	× 72 1,022	× 1 51	× 73 1,073	17	—	17	—	—	—	1,217	63	1,280
豊多摩 Toyotama	872	—	872	— 183	— —	— 183	2	—	2	—	—	—	1,057	—	1,057
巣鴨 Sugamo	2,077	—	2,077	— —	— —	— —	29	—	29	—	—	—	2,106	—	2,106
横濱 Yokohama	625	—	625	— 164	— 4	— 168	17	—	17	—	—	—	806	4	810
千葉 Chiba	747	—	747	× 1 49	— 2	× 1 51	5	—	5	—	—	—	802	2	804
水戸 Mito	406	—	406	— 43	— 3	— 46	9	—	9	—	—	—	458	3	461
宇都宮 Utsunomiya	478	133	611	— 22	— 1	— 23	3	—	3	—	—	—	503	134	637
前橋 Maebashi	1,319	—	1,319	× 1 66	— 1	× 1 67	20	—	20	—	—	—	1,406	1	1,407
靜岡 Shizuoka	751	—	751	× 15 90	— —	× 15 90	9	—	9	—	—	—	865	—	865
甲府 Kōfu	521	—	521	— 39	— 2	— 41	2	—	2	—	—	—	562	2	564
長野 Nagano	621	—	621	× 2 54	— 3	× 2 57	11	—	11	—	—	—	688	3	691
新潟 Niigata	380	—	380	× 9 46	— 1	× 9 47	5	—	5	—	—	—	440	1	441
京都 Kyoto	839	129	968	× 6 140	— 2	× 6 142	7	—	7	—	—	—	993	132	1,125
大阪 Osaka	3,376	1	3,377	× 6 520	— 6	× 6 526	43	1	44	—	—	—	3,945	8	3,953
神戸 Kobe	1,561	—	1,561	× 5 166	— 4	× 5 170	32	—	32	—	—	—	1,764	4	1,768
奈良 Nara	688	—	688	× 1 24	— 1	× 1 25	8	—	8	—	—	—	721	1	722
滋賀 Shiga	380	—	380	× 3 6	— —	× 3 6	1	—	1	—	—	—	390	—	390
德島 Tokushima	502	4	506	— 10	— —	— 10	12	—	12	—	—	—	524	4	528
高松 Takamatsu	870	2	872	— 39	— —	— 39	4	—	4	—	—	—	913	2	915
高知 Kōchi	580	8	588	× 1 25	— 2	× 1 27	11	—	11	—	—	—	617	10	627
名古屋 Nagoya	1,698	62	1,760	× 8 154	× 1 5	× 9 159	27	—	27	—	1	1	1,887	69	1,956
三重 Mie	700	—	700	× 2 48	— 1	× 2 49	1	—	1	—	—	—	751	1	752
岐阜 Gifu	663	—	663	× 1 62	— 2	× 1 64	5	—	5	—	—	—	731	2	733
金澤 Kanazawa	646	17	663	× 2 92	× 1 5	× 3 97	7	—	7	—	—	—	747	23	770

矯正図書館
刑政第43巻第9号

廣島 Hiroshima	1,034	85	1,119	× 4 124	— 7	× 4 131	15	—	15	3	—	3	1,180	92	1,272
山口 Yamaguchi	671	1	672	— 73	— 1	— 74	13	—	13	—	—	—	757	2	759
岡山 Okayama	929	3	932	× 9 64	— 2	× 9 66	20	1	21	—	—	—	1,022	6	1,028
松江 Matsue	674	—	674	× 3 38	— 2	× 3 40	3	1	4	—	—	—	718	3	721
松山 Matsuyama	596	—	596	× 1 48	— 1	× 1 49	11	—	11	—	—	—	656	1	657
長崎 Nagasaki	645	2	647	× 3 85	— 4	× 3 89	10	1	11	1	—	1	744	7	751
三池 Miike	1,105	—	1,105	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,105	—	1,105
福岡 Fukuoka	1,721	74	1,768	× 4 132	— —	× 4 132	21	—	21	2	1	3	1,880	48	1,928
大分 Oita	382	—	382	× 5 36	— 1	× 5 37	2	—	2	—	—	—	425	1	426
熊本 Kumamoto	790	—	790	× 5 42	— 4	× 5 46	6	—	6	—	—	—	843	4	847
鹿兒島 Kagoshima	400	21	421	× 3 51	— 1	× 3 52	4	—	4	—	—	—	458	22	480
宮崎 Miyazaki	365	—	365	× 2 18	— 1	× 2 19	3	1	4	—	—	—	838	2	390
沖繩 Okinawa	345	5	350	× 1 9	— —	× 1 9	8	—	8	—	—	—	363	5	368
宮城 Miyagi	695	37	732	× 3 80	— 3	× 3 83	7	—	7	—	—	—	785	40	825
福島 Fukushima	318	—	318	— 20	— —	— 20	16	2	18	—	—	—	354	2	356
山形 Yamagata	220	—	220	× 1 20	— —	× 1 20	—	—	—	—	—	—	241	—	241
秋田 Akita	389	—	389	— 35	— 1	— 36	6	2	8	1	—	1	431	3	434

青森 Aomori	226	—	226	— 31	— 1	— 32	2	2	4	—	—	—	259	3	262
札幌 Sapporo	1,079	32	1,111	× 3 138	× 1 3	× 4 141	16	—	16	—	—	—	1,236	36	1,272
函館 Hakodate	391	1	392	— 29	— —	— 29	3	—	3	—	—	—	423	1	424
網走 Abashiri	593	—	593	— 4	— —	— 4	1	—	1	—	—	—	598	—	598
釧路 Kushiro	247	—	247	× 2 13	— —	× 2 13	2	—	2	—	—	—	264	—	264
小田原（少年）(for juvenil delinquents) Odawara	273	—	273	— —	— —	— —	1	—	1	—	—	—	275	—	275
川越（同） Kawagoe(ditto)	255	—	255	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	255	—	255
姫路（同） Himeji (ditto)	488	—	488	× 2 15	— 1	× 2 16	12	—	12	—	—	—	517	1	518
岡崎（同） Okazaki (ditto)	256	1	257	× 5 36	— 1	× 5 37	—	—	—	—	—	—	297	2	299
岩國（同） Iwakuni (ditto)	272	—	272	— 10	— —	— 10	1	—	1	—	—	—	283	—	283
久留米（同） Kurume (ditto)	340	—	340	× 1 18	— —	× 1 18	3	—	3	—	—	—	362	—	362
盛岡（同） Morioka ditto)	226	—	226	— 15	— —	— 15	2	—	2	—	—	—	243	—	243
北海（同） Hokkai (ditto)	111	—	111	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	111	—	111
八王子（同） Hachioji(ditto)	110	—	110	× 2 6	— —	× 2 6	2	—	2	—	—	—	120	—	120
總計 Sum Total	38,461	602	39,063	× 194 4,254	× 4 130	× 198 4,384	477	11	488	8	3	11	43,394	750	44,144

矯正図書館
刑政第43巻第9号

行刑法令

○在監者ノ寝具

（監獄法第三十二條同施行規則第十九條第二項同第九十條第一項）

●寝臺用藁蒲團ニ關スル件

（昭和五年五月行甲第七九〇號行刑局長依命通牒）

居房ニ寝臺ヲ設備スル刑務所ニシテ收容者ノ保健上必要アルトキハ獨居房設備ノ寝臺ニシテ鐵製ノモノニ限リ左記ニ依リ敷蒲團ノ外ニ藁蒲團ヲ使用相成差支無之候

左記

種目	細別	側	眞	摘要
藁蒲團	病者用	白綿布	藁三〇瓩	側綿布ハ外米空袋布等ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
	舍房用	淺葱綿布	〃 一〇瓩	

備考

一、本表ノ藁ノ量ハ敷蒲團ノ寸法（長サ一七〇糎幅八〇糎）ヲ標準トシテ定メタルモノニシテ寢臺ノ構造ニ依リ藁蒲團ノ寸法ヲ伸縮シタルトキハ本表ニ準シ藁ノ量ヲ增減スルコトヲ得

○自辨襯衣ノ品質

（監獄法第三十二條同施行規則第八十九條第一項）

●受刑者ノ自辨襯衣ノ品質ニ關スル件

（昭和五年七月行甲第一〇九二號行刑局長通牒）

標記物品ノ製式ニ關シテハ昭和二年十二月行甲第一八一二號ヲ以テ通牒致置候處夏季ニ於テ之カ自辨ヲ許可セラルル際ハ其ノ品質（男女共）白色木綿又ハ同縮ノ類ヲ使用セシメラレ度候

○敎誨原簿ト個性調査

（監獄法第二十九條第十四條同施行規則第十九條第二項第三項）

●敎誨原簿樣式制定ノ件

（昭和五年七月行甲第一〇三二號司法省訓令）

明治四十二年十月司法省訓令第四號中敎誨原簿樣式ヲ別紙ノ通改正ス

（敎誨原簿樣式）

所長　敎務主任　敎誨師

入所年月日	年　月　日	罪名及數		刑名及刑期		刑期終了年月日	年　月　日	假出獄條件期間經過ノ日	年　月　日	釋放年月日及事由		犯罪概要		前科		入所前ノ保護狀況	
個性		犯罪原因		性質		思想		生育關係		交友關係		職業沿革		素行		財産	
健康狀態		飲酒		嗜好		特技		兵役		敎育		宗教 宗派寺院信仰					

本籍地		親族關係	續柄	家庭ノ狀況	家族親族近隣者並被害者等ト本人トノ感情
現住地			氏名		
身分 氏名 生年月日 戸主トノ續柄 出生別及稱呼番號	族平民戸主 第　番 年　月　日生		年齡		
			存亡		
			職業		
			素行		
			現住地		

教誨原簿

釋放時					在所時					
思想	信仰	學力	餘置金	作業賞與金	作業		賞罰			
					年月日	業種	工場	舍房	摘要	
生計ノ方法	歸住地	引受人ノ氏名續柄職業年齢現住地			行狀					
					年月日					
					改悛ノ狀					
釋放後ノ保護ニ關スル事項					記事					

記載例

一、身分帳簿身上票各項ニ該當スル項目ニシテ特ニ記載例ヲ定メサルモノハ同身上票ノ記載例ニ準シ概要ヲ記入スヘシ

二、入所前ノ保護狀況欄　少年ニ對スル保護處分ノ概況及再入所者ニ對スル前刑釋放後ノ保護狀況ヲ記入スヘシ

三、個性欄

個性ハ左ノ區分ニ依リ記入スヘシ

生來、習慣、偶發、不詳

四、犯罪原因欄

犯罪原因ハ左ノ區分ニ依リ記入スヘシ但シ數箇ヲ兼ヌルモノハ連記スヘシ

貧困、利慾、虛榮、懶惰、射倖、食慾、酒慾、色慾、酒色、娛樂、憤怒、怨恨、嫉妬、復讐、疾苦、生育不良、家庭不良、親族不和、迷信、友誼、公益、誘惑、模倣、不用意（過失、輕卒、過誤、無經驗、無頓着）災難、刑餘ノ不信用、出來心、其他、不詳

五、性質欄

性質ハ左ノ區分ニ依リ記入スヘシ但シ數箇ヲ兼ヌルモノハ連記スヘシ

陰險、剛愎、傲慢、殘忍、粗暴、佞奸、執拗、狡猾、放縱、短慮、疎放、懦弱、頑冥、魯鈍、愚直、愚曲、偏狹、險僻、輕躁、浮薄、怜悧、溫和、沈着、質朴、快活、淡泊、其他

六、思想欄

詭激思想ヲ懷抱スル者及其ノ疑アル者ニ對スル思想ノ種別、所屬團體名等ヲ記入スヘシ

七、交友關係欄

親交アル友人ノ氏名及其ノ素行ノ良否等ヲ記入スヘシ

八、教育欄

教育ハ左ノ區分ニ依リ記入スヘシ

高等教育アリ、中等教育アリ、普通教育アリ、普通教育ヲ受ケス、無筆

九、健康狀態欄

收容者健康診查規程ニ依ル身體及精神狀態ニ對スル診查ノ成績、總評等ヲ記入スヘシ

十、親族關係欄

祖父母、父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹其ノ他必要ト認ムル親族ノ氏名、年齡、存亡、職業、素行、現住地等ヲ記入スヘシ

十一、家庭ノ狀況欄

家族ノ狀況、家庭ノ良否、生計狀態等ヲ記入スヘシ

十二、家族、親族、近隣者竝被害者等ト本人トノ感情欄

家族、親族、近隣者竝被害者等ト本人間ニ於ケル相互ノ感情ヲ記入スヘシ

矯正図書館

十三、作　業　欄　主ナル業種及其ノ就業年月日、場等所ヲ記入スヘシ
十四、賞　罰　欄　賞罰ヲ行ヒタル年月日、種類、程度及其ノ事件名ヲ記入スヘシ
十五、行　狀　欄　身分帳簿行狀錄取扱例ニ依ル行狀審査ノ査定事項ヲ記入スヘシ
十六、記　事　欄　教誡、教育、接見、信書等ニ關シ參考ト爲ルヘキ事項其ノ他處遇上必要ト認ムル事項ヲ隨時記入スヘシ
十七、釋放時ノ部ニ屬スル生計ノ方法、歸住地、引受人ノ氏名等ハ入所後成ルヘク速ニ調査シテ之ヲ記入スヘシ
十八、記入事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度訂正スヘシ

○少年處遇ニ關スル實質主義

（少年法第九條）

※準少年處遇ニ關スル件
（昭和五年六月二十日行甲第九三一號行刑局長通牒）

準少年ニ付テハ其ノ訓令並通牒ニ依リ適當ニ選擇シ少年ノ刑務所ニ移送相成居候事ト思料致候ヘトモ往々ニシテ移送者中性行、心身ノ發育、經歷、境遇、家庭ノ狀況等ニ依リ其ノ必要ナキノミナラス却テ他ノ收容者ニ惡影響ヲ及ホス處アルモノ有之候樣認メラレ候斯クテハ準少年處遇ノ精神ニモ反シ遺憾ノ次第ニ有之候條其ノ處遇ヲ爲スヘキヤ否ヤニ關シテハ單ニ年齡ノミニ依據セス諸般ノ狀況ヲ愼重ニ調査シ訓令並通牒ノ趣旨ニ反セサル樣御取計相成度尙少年ノ刑務所ニ於テハ準少年中二十三歲ニ達シ尙引續キ準少年處遇ヲ爲スヲ相當ト認ムル者ニシテ刑期三分ノ二ヲ經過シタルモノナルトキハ尙殘刑期間其ノ處遇ヲ爲スコトヲ得

記

一、準少年ニシテ二十歲ヲ超エタルトキハ特ニ引續キ其ノ處遇ヲ爲スヲ相當ト認ムル者ノ外ハ一般收容區分ニ依リ成年ノ刑務所ニ移送スヘキコト
二、大正十一年六月行甲第九三二號ノ一準少年處遇ニ關スル訓令第三項ハ例外規定ナルヲ以テ嚴格ニ解スルコト
三、準少年中滿二十三歲ニ達シ尙引續キ準少年處遇ヲ爲スヲ相當ト認ムル者ニシテ刑期三分ノ二ヲ經過シタルモノナルトキハ尙殘刑期間其ノ處遇ヲ爲スコトヲ得

法學志林
第三十二卷　第八號
昭和五年八月一日發行

刑法における法治國思想の展開……牧野英一
賃借權の性質についての歷史的考察……岩田新
教育法としての新累進制……正木亮
□プロイセンの累進制に關する批判
民事判例研究……我妻榮
□民法第百十條の適用範圍
白耳義の社會防衛法……大塚鄕二
非理法權錄……雨花子
其他

東京　法政大學發行

法學新報
第四十卷　第九號
昭和五年九月一日發行

論叢
商法雜題……松本烝治
□株式買入消却に依る減資に就て
法律と慣習……三谷隆正
聖トマスの自然法論の史的研究（三・完）……船田享二
資料
佛蘭西に於ける勞働災害論概說（一）……小玉治行
海上保險起源論（七・完）……寺田四郎
女子の犯罪と刑罰……奧野光紀（譯）
說苑
英法のセツトルメントに就て（三・完）……土方寧
雜報
英國選舉法資料……杉浦末吉
外國文獻輯報　記事

發行所　中央大學內　法學新報社
發賣所　有斐閣（東京神田一ツ橋）　巖松堂（東京神田仲猿樂町）
定價　一冊　五十錢　郵稅　一冊　一錢五厘

刑政第43巻第9号
矯正図書館

法學協會雜誌

第四十八卷第八號
八月一日發行

毎月一回一日發行
一冊定價金五拾錢
六冊前金參圓（送料共）
一ケ年前金六圓（送料共）

法律學に於ける理論と實踐……法學博士 加藤正治
朝鮮親族法……法學博士 高柳眞三
德川時代缺落考（四・完）……法學士 藤田東三
民事訴訟法判例批評（一〇〇）……法學士 尾高朝雄
二〇五　裁判外ノ和解成立シ否認權ノ訴ヲ取下ケタル後ニ於ケル否認ノ目的タル不動產ノ返還請求
◎法理研究會記事「統帥權に就て」
民事法判例研究錄　昭和四年度（八）

發行所　東京帝國大學法學部構內　法學協會
發賣所　東京神田區一ツ橋通町　有斐閣　振替東京三七〇番

京都帝國大學法學部

法學論叢

昭和五年八月八日　八月號　第二十四卷第二號

海洋の自由……末廣重雄
盜犯防止法における正當防衛の擴大化……瀧川幸辰
古代エヂプトに於ける不動產登記制度（二・完）……田中周友
ウェ・エスの史的研究——特にその組織に關して——……池田榮
民訴及び破產法雜題……井上直三郎
和議の實體的效力と新破產——民訴第二一條と共同訴訟
民事判例批評
民法第三百八十七條の期間と競賣の申立——無效なる濫除の通知と增加競賣（末川博）——無記名手形と裏書（竹田省）——親族會決議無效の確認訴訟——抗告事件の差戻と判事の除斥（山田正三）

壹冊金五拾錢稅壹錢半　發行所　京都帝國大學法學會
半年分郵稅共金參圓　發賣所　東京　有斐閣
一年分郵稅共金六圓

刑政第43巻第9号

矯正図書館

昭和五年八月一日發行

法律論叢

第九卷第八號

論說

勞働爭議の法規的調整と最近の思潮……森山武市郎
生存權及び勞働權の要諦（一）……村瀨武比古
英國の裁判所（一）……冠木精喜
受託者の信託違反に就て（二・完）……永井壽吉

資料

プロイセン階級行刑令（一）……森山武市郎
ユーゴースラヴヰア國の新支拂國難解決法（一）……齋藤常三郎

判例研究

商法判例研究……水口吉藏

判例要旨

民事判例三十二件　刑事判例三件

月間時事

明治大學內
明大學會發行

末弘嚴太郎博士責任編輯

法律時報

第二卷　九月號　第九號

□卷頭言

論說

從物又は附加物に對する抵當權の效力……松本烝治
抵當法改正論……石田文治郎
工場抵當法に於ける所謂狹義の工場抵當に就て……蒲生清
不動產金融改善について……西岡實太
資本主義と抵當制度の發達……我妻榮
未定……
强制自働車保險論……鈴木武雄
獨逸勞働裁判所の實績……藤岡長敏
辯護士法改正問題とその經緯……山口正太郎
國際司法裁判所問題一束……吉田三市郎
……青木節一
……末弘嚴太郎
脫法行爲……穗積重遠

隨想

有閑法學（九）——
國家試驗に付いて——
京都大學生より座談會への抗議……大塚正
森田兩君著「改正民事訴訟法解釋」を讀む……大森洪太

新刊批判

資料

獨逸に於ける抵當證券制度要領・瑞西に於ける擔保附債務證券制度要領・不動產抵當證券法案要綱
判例要旨・新法令・文獻月報・法律相談・法律時報

法律時觀

東京昭和丸ビルノ內
日本評論社
振替東京四一六一三一番
電話丸內一一四

行刑界の最高權威書出現!!!

司法省行刑局長　松井和義
東京帝大教授
法學博士　牧野英一　編纂

行刑論集

←「刑政」第五百號記念大論文集→

◉序文　清浦伯爵
◉菊判　美本七百七十二頁　花井博士
◉定價　並製四圓　上製四圓五拾錢　牧野博士

晩近刑事學の重點が、行刑に遷ることになつたことに付ては、最早疑はない。實證を離れて行刑の存在はない。特別豫防を省みない刑事政策は黒犯防止に對しては殆んど意義がない。そこに歐米各國が行刑制度の研究、その設備の完成に精進しつつある所以があるのであり、我國に於ても行刑に關する問題が、朝野識者の耳目を聳動する事になつたがそれは結局社會の要求に外ならないのである。

茲に於て、斯界の唯一の指導、研究機關として、明治廿一年より四十餘星霜の間、刑事思潮を醸成してゐた我が「刑政」は第五百號發刊を記念して、斯界に劃期的貢獻を爲す可くここに「行刑論集」を刊行することにした。

執筆者は孰れも斯界の權威者、その内容は行刑の各方面の問題を網羅し之を一卷に納め盡して居る。

われ〳〵は茲にわが國に於ける唯一の實證的な參考書の編纂されたことを自誇したい。

↓内容↑

牧野英一……近代的自由型の誕生　瀧川幸辰
豊島直通……未決勾留に就て　小野清一郎
正木亮……教育に於ける作業の地位　吉田熊次
森山武市郎……行刑衞生に就て　芥川信
河邊湛然……累進制に關する或考察　椎名通藏
住江敬義……不定期刑　泉二新熊
古畑種基……精神病學と刑務所　三宅鐵一
勝水淳……釋放者保護事業概觀　大原昇
小山松吉……監獄の沿革　岡部常
木村龜二……跋　松井和義

教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰　安處分斷片
少年刑務作業に對する教化的考察
監獄に於ける累進制
わか國に於ける累進制
指紋
犯罪の社會的觀察
我國に於ける懲役の沿革
國際刑務會議

殘本僅少

發行所　刑務協會　電話銀座二三四四番　振替東京二五〇五九番
賣捌所　有斐閣　電話九段三二三番　振替東京三七〇番

法曹會雜誌

第八卷第九號
九月一日發行
定價金五拾錢

○手形債權の差押に就て……東京地方裁判所判事　谷井辰藏
○賣渡擔保附信託行爲（三・完）……大審院判事　前田直之助
○訴の取下（二・完）……名古屋地方裁判所判事　下山四郎
○盜犯防止法と正當防衞……平良區裁判所判事　栗脇盛吉
○支那歷代法術法官の名稱沿革……東洋大學講師　佐伯復堂
○明治裁判物語（十九）○マリヤルズ號事件（八）……大審院判事　尾佐竹猛
○西の國の裁判の語（二十六）○謎の電話の話……大審院判事　大森洪太
○武州飯能漫談……東京控訴院檢事　西村卯

◆法曹會決議　◇司法省訓令通牒回答　◇戸籍事務協議會決議　◇判所要旨　◇雜報

發行所　東京市麹町區一番地　振替東京一四番　電話銀座二五二番　司法省構内　法曹會
發賣所　東京神田　有斐閣　松栢堂

刑政第43巻第9号

矯正図書館

法律新報

第二百二十七號

昭和五年八月廿五日發行　（毎月三回五の日發行）

〔法律新報〕再び辯護士法の改正に就て

〔論　說〕民事訴訟法の改正（一三四、法學博士山内確三郎）

▲軍務大權の輔弼機關（下、法學博士松本重敏）▲商標の實施權問題（上、辯護士飯塚半衛）▲民事訴訟法に於ける公法人の代表權限の證明に就て（辯護士片桐孝之助）▲會社法を論ず（下、辯護士松倉慶三郎）

〔海外事情〕捜査實話　科學と犯罪（四二、安東禾村生）▲獨逸大審院判例＝看護婦の過失と病院の責任（法學士永見茂）

〔雜　報〕廣島法曹協議會協定事項　▲蚊涙錄（一二、辯護士森馥）▲東京公證人會懇親會　▲飯岡辯護士逝去　▲東京商工會議所の商法中會社編に關する改正決議事項

〔判　例〕例に依り大審院以下各裁判所の判例滿載

發行所　東京丸の内仲通三號館

法律新報社　定價金一部二十錢・送料五厘

編輯餘錄

本誌八月號の三水漁夫の戸位の懺悔の中の死刑執行の場面は特に興味深々たるものがあつた。數十年の典獄生活に於て一度の死刑執行にも立合れなかつた氏は確かに死刑廢止の一人者の樣に見える。爲さねばならぬ職務を敢然として避けられた氏はその胸底深く死刑廢止の人道的叫びを持つて居られるに違ひない。

□　アメリカの電殺に用ゐる電氣ボタンは數十あ。がその中のたつた一つのボタンに電流が通じて居るのみである。そのトリツクは人が人を殺すといふいやな氣持を避けるに役立つものだとされる。どうせ殺されるのではあるがとにかく執行官の氣持ちはそれでわかる。

□　わが三水漁夫の感情といひ、アメリカの執行官のその氣持ちといひいづれも人道主義の表徴である。執行官にかやうな感情が押し寄まるときこゝに死刑は人類のあひだからすつかり退却して了ふにちがひない。編輯子はその日の一日も速からんことをいのつて止まない。

□　編輯子は數月前より行刑法令として調令通牒を選んで之に法條對照を試みた。その試みは一には事務上の便宜の爲めと二には研學者の參考に資し度い爲めである。決して今の形式を墨守する積りはないのだから讀者諸君から之に對する御忠告を受くることがあれば其だ幸である。

□　讀者諸君の投稿が非常にふえたことは洵に嬉しい。出來る丈け掲載したいのではあるがあげて物笑ひの種となるのは反つて御迷惑だと思ふから編輯子に於て然るべく選定して居ることを諒せられたい。

（昭五・八・二〇夜、あき羅）

定價　一冊（稅共）　金二十五錢
六冊（稅共）　金一圓五十錢
十二冊（稅共）　金三圓

廣告料　五號活字半段一行　金一圓
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和五年八月二十八日印刷納本
昭和五年九月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　住江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話　銀座　二三四四、三八二五番

43e Année n° 9 Septembre 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— Du nouveau décret prussien sur l'éxécution progressive de la peine.

Tokiwa, T.— L'avenir du droit pénal et la mesure de sûreté.

Saegi, F.— Des problèmes pénitentiaires en Chine.

Yoshimasu, S.— Etudes psychologiques et psychiatriques des incorrigibles.

Mouvement des idées à l'étranger:

C. Wilcox, Parole : principle and practice ; W. Martin, Alcatraz— a common sense prison.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio